

第2編 避難基本計画

第1章 基本方針

1-1 富士山火山広域避難計画からの主な改正点

令和3年3月の富士山ハザードマップ改定に伴い、協議会(計画検討委員会)は、富士山火山広域避難計画(以下「広域避難計画」という。)の改定を行った。その主な内容は表-1のとおりであるが、改正内容等の裾野市計画への反映に当たっては、地形・地理等防災上の特性を踏まえ、必要事項を反映した。

表-1 旧計画からの主な改正点

No	項 目	内 容
1	不確実性を踏まえた避難対策	火山災害は、予兆の発生から噴火までが長期間にわたる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定されるなど、大きな不確実性を有している。これらを考慮し、いのちを守ることを最優先しながら、くらしを守る避難にも最大限配慮した。
2	計画の位置づけ及び名称の変更	火山災害は、山体からの距離等に応じて到達する現象や到達時期が異なり、富士山の火山災害警戒区域内(3県27市町村)で画一的な対応では、実効性の高い避難体制の構築は困難であるため、新計画では基本的な指針を示し、名称を「富士山火山避難基本計画」に変更した。
3	噴火現象の特性に基づく避難対策	関係団体が、地域特性を考慮した避難体制を定める際の参考となるよう噴火現象の特性を整理し、発生から避難までの時間的猶予がなく、生命への危険性が高い現象の影響範囲からは噴火前の避難を採用した。
4	避難対象エリアの区分の見直し	これまで5区分であった避難対象エリアを、6区分とし、これまで以上に効果的な避難体制の構築を推進することとした。
5	移動手段・避難開始時期の見直し	全住民が一斉に車両で避難を開始した場合、深刻な渋滞の発生が懸念されるため、限られた地域資源である道路を避難行動要支援者が優先的に使用できるよう配慮し、観光客等についても、避難行動要支援者の避難と重ならないよう避難(帰宅)時期を設定した。
6	噴火シナリオの作成	平時から噴火開始、噴火活動の終息まで、段階に応じた対応が共有できるよう基本的な噴火シナリオを整理した。また、住民避難対策の参考とするため、噴火警戒レベルに応じた避難対応及び社会で起こりうる事象を中心にまとめた。

No	項 目	内 容
7	避難先の見直し	噴火現象の到達が想定されない地域(避難対象エリアの外側)まで避難することとしていたが、ハザードマップが精緻化されたことや、暮らしを守る観点から隣接市町村への避難も採用することとした。
8	移動手段の見直し	一般住民にあっては噴火後の避難を原則とした溶岩流は、市街地では「流下速度が低下すること」「流下範囲から数百m～数km離れれば足りること」から自家用車ではなく、徒歩により避難することとした。なお、避難行動要支援者は車両による避難とする。
9	降灰からの避難について	大規模な降灰が生じる噴火は、その発生後に判明するものであり事前に察知することは困難であり、避難(移動)中に大規模な降灰が生じると身動きが取れなくなる可能性があるため、自宅又は近隣の堅牢な建物内での屋内退避を原則とした。
10	噴火前の自主的な分散避難について	噴火警戒レベル1～3までの間で、避難指示の発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかけることとした。なお、この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能。
11	情報共有の迅速化	対面形式の会議のみだけでなく、オンライン会議を活用し、迅速な情報共有を図ることとした。
12	避難行動要支援者等関連施設の避難対策	避難行動要支援者関連施設の施設管理者が、避難(確保)計画を定める上で、検討すべき共通の項目を定めた。
13	児童生徒等の避難対策	富士山ハザードマップの改定に伴い、影響範囲が市街地方面に大きく広がったことから、幼稚園・保育園・学校における避難対策を新たに設けた。
14	観光客等に対する帰宅の呼びかけ	観光客・登山者は、避難ではなく「帰宅」と整理し、住民の避難時期と重複しないよう避難開始時期を見直した。五合目から上の登山者に対しては「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された時点で下山指示を、第4次避難対象エリアから内側に滞在する観光客に対しては噴火警戒レベルが3に引き上げられるまでに帰宅を促すこととした。
15	普及啓発	本計画を実現させるには、行政機関のみならず住民の理解と協力が不可欠である。各地域の特性を考慮した計画を策定し住民や関係機関に周知するとともに対話等を通じて理解を深めることが重要である。富士山の特性を知り、富士山がつくった地形や造形に親しみ緊急時には自主的な避難行動がとれるよう地域防災力の向上を図ることとした。

1-2 対象とする噴火現象

避難基本計画では、火山活動に直接起因する現象のうち、平成16年度に策定された富士山ハザードマップの検討委員会において、約3,200年前以降、複数の実績があり発生頻度が高い現象として火山防災マップが作成された噴火現象(火口形成、火砕流(火砕サージ)、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰及び降灰後土石流)を対象とした。

令和3年3月に公表された新しい富士山ハザードマップでは、対象とする期間が約5,600年前以降となるとともに平成16年度版富士山ハザードマップが策定されて以降の研究成果を踏まえ噴火実績が見直された。これに伴い、想定火口範囲、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流のハザードマップや、大きな噴石の影響範囲、降灰後の土石流の影響範囲について見直され令和3年3月に富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書が公表された。

本計画では避難基本計画において避難の基本方針が定められていた各噴火現象について、ハザードマップの見直しを踏まえ、1)避難計画の適用地域の拡大、2)新たな避難方針とする必要性、3)「『いのちを守る』避難を優先し、『くらしを守る』避難についても最大限配慮」の3点を基本的な考え方(表-2)とし、必要な検討を行った。

本計画で対象とする噴火現象は、令和3年3月にハザードマップが示された各噴火現象とし(表-3)、避難基本計画においても対象外とした岩屑なだれ(山体崩壊)等については、これまでと同様の方針であり、具体的な場所や影響範囲、発生の予測等が明らかになった時点で対象の是非について検討を行う。

表-2 本計画における避難の考え方

いのちを守る避難	くらしを守る避難
・ 家財の持ち出しが制限される場合あり (徒歩による避難の場合など) ・ 避難先は、避難所や仮設住宅に限定されず、噴火の状況により、避難の拡大も想定	・ 避難期間が長期化する場合でも生業の継続に配慮した避難 ・ 田畑や家畜の世話をできる距離内での避難

表－3 本計画で対象とする噴火現象

避難基本計画での対応	火山活動に直接起因する現象	本計画での対応
対象	富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書においてハザードマップが記載されている噴火現象 ①火口形成 ②火砕流(火砕サージ) ③大きな噴石 ④溶岩流 ⑤融雪型火山泥流 ⑥降灰 ⑦降灰後土石流 ⑧小さな噴石	対象とする。
対象外	それ以外の現象 [災害実績図のみ作成済みの現象] ・岩屑なだれ(山体崩壊) [発生する可能性がある現象] ・水蒸気爆発 ・火山ガス ・空振 ・火山性地震(地殻変動) ・洪水氾濫 ・津波	対象外

1-3 計画の前提

(1) 避難基本計画の位置づけ

本計画は、富士山火山における避難対策を講じる上で不可欠である火山現象の特性に応じた基本的な避難方針を示すものである。実効性のある避難体制を構築するためには、避難基本計画で示す基本的な考え方を前提として、裾野市の地域の特性を反映させた市避難基本計画計画を策定した。

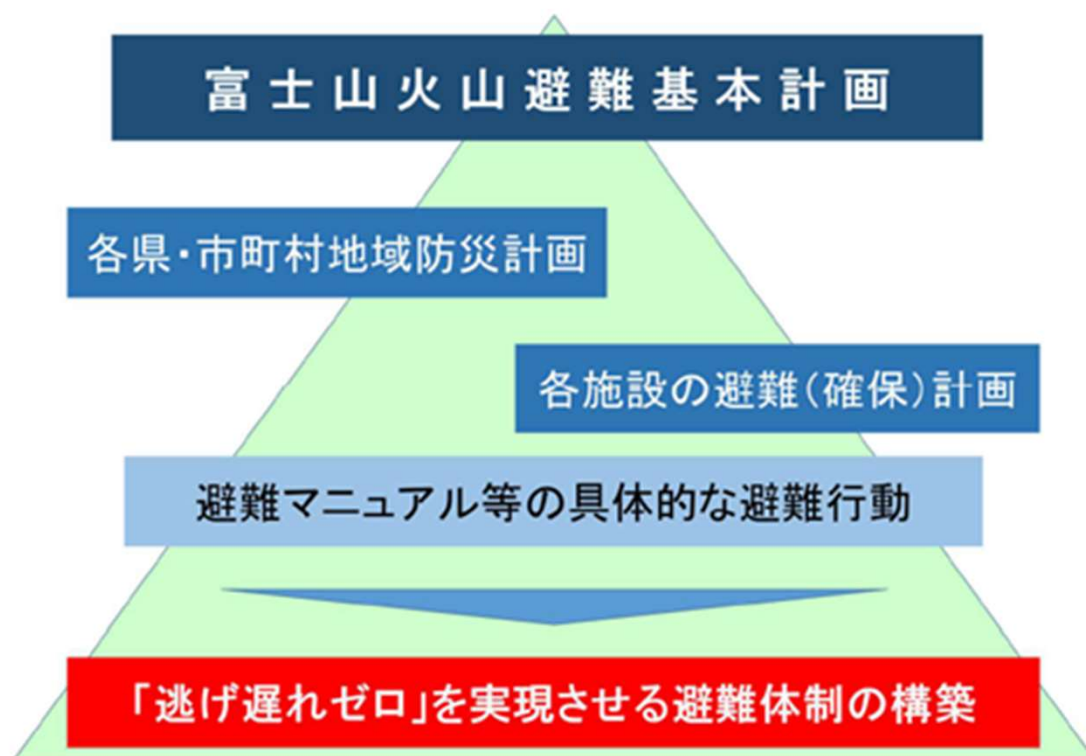


図2-1 富士山火山避難基本計画の位置づけ

(2) 不確実性を踏まえた避難体制について

火山災害は、予兆から噴火まで長時間となる場合や、結果的に噴火に至らない場合も想定される。また、噴火後、数時間で沈静化するのか、数年に及ぶのかについても予測できない。

このため、最も速やかに避難できる手段を採用する一方、避難が必要となる住民の生活基盤維持や一時帰宅が過度な負担とならない避難先を設定する必要がある。

(3) 新たな避難方針の必要性について

新たな富士山ハザードマップでは、火山現象の到達時間、到達範囲が大きく見直されたため、協議会としてまずは、簡易的なシミュレーションにより、避難基本計画における避難方針の適用範囲の見直しで足りるのか、避難基本計画において噴火前に全方位(富士山の全周)避難を採用していた「想定火口範囲」「大きな噴石の影響範囲」「火砕流等の影響範囲」「溶岩流が3時間以内に到達する可能性のある範囲」から立ち退き避難に要する時間を算出した。これにより、道路組成や市街化の度合いは、地域ごとに異なるが、自家用車避難による深刻な渋滞発生が懸念される地域によっては、徒歩による避難の必要性が明らかになった。

(4) 新たな避難方針について

不確実な要素が多い火山災害の対策では、多くの住民が遠方まで避難することが必ずしも効果的とは言えず、生活基盤をなるべく維持しつつ、避難が必要となった段階で、その範囲の住民が、短時間で避難できる方法を検討した。これにより、住民のいのちを守ることを前提としつつも、避難による避難者及び地域の社会経済的負担を過度なものとしなため、必要な範囲の住民を短時間で避難させることを方針とした。このような協議会の考えの元、裾野市は、市内企業等の支援協力を受け、市独自に溶岩流の流下及び避難時の交通シミュレーションを実施して、噴火口位置や溶岩流の流下方向に応ずる合理的かつ効率的な避難要領を策定した。

(5) 避難基本計画の内容

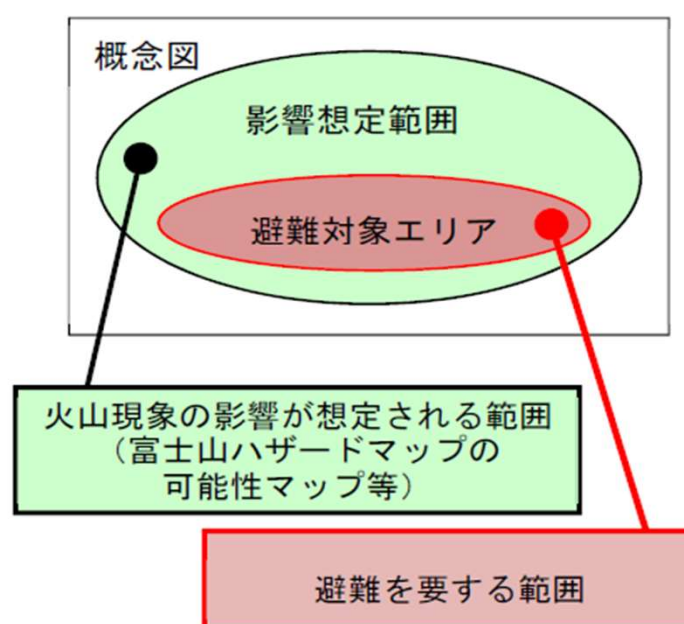
本計画では、噴火の規模や様態に応じて段階的に避難させる地域を拡大することを基本的な考え方とする。

1-4 影響が想定される範囲と避難を要する範囲

本計画では、表3の①～⑧の火山現象について、影響が想定される範囲「影響想定範囲」と、避難を要する範囲「避難対象エリア」を、それぞれ設定する(図 2-2)。

ただし、①火口形成、②火砕流、③大きな噴石、④溶岩流の4種の火山現象は特に火口近傍での迅速な避難が必要となるため、まとめて取り扱うこととする。

- ①～④ 火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流の影響
想定範囲
- ⑤ 融雪型火山泥流の影響想定範囲
- ⑥ 降灰の影響想定範囲
- ⑦ 降灰後土石流の影響想定範囲
- ⑧ 小さな噴石の影響想定範囲



※出典：富士山火山避難基本計画(富士山火山防災対策協議会)

図2-2 影響想定範囲と避難対象エリアの関係

1-5 避難対象者の区分

本計画では影響想定範囲に滞在する人々を、「一般住民」、「避難行動要支援者」、「観光客・登山者・来域者(通勤・通学者等)(以下「観光客等」という。)」の3つに区分する。

避難行動要支援者は、一般住民より避難に時間を要することから、一般住民より早い段階での避難準備、または避難とする。観光客・登山者・来域者は、「避難」ではなく「帰宅」とし、円滑な避難を行うために、避難行動要支援者が避難を開始する前に帰宅を促し、地域のスリム化を図る。なお、本計画において「入山規制」とは、避難を要する区域への立入を制限し、当該区域内からの退去を促すことをいう。

1-6 噴火現象の特性と避難時期について

噴火現象の特性と避難時期については、噴火現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを、図2-3のとおり整理する。富士山では、様々な噴火現象が想定されるが、時間的猶予がなく、また、生命への危険性が大きい現象からは、噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする(図2-3の囲み内の現象)。

大きな噴石及び火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の一部(ハザードマップ中の「事前避難が必要な地域」)は、避難までの時間的猶予がないこと及び生命への危険性が高いことから、これらの現象の影響範囲内からは噴火前に立ち退き避難を行うこととした。

溶岩流は、協議会の基本的な考え方は、「生命への危険性は高いが、移動速度が大きくないため想定火口範囲から離れた地域では時間的猶予があることから、現象発生後に必要な範囲での避難とする」とあるが、静岡県地域防災計画「6 火山災害対策編、第1章第3節 避難計画」では、第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を第2次避難対象エリアに位置づけ、避難行動要支援者の避難の妨げとならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則としている。裾野市においても、市独自にシミュレーションを実施して、須山地区全域を噴火前避難に指定した。(第2章第1項1-1「火山現象の影響範囲と避難対象エリア」参照) ※ 別添資料「溶岩流流下ラインSim(データ)」参照

降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後の自宅や近隣のRC造等の堅牢な建物での屋内退避など自市町村内で安全が確保可能な場所での避難を原則とする。

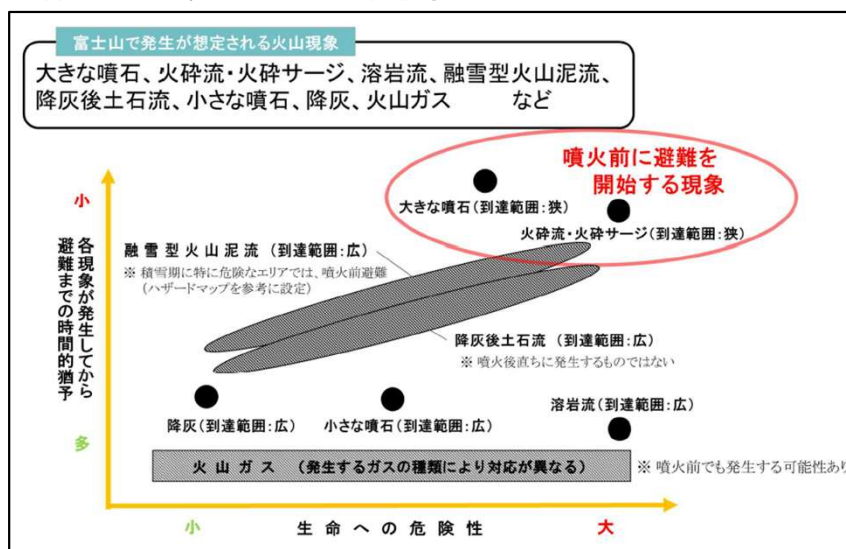


図2-3 火山現象の特性と避難時期の整理

1-7 避難先について

直ちに遠方へ避難することはせず、段階的に避難を拡大する(移動自体が大きな負担となる避難行動要支援者への対応については継続して検討を要する)。避難対象者はまず自市町村内に避難とし、受入れ可能人数を超えた場合や噴火の規模に応じて市町村外へ避難を拡大する。この場合、同一県内の他市町村へ避難することを基本とするが、火山活動等の状況、地理的要因及び避難者の希望等から、隣県への避難が必要となった場合には、山梨県、静岡県、神奈川県が相互に協力し、更に避難を拡大する必要がある場合には、近県に対して避難者の受入れ要請を行う。

裾野市において須山地区の噴火前避難は、想定火口範囲の第1次避難対象エリア及び大きな噴石飛来の危険性がある第2次避難対象エリアである十里木高原地域をはじめ地域全般に溶岩流の到達時間が極めて速いことから、噴火警戒レベルに応じ、須山地区内に設置する避難所や市内南東地域の溶岩流が流下しない地域に所在する「深良中学校」及び「東中学校」へ避難させる。

(細部は、第2編第2章5項段階別の避難の流れ「噴火前の避難計画」参照)

噴火後避難においては、溶岩流が裾野市に影響する(市街へ流下してくる)場合は、噴火口位置及び流下方向等の流下ライン(パターン)に応じ、市内避難を追求するが、状況により市外(広域)へ避難する。

近隣市町等との調整・連携により、努めて市近傍地域への避難(一時退避を含む。)を追求するが、県外を含む本格的な市外への広域避難については、県の統制・指示に基づき避難先を決定する。避難要領の細部は、(第2章の避難基本計画)に記述する。

2 避難開始基準

避難の開始基準は、「噴火前」、「噴火開始直後」、「噴火状況判明後」の3つの時点に分けて、表-4のとおり設定する。

表-4 避難開始基準

時 期	対 応
噴火前	気象庁が発表する噴火警戒レベルに応じて避難
噴火開始直後 ※	噴火現象の影響範囲を完全に特定できない状況であり、広めの範囲に避難指示を発令
噴火状況判明後	火山の状況(噴火現象の状況)に応じて避難

上記は、基本的な考え方であり首長の判断で避難指示を発出することを妨げるものではない。

※ 噴火開始直後とは、噴火後に火口位置の特定、もしくは、溶岩流の流下方向が判明するまでの間をいう。

(1) 噴火前

噴火前は、生命への危険性が大きく、避難までの時間的猶予がない現象の影響範囲から立ち退き避難を行う。

気象庁が噴火警報、噴火予報に付して発表する噴火警戒レベル(表-5)に応じた避難開始基準を事前に定める。噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。各火山の火山防災協議会で検討を行い、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」が市町村・都道府県の地域防災計画に定められた火山で運用されており、富士山においては平成19年12月から運用を開始している。

富士山における噴火警戒レベルの取扱い、次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏かそれに近い状態であることを示しているが、活火山であることに留意しなければならない。

レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表される。しかし、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととされている。しかし、円滑な避難体制を構築するため、レベル3に引き上げられる前のレベル1の段階で発出される「火山の状況に関する解説情報(臨時)」に基づき必要な防災対応を講じることを申し合わせた(平成30年3月27日開催 第8回富士山火山防災対策協議会)。

更に火山現象が活発化するとレベル3、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される(可能性が高まってきている)場合にレベル4、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態にある場合にレベル5が発表されるが、必ずしも噴火警戒レベルがレベル3、レベル4、レベル5と順に上昇して噴火に至るとは限らず、噴火警戒レベルの引き上げ前に噴火することもある。

また、レベル5に引き上げられても噴火に至らず活動が終息することも想定される。

なお、火山活動が低下する過程などにおいて、予想される噴火による影響範囲が火口周

辺に限定され、かつ居住地域から離れている場合は、レベル2を発表する場合がある。

裾野市は、協議会が示す避難対象エリア区分及び避難情報発令のタイミングに関し、静岡県地域防災計画も踏まえ、第1次・第2次避難対象エリア以外の地域も溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲が含まれている須山地区を、第1次・第2次避難対象エリア以外の地域も全て第2次避難対象エリアと位置付け、噴火前避難地域に指定をする。

(2) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、実際の噴火現象の影響範囲より広めの範囲に避難指示を発令する必要がある。噴火開始直後に避難を行う範囲として、表-7のとおり「溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲」を第3次避難対象エリアとした。

天候等により山体を目視することが困難な場合や第3次避難対象エリア内でも特に短時間で溶岩流が到達する可能性がある地域では、噴火直後に時間的猶予を確保するために、一旦避難を行い、火口位置が特定された時点、安全が確認できる段階で順次避難を解除(縮小)する必要がある。

なお、この噴火直後の避難のうち、深刻な渋滞が想定される市街地においては、徒歩による直近の避難場所まで移動することで、短時間での避難が可能となる。

第4次避難対象エリアより外側では、火口位置に関する情報に注視しつつ、必要に応じて避難を行う。

(3) 噴火状況判明後

噴火状況判明後は、気象庁をはじめとする関係機関が、火山の状況(火山現象の進行状況等)を観測し、その結果を行政機関等に伝達する。また、市は、この情報に加え、避難の状況、避難施設や避難ルート of 被災状等を考慮して、避難開始時期を決定する。

表-5 富士山の噴火警戒レベル

		平成19年12月1日運用開始 令和5年3月29日改定				
		富士山の噴火警戒レベル				
種別	名称	対象 範囲	噴火警戒 レベル (1-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。(状況に応じて対象地域を判断)	●噴火が発生。 宝永(1707年)噴火の事例 12月16日噴火開始:翌年1月1日にかけて16日間噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 ●その他の噴火事例 貞観噴火(864~866年): 北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩を流出 ●体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 宝永(1707年)噴火の事例 12月15日朝~16日午前(噴火開始前日~直前): 地震多発、東京など広域で揺れ
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。 一部の地域では住民の避難が必要。	●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 宝永(1707年)噴火の事例 噴火開始数日前~:地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動(推定)
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 一部の地域では住民の避難が必要。 観光客等は帰宅。	●地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。 宝永(1707年)噴火の事例 12月3日以降(噴火開始十数日前):山中のみで体を感じる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず ^{※1} 、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3~5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報(臨時)等 ^{※2} を発表してお知らせする)
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	●火山活動は静穏(深部低周波地震の多発も含む)。

※1) 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル2は発表しない。

※2) レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/>

3 避難対象範囲の縮小・解除

市は、国、県及び火山専門家等の関係者と、噴火の状況に応じて、表－6の基準に基づき、避難対象範囲の縮小・解除について検討を行う。

表－6 避難解除基準

時 期	対 応
噴火状況 判明時	噴火により火口の位置が特定され、別の火口の出現等のおそれのない場合は、火山現象が影響しない地域の避難解除を検討
小康期	火山現象の拡大のおそれが当面なくなった場合は、拡大を前提とした地域の避難解除を検討
終息期	火山活動が終息した場合は、帰還できる地域の避難解除を検討するとともに、長期的に帰還が困難な地域を特定し、復旧復興に着手

- (1) 避難対象範囲の縮小・解除に当たっては、行政区単位で示すことを基準とする。ただし、国、県及び火山専門家等の関係者意見を踏まえ、地形の特性を考慮して状況により、河川・道路等著名物等を境界にすることがある。また、裾野市は、今後市内各自治組織等との調整・連携を図り、自治組織(行政区)内細部単位の境界等を明確化して、避難対象(地域・人数)を努めて絞れるよう、市独自に取り組む。
- (2) 避難解除により、帰還又は立入等を実施する場合は、市民の安全・安心を第一とし、監視・警戒不測事態等に備えた体制を確立するとともに、ライフラインの状況を考慮し、市民が帰還後の生活に支障がないよう必要な基盤整備等の処置を行う。

第2章 避難基本計画

1 避難の概要

富士山で想定される噴火現象は多岐にわたるとともに、時間の経過とともに警戒すべき噴火現象や範囲が変化するため、本章では、噴火現象の対象エリア、避難全体のイメージや噴火シナリオ、そして、避難先及び避難方向の基本的考え方を整理するとともに、火山現象別に避難が必要な時期や範囲、避難対象者、避難先を示す。

なお、噴火状況判明後、種類が異なる噴火現象が同時に起こることも想定されるが、第2章第4項では、それぞれの噴火現象に対しての避難の考え方を個別に整理したものであることに注意する。

その上で、第2章第5項において、噴火前、噴火開始直後、噴火状況判明後の段階別に、考慮すべき事項や複数の噴火現象が同時に発生した場合の対応について記載する。

また、用語の定義等については、計画末項の「用語の解説」に示す。

1-1 噴火現象の影響範囲と避難対象エリア

(1) 全 般

広域避難計画と同様に「想定火口範囲」「大きな噴石」「火砕流等」「溶岩流」の到達範囲の別に避難対象エリアを設定した。

この計画の対象となる各噴火現象の影響が想定される範囲は、本計画で示す影響想定範囲とし、各噴火現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難の検討が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

(2) 避難対象エリアの見直し

ア 避難基本計画において、噴火現象の影響想定範囲は、溶岩流の最終到達範囲とし、これを第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分されたが、静岡県地域防災計画火山災害対策編において、第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を、第2次避難対象エリアに位置付け、避難行動要支援者の避難の妨げとならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始するのを原則としたことを受け、裾野市では市独自のシミュレーション等を行い、その分析結果により避難対象エリアを見直しすることとした。

イ シミュレーション分析結果(図2-4)では、須山地区は、第1次～4次避難対象エリアと幅広くエリアが分かれているが、いずれの地域も溶岩流が1時間以内に到達したり、地域近傍を溶岩流が流下し孤立する可能性があることが判明したため、市は県との調整及び須山地区住民(工業団地を含む。)への説明及び調整を実施して、須山地区全域を県地域防災計画に示す、第2次避難対象エリアとして位置付けるとともに、「噴火前避難」地域に指定した。(表-7及び図2-5参照)

ウ また、須山地区以外の地域においても、裾野市内の行政区において、溶岩流の未流下地域や流下到達時間が遅い場合であっても、周辺地形の特性上、明らかに孤立が予想される地域等は、避難対象エリア区分の繰り上げを実施(可能性マップとの整合)し、行政区別の避難対象エリアを新たに設定した。(表-8参照)

エ 須山地区十里木別荘地域における第1次避難対エリアと第2次避難対象エリアの現地区分は、住宅の状況及び住民の理解が容易な著名な道路交点や傾斜変換点を新たに境界として設定し、別荘管理事務所の協力を得て住民に広く周知・啓発を図る。(図2-6参照)

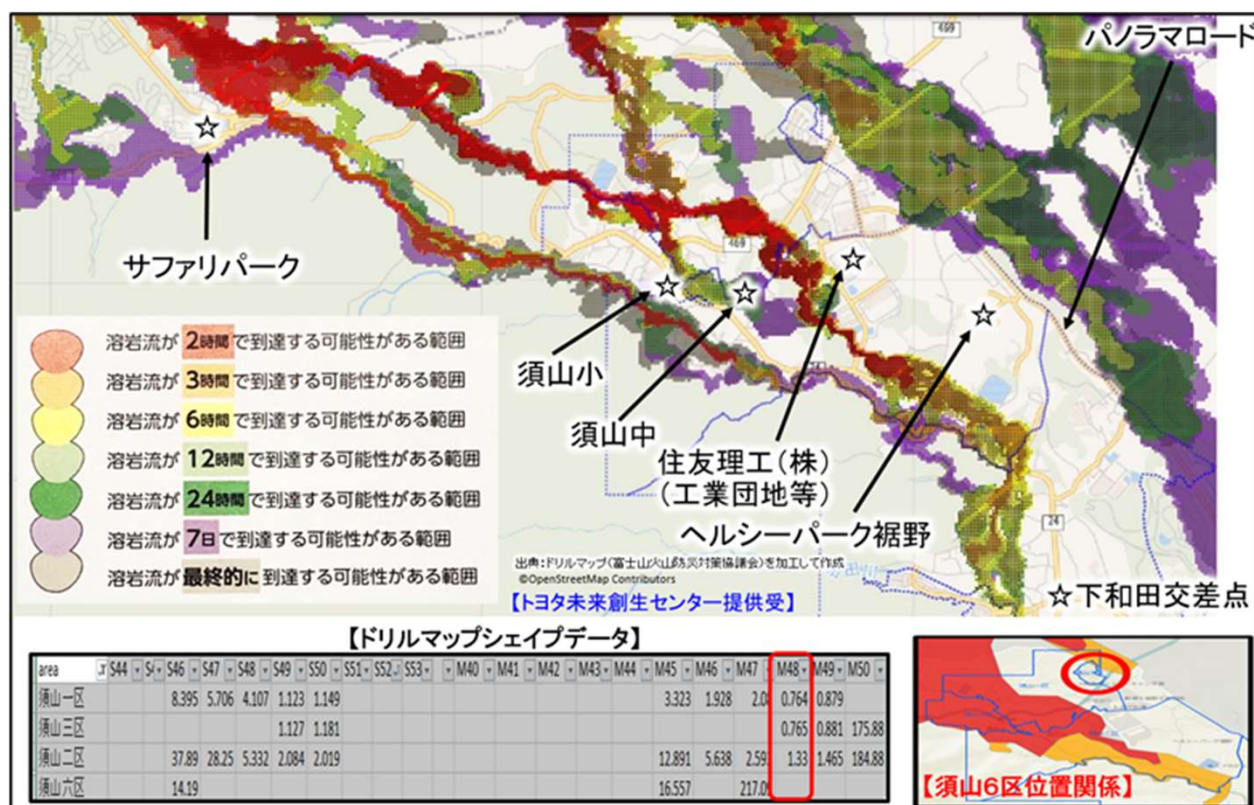


図2-4 須山地区への溶岩流流下の状況(全ドリルマップ展開等)

表-7 溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流等、大きな噴石、※溶岩流(1時間以内)到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲 ※ 須山地区(1～3区及び6区)を含む。
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間以内)到達範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流(7日間～最大で57日間)到達範囲

なお、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特性を踏まえ、各市町において避難対応等をさらに詳細に検討し、噴火前に避難を開始する範囲を拡大することは差し支えない。

(参考 避難基本計画 2.37)

噴火開始直後は、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲（第3次避難対象エリア）のうち、特に溶岩流が短時間で到達する又は溶岩流の流下により孤立する可能性がある地域において避難を行う。なお、地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げるものではない。

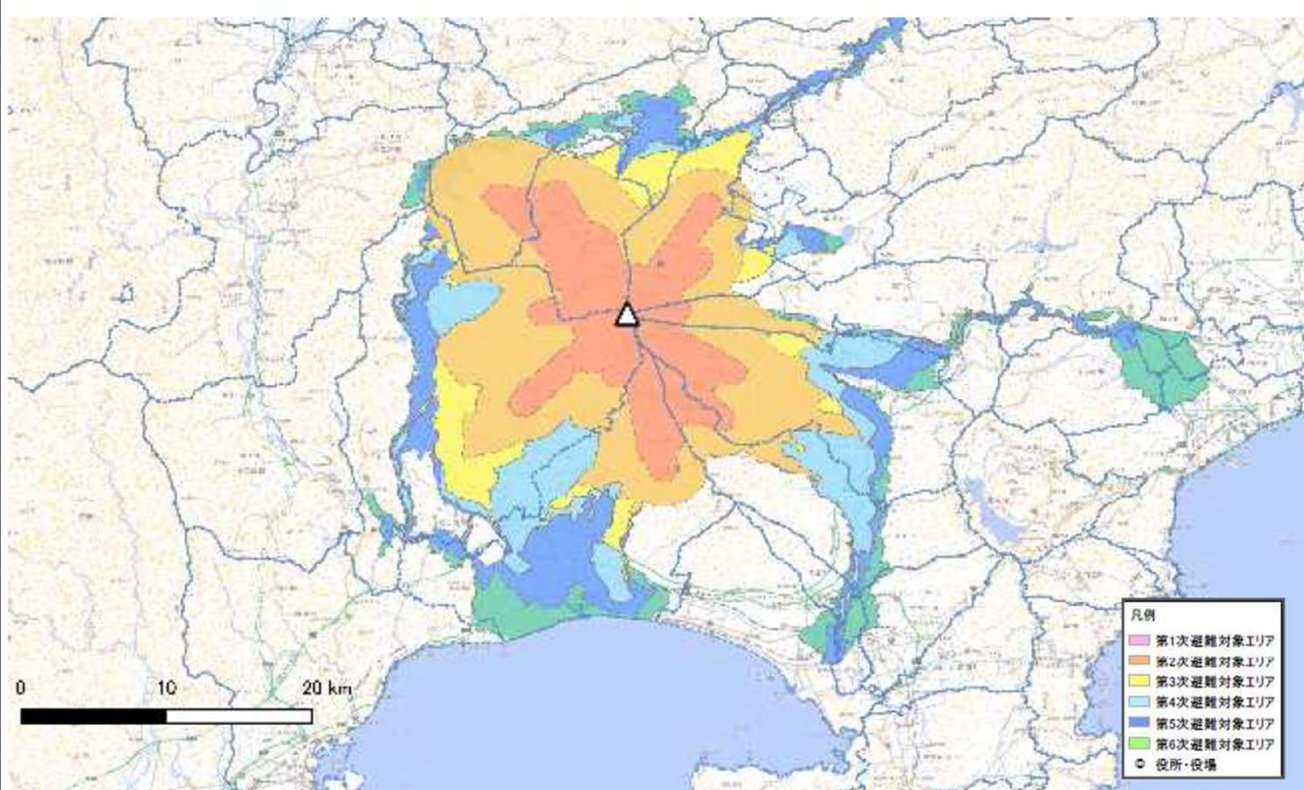


図1 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

※出典：静岡県地域防災計画

図2-5 想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア
(県地域防災計画資料)

表-8 避難対象エリア(行政区別溶岩流到達時間)

	須山地区	富岡地区	深良地区	東地区	西地区	計
1次	十里木別荘 美蓉の森林地区、 南富士3地区・ 2地区の一部				計1 十里木地区 の一部	
2次	十里木別荘 第1次避難対象 エリア以外 須山4区 ★須山1～3・6				計1 十里木地区 の一部、★4 小計6	
3次	溶岩流1～3時間 以内で到達	下和田				1
4次	溶岩流3～24時間 以内で到達	トヨタ、上ヶ田、下桑、 中村、中里、今里、千 福、千福南、呼子、田 場沢、矢崎、御宿上谷、 御宿入谷、御宿坂上、 御宿平山、御宿新田、 金沢、 (※)森脇団地、御宿 台、今里上	岩波、深良新田、 町震1、町震2、 舞台団地、遠道 原	久根	南町、堰原、大畑、 富沢、二ツ屋1、二 ツ屋2、桃園、水窪、 佐野上宿、佐野2、 佐野本宿、佐野若 狭、元町、石脇、上 町	42
5次	溶岩流24時間～ 7日間以内で到達		上原、上須、切久 保、原、和市	公文名1、公文名2、 中丸上、中丸中、中 丸下、天理町、富士 見台、新道、日ノ出町、 本村上中、本村下、 本通り、東町	緑町、伊豆島田	20
6次	溶岩流7日～約57 日間以内で到達		上原団地、南堀	和泉、峰下市の瀬、 本茶、滝頭、稻荷アル ミ、道上、茶畑団地、 鈴原、麦塚、公文名3、 公文名4		13
計	6	21	13	25	17	82

(※)避難対象エリア区域図として……森脇団地地区：本来約27h(第5次)、御宿台地区：本来約760h(第6次)、今里上区：流下想定外(孤立予想)
 流下しない(流下想定外)行政区……上城区、千福が丘区、公文名5区、青葉台区

★須山1～3及び6……溶岩流の流下1h以内到達及び孤立予想により、第2次避難対象エリアに位置付け(須山地区全域を噴火前避難地域に指定)

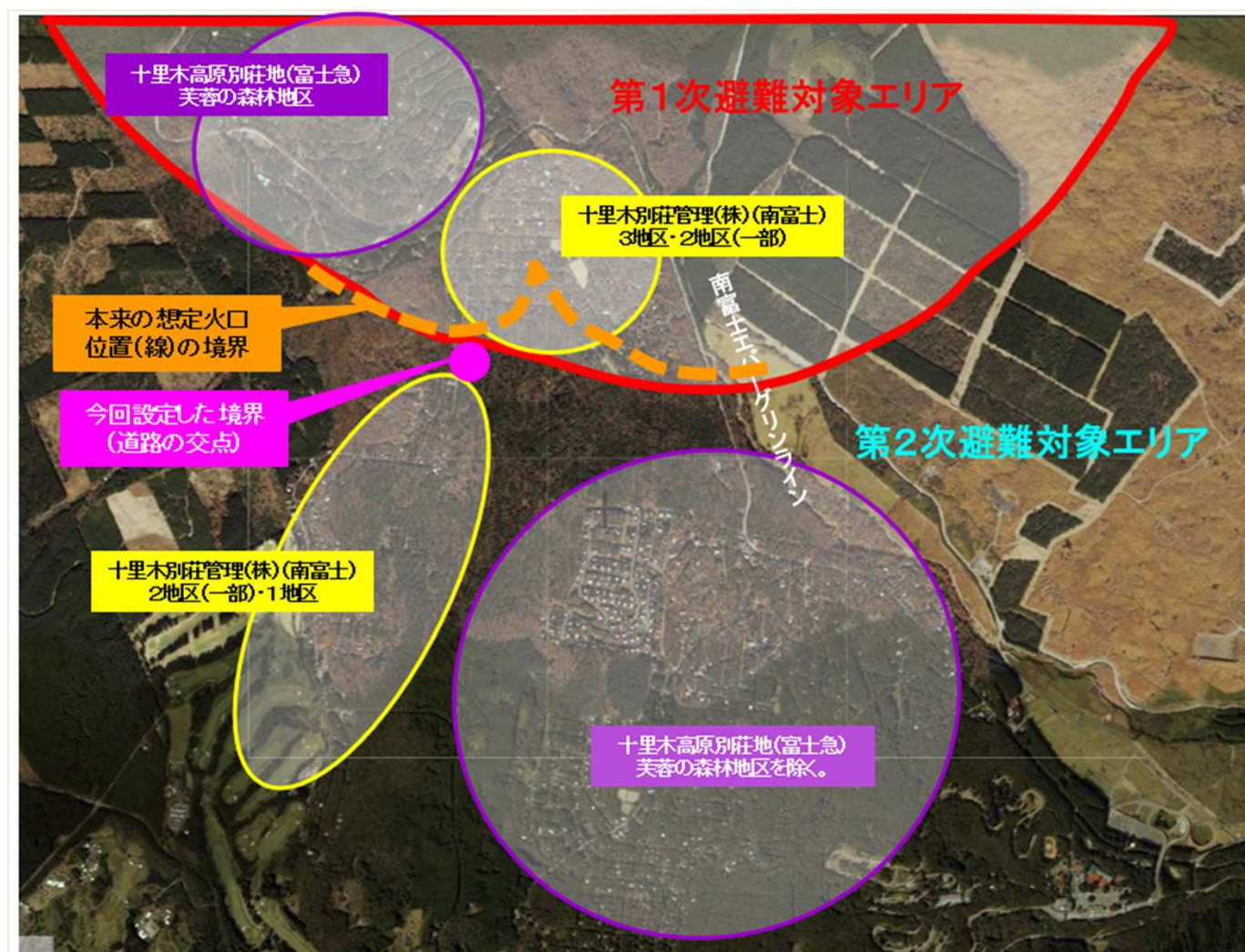


図2-6 十里木別荘地域の避難対象エリア区分(境界)の設定

1-2 自主的な分散避難の呼びかけ

富士山ハザードマップの改定により、火山現象の影響範囲が市街地方面へ拡大され、避難対象者数が増加した。

当然ながら、避難者数が減少すれば、渋滞も抑制され円滑な避難が可能となり、応急対策においても限られた資源を集中し、より迅速な対応が期待できる。

このため、本計画においては、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかけることとした。

ただし、富士山火山災害における自主的な分散避難は、原則として噴火警戒レベル1～3までの対応とし、市街地における避難行動要支援者の避難時期との重複を避けることとする。

1-3 富士山火山における避難の全体イメージ

第1次避難対象エリアから第6次避難対象エリアまでの避難時期、避難手段等をまとめると表-9及び表-10のとおりである。

なお、詳細は「2 噴火現象別の避難の考え方」に示す。

表 9-1 裾野市の富士山火山における避難の全体イメージ

避難対象エリア		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする火山現象		想定火口範囲	大きな噴石、火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
観光客等 ※1	避難時期	遅くとも噴火警戒レベル3までに帰宅(登山者は、解説情報(臨時)で下山)					
	移動手段	登山者は、5合目からはバス又は徒歩 観光客は、入域した手段による					
	避難先	自宅等(登山者、観光客、別荘利用者、来域者は、地域外の自宅への帰宅を原則とする。)					
避難行動 要支援者 ※2	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4	噴火前レベル5で準備 須山4区はレベル4	溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	車両(親族の自家用車、施設の車両、行政が手配する車両)					
	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側、ただし、第3次避難対象エリア内での避難の場合、移動用車両が待機済みで速やかに移動できる状態とすること。					
一般住民	避難時期	レベル3	レベル4	レベル4 ※3 下和田区は噴火直後	溶岩流が流下する可能性が生じた時点 須山4区はレベル4	溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	自家用車		自家用車等、または、徒歩避難 ※4			
	避難先	第3次避難対象エリア又は、第4次より外側		溶岩流の流下範囲外			
対象とする火山現象		融雪型火山泥流【ハザードマップでは、積雪量500mを想定しているため、特に積雪量が多い場合は、広く避難させる必要がある。】					
避難行動要支援者 一般住民	避難行動要支援者 一般住民	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動		【積雪期】裾野市はハザードマップで居住地域への流下はないが、積雪量が多い場合協議会等に確認し必要な地域を噴火前に避難させる			
対象とする火山現象		降灰後土石流【噴火後の緊急調査結果に基づき避難】					
避難行動要支援者 一般住民	避難行動要支援者 一般住民	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動		緊急調査結果を基本とするが、降灰後に降雨があった場合は、緊急調査結果がなくても速やかに避難(特に、土砂災害警戒区域)			
対象とする火山現象		降灰【降灰後土石流の影響範囲を除く】					
避難行動要支援者 一般住民	避難行動要支援者 一般住民	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) ※ 下和田区一般住民は、第4次避難対象エリア以降(右記)の行動		原則として、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内避難、溶岩流の流下や極めて大規模な降灰からのちを守るために避難する場合は、徒歩により移動(避難)			

※1 「観光客等」とは、登山者、観光客、別荘利用者（居所としている者を除く）、通勤・通学等のための来域者など富士山周辺以外に生活の拠点を有する者

※2 ここで記載する避難行動要支援者は、自宅生活する者を対象としている。更に、避難に時間を要する入院、入所者の対応例は、別に示す。

※3 裾野市は、須山地区を噴火前避難地域に指定（下和田区は、協議会の区分とおり一般住民は噴火直後（必要な範囲）

※4 一般住民は、自家用車等避難、または、道路の状況に応じて徒歩避難が基本とし、道路渋滞回避の必要性から努めて1世帯1台以下を奨励し、周知する。

表-10 裾野市の富士山火山における避難の全体イメージ(噴火警戒レベル別)

裾野市の富士山火山における噴火警戒レベル別の対応

裾野市の富士山火山における噴火警戒レベル別の対応							
避難対象エリア		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする火山現象 噴火警戒レベル		想定火口範囲	大きな噴石、火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
レベル1		平時(但し、活火山であることに留意)					
解説情報 (臨時)	住 民	情報収集体制(行政機関から出される情報に注意)					
	観光客等	登山者は下山	第4次避難対象エリア以内に滞在する観光客等はレベル3までに帰宅				
	分散避難	影響範囲外への自主避難を奨励 ※ 十里木別荘地管理事務所に協力依頼	影響範囲外への自主避難を希望する住民は、自主避難を実施				
レベル3	住 民	避難行動要支援者、一般住民とも避難	児童生徒の引き渡し等				
	観光客等	第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客等はレベル3までに帰宅					噴火後、必要に応じて帰宅
	分散避難	影響範囲外への自主避難を希望する住民は、自主避難を実施					情報収集体制
レベル4		避難行動要支援者、一般住民とも避難	避難行動要支援者、一般住民(下和田区を除く)は避難	情報収集体制 ※ 須山4区は、避難行動要支援者、一般住民とも避難			
		【積雪期】裾野市はハザードマップで居住地域への流下はないが、積雪量が多い場合協議会等に確認し必要な地域を噴火前に避難させる					
レベル5	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助		下和田区一般住民は情報収集体制	避難行動要支援者は避難準備	情報収集体制		
噴火直後			下和田区一般住民は避難準備	避難行動要支援者、一般住民は避難準備	情報収集体制及び避難準備		
噴火後	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助		溶岩流の流下方向は避難 ★ 流下ライン(パターン)に応じた避難 (大量の降灰が生じた場合、車両ではなく徒歩で移動)				
			降灰後土石流の可能性がある区域からの避難 (緊急調査が行われる前に降雨があった場合、渓流付近から避難)				
原則、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内避難 極めて大規模な降灰があり、いのちを守るために立ち退き避難を要する場合の移動手段は徒歩							

2 噴火シナリオ

シナリオは、実災害においては、様々なシナリオにより噴火に至る場合があり、この各種シナリオの一例は、協議会が例示している(図2-7参照)。平常時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応について、関係機関と共有できるよう、協議会が作成した噴火シナリオを基に、市の特性を踏まえた噴火シナリオを作成した。(表-11)

なお、本シナリオは、噴火警戒レベルが順次引き上げられ噴火する場合を想定したものであるが、実災害時には、様々なシナリオがある場合を念頭において、融通性・柔軟性をもった迅速かつ的確な対応が必要である。

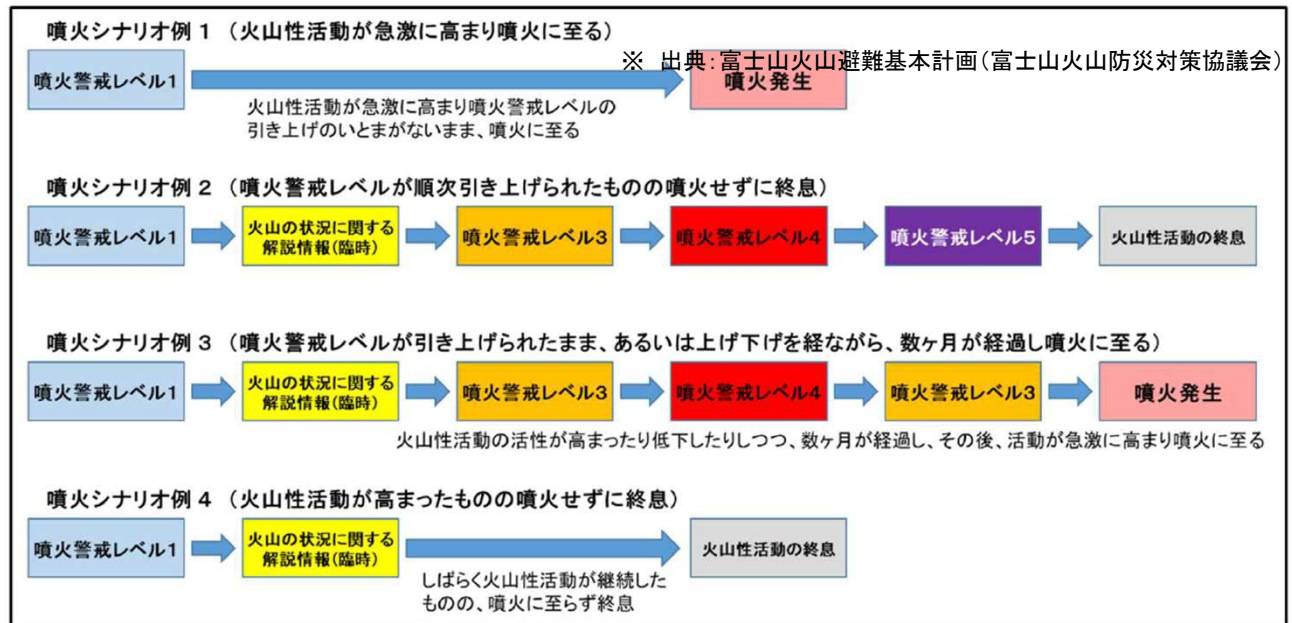


図2-7 様々な噴火シナリオの例

【参考】 実災害における噴火(もしくは噴火せず終息)までの経過の例

(噴火警戒レベル1で噴火が発生した例)

2014 年御嶽山

2014 年9月27 日、レベル1にて噴火が発生し、犠牲者63 名

2018 年本白根山

2018 年1月23 日、レベル1にて噴火が発生し、犠牲者1名

(噴火警戒レベル3で噴火が発生し、その後、レベル5に引き上げた例)

2015年口永良部島

2014 年8月に小規模な噴火が発生しレベル3に引き上げられたまま、2015 年5月29日には爆発的な噴火が発生したため、レベル5に引き上げられ全島避難を実施した。

(噴火警戒レベルが引き上げられたものの、予想された規模の大きな噴火が発生しなかった例)

2015 年桜島

2015 年8月15 日、地震活動の活発化や急激な地盤変動が始まり、居住地にまで影響が及ぶ噴火が予測されたためレベル3から4に引き上げられたが、その後火山活動は急速に衰えたため9月1日にレベル3に引き下げられた。

(噴火警戒レベルの上げ下げを繰り返し噴火に至った例)

2011 年霧島新燃岳

2008 年以降、レベル1と2の間で上げ下げを繰り返していたが、2011 年1月19 日にレベル2で小規模な噴火が発生し、その後1月26 日に大規模なマグマ噴火が発生した後にレベル3に引き上げられた。

(噴火警戒レベルが引き上げられたが噴火に至らなかった例)

2022年 焼岳

2022年5月24 日、レベル2に引き上げられたものの、7 月12 日にはレベル1に引き下げた。

※ 噴火警戒レベルが2に引き上げられたものの噴火に至らなかった例は多数ある。

表-11 噴火シナリオ

過去事例等	火山活動の異常～噴火開始前				噴火直前				噴火の発生～終息まで			
	火山活動の異常～噴火開始前				噴火直前				噴火の発生～終息まで			
噴火(警戒)状況	噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで			
	噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで			
基本的な 応急対策	噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで			
	噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで			
社会情勢	噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで			
	噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで			
噴火対象エリア区分	噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで			
	噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで				噴火の発生～終息まで			

3 避難先の考え方

避難先の考え方については、協議会が策定した避難基本計画の基本的な考え方である「『いのちを守る』避難を優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮する。

溶岩流からの避難は、自市町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、自市町での避難者の受入れが困難である場合は、市町外への広域避難となる。

裾野市の地理的特性を踏まえ噴火現象、特に、溶岩流の流下状況に応じた合理的かつ効率的な避難先、避難要領を確立する。

この際、逃げ遅れ等不測事態発生時において、『いのちを守る』ための対応要領についても具体化し、市民に周知を図る。

3-1 避難方向等

溶岩流からの避難は、いきなり遠方に避難することが必ずしも効果的ではなく、むしろ、一斉に多くの住民を避難させることにより生じる渋滞や降灰が生じると車両の走行が困難となることに留意する必要がある。このため、万が一逃げ遅れた場合の一般的な避難方向や溶岩流の流下しない地域を市民に把握・認識させるとともに、溶岩流の流下ライン（パターン）により、流下到達時間が非常に速い流下ラインの場合、流下の状況を一時的に見極めるための避難要領（「一時退避」）等を確立させる必要がある。

(1) 溶岩流からの一般的な避難方向

溶岩流の流下速度は、平坦な地面では約3Km/hであり、健康な人が歩く速度よりも遅いことを踏まえ、慌てることなく行動するとともに、図2-8のように溶岩流の流下方向に対して直交方向に避難することで安全を確保する。



図2-8 溶岩流からの一般的な避難方向

(2) 溶岩流が流下しない地域の把握・活用

ア 裾野市の地理(形)的特性上、市の東西山麓地域は溶岩流の流下しない地域であり、溶岩流が全く流下しない行政区も存在する。また、ドリルマップを重ね合わせてみると、市の東西山麓地域以外で、富岡地区下和田区にある時の栖スポーツセンター周辺は溶岩流が流下しない。(図2-9)

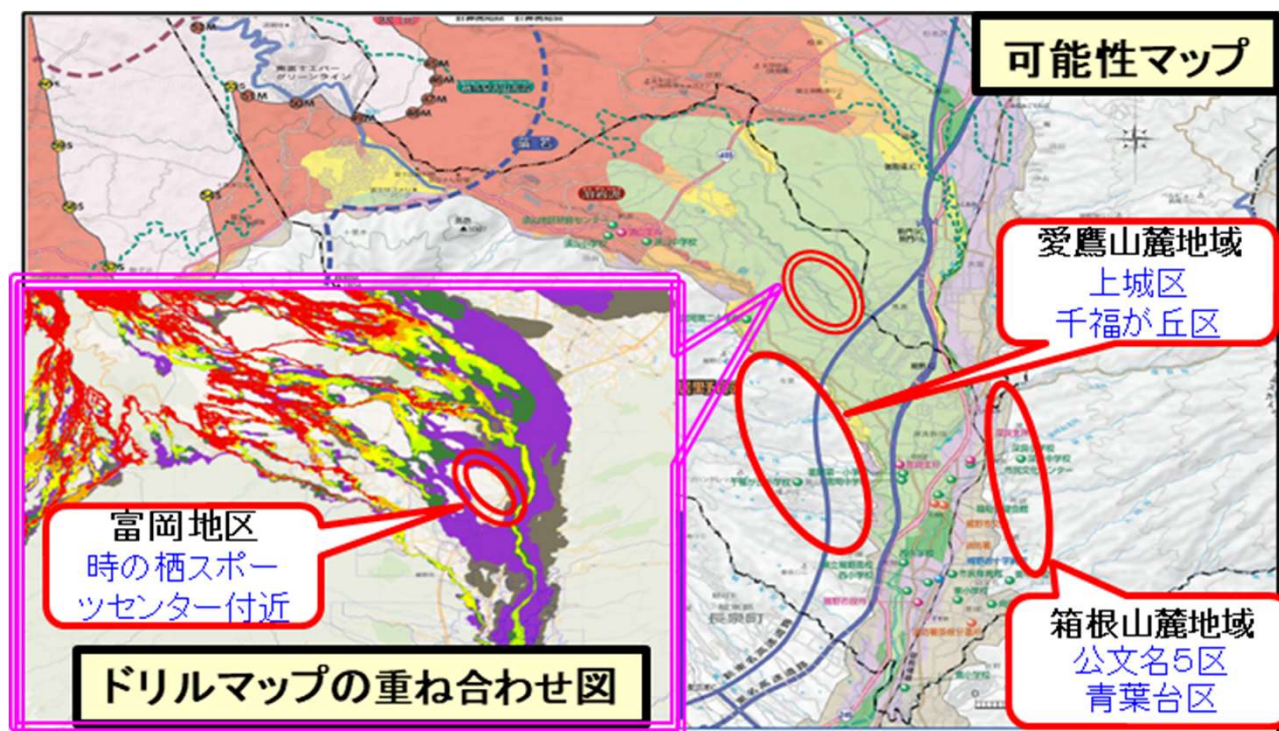


図2-9 溶岩流の流下想定外地域

イ 溶岩流の流下しない地域周辺に居住する住民は慌てることなく行動するとともに、市内の他地域に居住する住民も溶岩流の流下しない地域を把握・認識し、万が一自家用車等避難時に渋滞等により逃げ遅れた場合においては、徒歩で流下しない地域へ避難するよう情報連絡体制を含めて周知徹底する。

(3) 「一時退避」の避難要領

ア 裾野市で予想される溶岩流の流下ライン(パターン)によっては、溶岩流が河川沿いを非常に速く流下し、約12時間で市内を縦断してしまうことがあるため、噴火直後から市内・外の指定避難所へ本格的に避難することは極めて困難であり、また、合理的かつ効率的でない。このため、非常に流れの速い溶岩流の流下を一時的にやり過ごし、流下後の状況に応じた最適な避難を実行するための避難要領として、市独自に「一時退避」を定める。

イ 「一時退避」の定義(イメージ)等

◎ 「一時退避」の定義

- 溶岩流の流下を一時的にやり過ごす。
 - 溶岩流流下地域外へ移動(流下の垂直方向)
 - 退避時間は、1日(夜・泊)、長くても2日以内
- 避難行動要支援者は、指定避難所等への車両避難とするが、一般避難者は、近隣行政区の集会所周辺等へ車両避難、又は、道路状況等に応じて徒歩避難

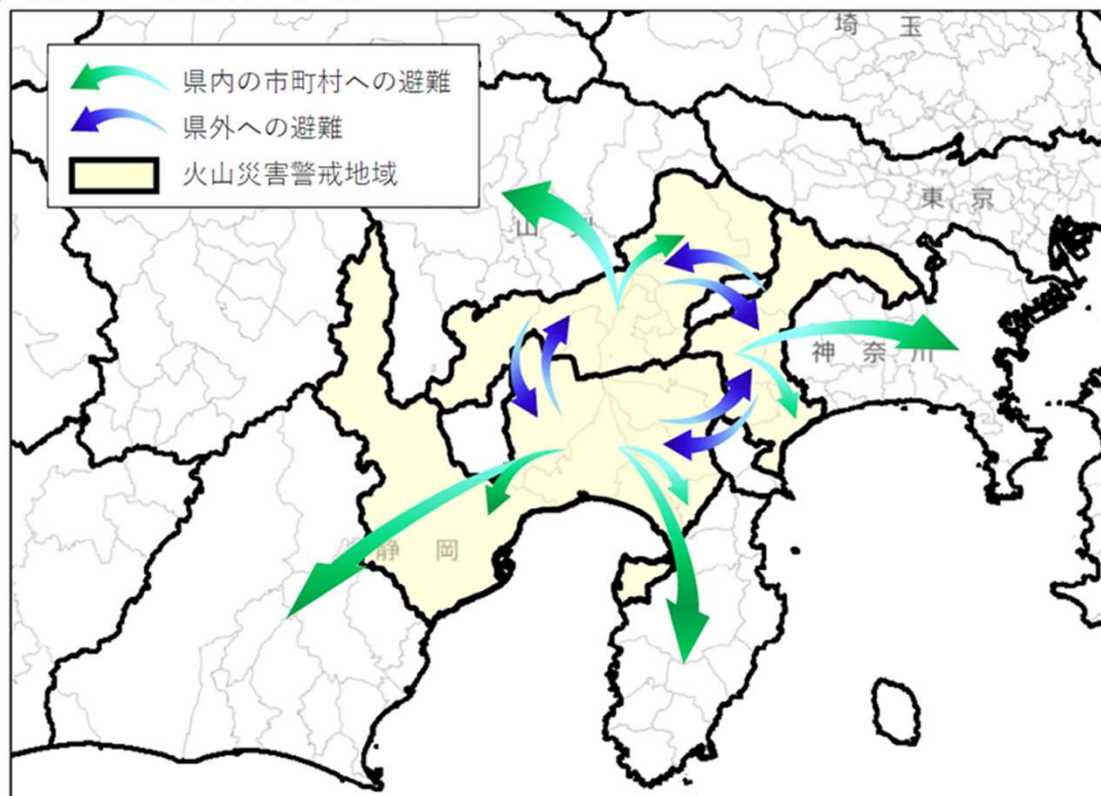
3-2 広域避難

(1) 広域避難の考え方

ア 広域避難は、旧広域避難計画では、火山現象の影響範囲外へ避難することとしていたが、新たな避難基本計画においては、噴火の規模によっては、市町村外への広域避難が必要となる場合を想定しており、特に、溶岩流からの避難は、自市町内での避難者の受入が困難である場合は、市町外への広域避難となる。その際の広域避難は、まずは、火山災害警戒地域の指定の有無に関わらず隣接市町村への避難を基本とし、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、同一県内の市町村や県外への避難が必要な場合には、山梨県、静岡県、神奈川県の三県が相互に協力し、避難者の受入れを行うものとされたが、大規模な降灰の影響を考慮し、事前の避難先は定めずに必要に応じて、三県や合同会議において調整することが明記された。これにより、広域避難において、県及び受入市町は避難実施市町と連携して避難先となる受入避難所を決定する。(図2-10)

いずれにしても、裾野市外への避難は、市独自の努力だけでは成しうる事ができず、近隣市町との防災協議会等の活用や個別の防災協定等による相互支援を実施するとともに、静岡県を通じた総括的な統制・調整が必要であることから、今計画においては、現在まで明らかになった県との調整や計画を記述し、今後、市独自で行うべき調整・検討を経て逐次修正・深化させる。

イ 富士山の火山災害においては、火口位置や噴火の状況により影響範囲が大きく異なり、避難指示の対象範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めず、三県や合同会議において調整を行うこととしている。この事前の調整における広域避難とは、災害対策基本法第61条の4に規定する広域避難及び同法第86条の8に規定する広域一時滞在をいう。



※出典：富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）

図2-10 広域避難先の避難イメージ

ウ 静岡県が示す広域避難実施の方針(事前調整)等

- (ア) 広域避難の実施に当たっては、避難実施市町が受入市町と協議を行う。その協議の相手方については、災害対策基本法第61条の7第1項の規定に基づき県が助言を行う。
- (イ) 災害対策基本法に規定する広域避難、広域一時滞在の市町長間(※ 裾野市が行う独自)の個別協議を妨げるものではない。
- (ウ) 想定される火山災害のうち、広域避難者が多く想定される溶岩流からの避難を想定して調整方針を策定し、溶岩流以外の火山災害による広域避難が必要となった際にも、この事前調整を参考として対応する。
- (エ) 受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会等を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

(2) 静岡県が示す広域避難の基本的な対応と避難先

以下の項目により、広域避難の枠組を定める。

ア 基本的な対応(避難対象地域設定と避難開始)

富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の3段階での避難を実施する。

① 事前避難

噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第1次避難対象エリア、第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難

② 流下パターンによる避難(噴火開始直後)

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際は概ねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。複数のドリルマップを噴火口の範囲毎にまとめた「流下パターン」(図2-11)により、概ね24時間以内までの溶岩流影響範囲から避難

(※ 裾野市は、県流下パターンに合わせ市独自の流下ライン区分に応じた避難を行う。細部は、第2編第2章第4項-3 噴火現象別(溶岩流)の避難の考え方を参照)

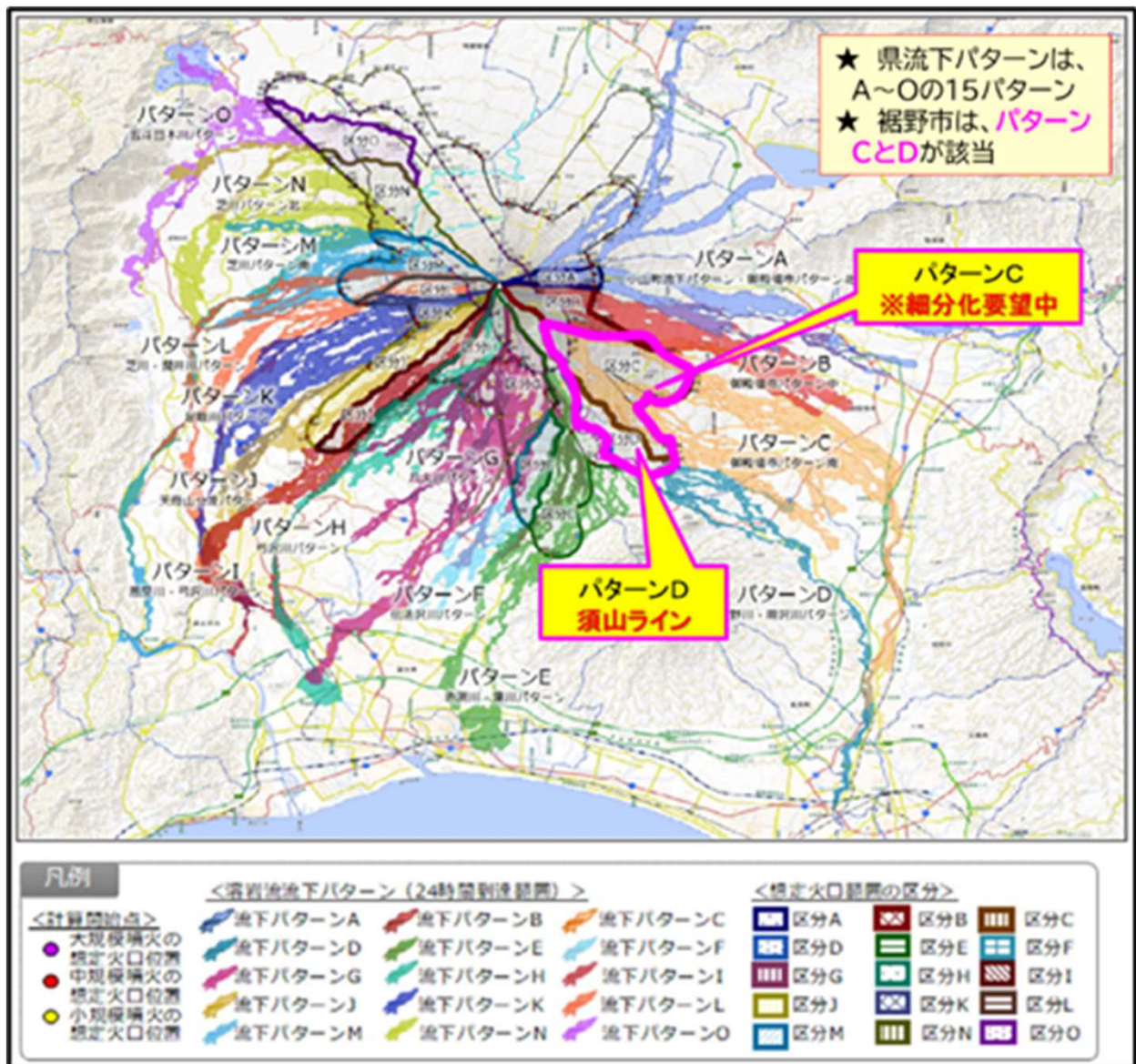


図2-11 静岡県の溶岩流の流下パターン ※出典：静岡県地域防災計画

③ ハザードマップ等による避難

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難

イ 広域避難先

広域避難先については、特定の市町の一対一の対応を定めず、広域避難の枠組みとして、受入市町側の複数の市町を一つの単位とした地域を以下の条件を考慮して定めた。（表-12及び表-13）

- （ア） 想定する避難者数は流下パターンごとの避難者数及び富士山東麓、西麓におけるドリルマップのうち最大の影響を受ける場合の避難者数とする。
- （イ） 溶岩流による広域避難路の分断の有無（溶岩流の流下範囲を跨ぐ経路を利用しない。）
- （ウ） 山体周辺に位置する東麓地域3市町、西麓地域2市の相互協力による受入れ。（※裾野市は、富士市・富士宮市の受入準備を行う。）

(県危機情報課) R6.4.1

流下パターン	避難実施市町	避難者数	受入市町
A	小山町、御殿場市	14,371	沼津市、三島市、清水町、長泉町 熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
B	小山町、御殿場市	5,601	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 富士市、富士宮市
C	御殿場市、裾野市	37,821	熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
D	裾野市、長泉町、沼津市	40,307	富士市、富士宮市
E	裾野市※、富士市	28,649	沼津市、三島市、清水町、長泉町 熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 富士宮市
F	富士市	4,385	沼津市、三島市、清水町、長泉町 静岡市 富士宮市
G	富士市、富士宮市	34,409	
H	富士市、富士宮市	30,680	
I	富士市、富士宮市	20,506	御殿場市、裾野市、小山町
J	富士宮市	14,095	沼津市、三島市、清水町、長泉町
K	富士宮市	15,443	静岡市
L	富士宮市	24,113	
M	富士宮市	11,476	
N	富士宮市	11,476	
O	富士宮市	9,873	

○ 流下パターンによる避難(噴火開始直後)

ア 流下パターン避難最大避難者数

・ 東麓地域 40,307人 → 必要な避難所規模 41,000人

・ 西麓地域 79,893人 → 必要な避難所規模 80,000人

イ 避難経路、避難先要件

・ 噴火開始直後であり、避難時には主要交通は確保されているものとして対応する。

・ 自市町内の避難所への収容が原則であるが、噴火前の地震活動等の影響などの不確実性に備え、流下パターン毎に地域の全員の避難者数に対応するよう設定する。

・ 避難対象者が数万人単位となり避難の範囲が複数市町にまたがる場合もあることから、自市町だけでなく隣接市町を中心に避難先とする。火口の出現位置が東麓(西麓)であった場合は、西麓(東麓)地域を避難先とすることも想定する。

・ 降灰に伴う爆発的噴火の後に、噴火様式が変化し、溶岩流の流下が始まるということを想定した避難を行う場合は、降灰堆積が著しい地域を避ける等、避難所を開設できる状況にあることを確認のうえで、避難先とする。

・ 噴火現象判明後(火口位置特定後)、最大規模の溶岩流により終息までに影響が生ずる可能性がある市町は、再度の避難を避ける観点から避難先としない。

・ 複数の避難先市町を地域ごとにグループ化して調整する。

※ パターンEでは、溶岩流の流下地域が裾野市の居住地外のため影響なし。

※出典:静岡県地域防災計画

(県危機情報課) R6.4.1

避難実施市町	避難者数※1(最大)	受入市町
小山町 御殿場市 裾野市 三島市 長泉町 清水町 沼津市	約170,000人 (L35)	富士市、富士宮市 熱海市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市、函南町 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 静岡市、浜松市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
富士市 富士宮市 静岡市	約232,000人 (L40)	熱海市、伊東市 伊豆市、伊豆の国市、函南町 静岡市※2 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 浜松市 磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

※1 「避難者数(最大)」とは、溶岩流の拡大が終息した時点(最大57日後)の避難者数であり、直ちに当該人口の避難となる訳ではない。

※2 静岡市の広域避難の受入については、静岡市内の住民等避難者も考慮する。

※出典：静岡県地域防災計画

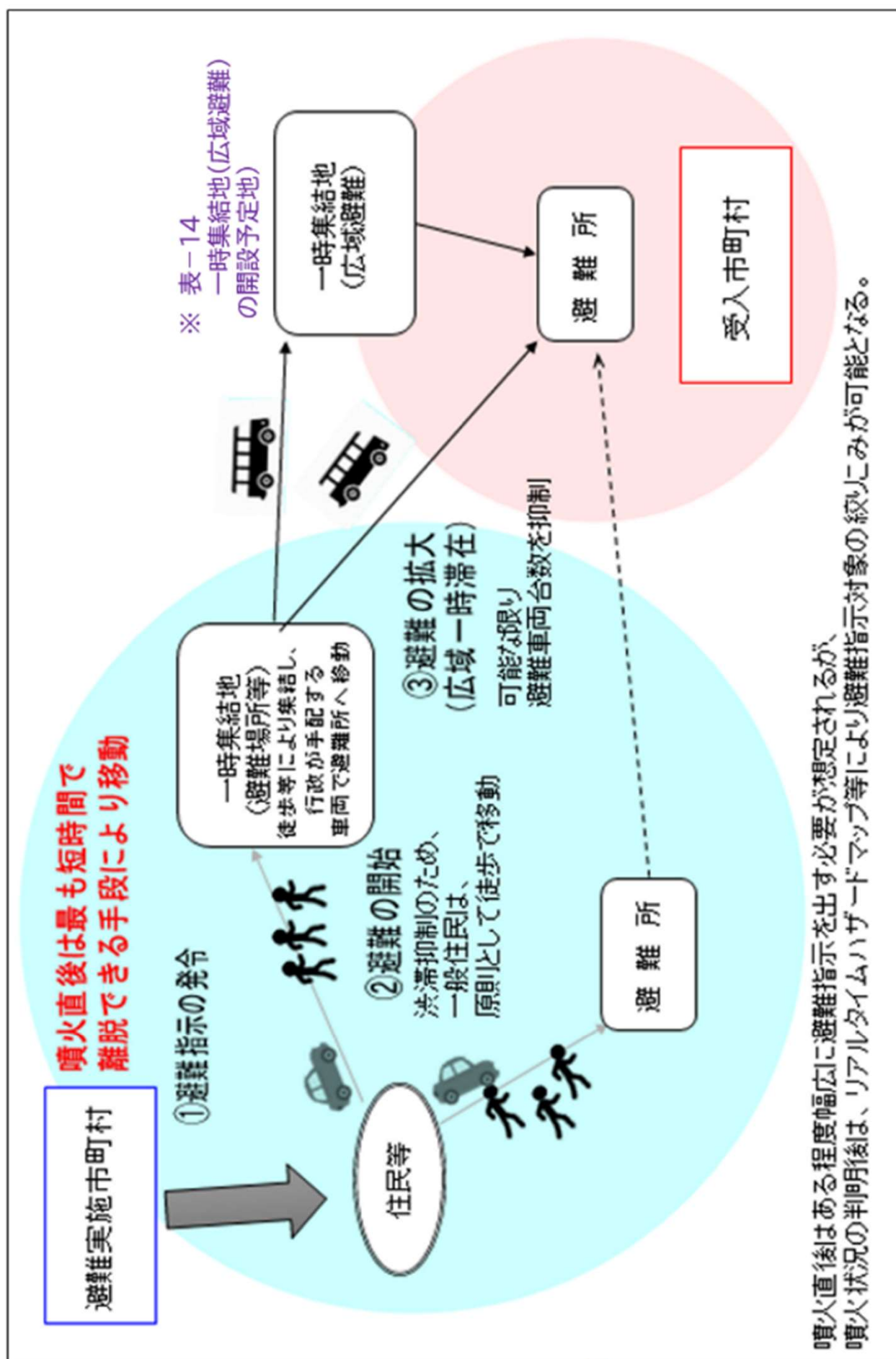
(3) 静岡県が示す広域避難先の枠組み

ア 想定される溶岩流(流下パターン・ドリルマップ等)毎の避難対象区域

- (ア) 想定される溶岩流に対する対象地区の区割り(町丁目、自主防災会等)と避難者数は避難実施市町にて平常時から整理、把握しておく。(※ 裾野市は、溶岩流の流下ライン区分に応じた避難要領を整理・周知、細部は、第2編第2章第4項—3 噴火現象別(溶岩流)の避難の考え方を参照)
- (イ) 発災時の避難対象地域や避難者数は無数のケースが想定され、発災時(噴火後)に初めてその範囲や規模が明確になり、更に実際の溶岩流や降灰の影響を考慮して避難方向が定まる。このため、避難対象地域受入市町との組み合わせについては、この事前の調整内容(表-12・13)に留め、避難先となる受入避難所については、噴火後に県及び受入市町が避難実施市町と連携して決定する。

イ 受入市町における一時集結地の設置

広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地(広域避難)へ徒歩又は自家用車等で集合する。広域避難先となる避難所等への円滑な避難のため、受入市町にさらなる中継地として一時集結地(広域避難)を設ける。(図2-12)



※出典：静岡県地域防災計画

図2-12 広域避難の概念図

(県危機情報課) R6.4.1

受入市町	施設名称	所在地	備考
沼津市	愛鷹広域公園	沼津市足高	※
三島市	伊豆フルーツパーク	三島市塚原新田	
清水町	清水町体育館	清水町堂庭	
長泉町	長泉中央グラウンド	長泉町納米里	
熱海市	南熱海マリンホール	熱海市下多賀	
伊東市	伊東市民体育センター	伊東市玖須美元和田	
伊豆市	日本サイクルスポーツセンター	伊豆市大野	
伊豆の国市	旧スポーツワールド駐車場	伊豆の国市南江間	
函南町	状況に応じて発災後に指定する場所		
下田市	道の駅 開国下田みなと	下田市外ヶ岡	
東伊豆町	町立体育センター	東伊豆町稲取	
河津町	河津バガテル公園駐車場	河津町峰	
南伊豆町	道の駅 下賀茂温泉湯の花	南伊豆町下賀茂	
松崎町	勤労者体育センター	松崎町道部	
西伊豆町	西伊豆町住民防災センター	西伊豆町宇久須	
静岡市葵区	西ヶ谷総合運動場	静岡市葵区西ヶ谷	
静岡市駿河区	草薙総合運動公園	静岡市駿河区栗原	※
静岡市清水区	清水庵原球場	静岡市清水区庵原町	
島田市	総合スポーツセンター ローズアリーナ	島田市野田	
焼津市	焼津市総合グラウンド	焼津市保福島	
藤枝市	藤枝市総合運動公園	藤枝市原	
牧之原市	牧之原市榛原総合運動公園ぐりんぱる	牧之原市仁田	
吉田町	吉田町防災公園 北オアシスパーク	吉田町神戸	
川根本町	山村開発センター	川根本町上長尾	
浜松市中央区	花川運動公園	浜松市中央区西丘町	
浜松市中央区	浜松アリーナ	浜松市中央区和田町	
浜松市中央区	浜名湖ガーデンパーク	浜松市中央区村櫛町	※
浜松市中央区	可美総合公園総合センター	浜松市中央区増楽町	
浜松市浜名区	細江総合体育センター・細江総合グラウンド	浜松市浜名区細江町中	
浜松市浜名区	浜北グリーンアリーナ・浜北平口サッカー場	浜松市浜名区平口	
浜松市天竜区	船明ダム運動公園	浜松市天竜区船明	
磐田市	かぶと塚公園	磐田市見付	
掛川市	大池公園さんりーな	掛川市大池	
袋井市	小笠山総合運動公園	袋井市愛野	※
湖西市	湖西運動公園	湖西市吉美	
御前崎市	浜岡福祉会館	御前崎市池新田	
菊川市	菊川運動公園	菊川市西方	
森町	森町営グラウンド	森町睦実	

※ 静岡県交通基盤部長と静岡県危機管理部長の間で「災害時等における県営都市公園の使用に関する覚書」を取り交わし、当該施設の使用が可能となっている。

※出典：静岡県地域防災計画

(4) 裾野市が行う広域避難

- ア 噴火直後、県が示す溶岩流の流下パターンにより火口位置の概略位置が示されるが、裾野市は独自の溶岩流の流下ライン区分に基づき、溶岩流の流下状況等に応じ、適宜かつ段階的に広域避難を行う。計画上、広域避難が予想されるのは、黄瀬川沿いに溶岩流が流下する「黄瀬川ライン」上であるが、その他の流下ラインにおいても、速やかに広域避難の必要性を判断する。
- イ 広域避難実施に当たり、自家用車等で避難できず市が準備する避難バス等により避難する市民等の集合・出発位置(拠点)となるべき場所(協議会・県は「一時集結地(避難場所等)」)として、裾野市は「東小学校」に設置する予定であり、状況により、旧向田小学校に追加設置する。
- ウ 市は、防災協定を締結している市内バス事業所のバスを最大限活用するとともに、合わせて県を通じ広域避難に必要な車両台数を確保する。
- エ 広域避難に関する必要な情報について、同報無線、巡回広報等あらゆる手段を活用して情報発信を行う。
- オ 避難バスの先導及び市職員等の添乗等については、災害対策本部、特に防災関係機関等との緊密な連携のもと、当時の状況に応じて行う。

(5) 近隣市町等との連携

- ア 2市1町防災協議会(御殿場市・小山町)との連携
2市1町防災協議会を活用して噴火位置や溶岩流の流下方向に応じた各市町それぞれの避難要領について、相互の支援・協力に関する取り決めに継続的に実施し、相互連携要領の具体化を図る。特に、市境が隣接する御殿場市とは、溶岩流の流下ライン(パターン)に応じた避難地域・住民数、避難先、必要により避難経路等を具体的に調整し、取り決める。また、噴火後の噴火現象、特に溶岩流の流下状況等に関する情報伝達・連絡体制を構築する。
- イ 富士山ネットワーク防災研究会
富士山東麓の裾野市を含む3市町と西麓の富士市・富士宮市の計5市町により、広域避難に関し、避難受け入れを含む相互支援について定期的に検討・調整する。

(6) その他

- ア 隣接する御殿場市には、時期により裾野市人口を上回る集客数を誇る大規模な商業施設が存在する。観光客等に対しては、噴火警戒レベル1～3の間に「帰宅」を呼びかける事になっているが、突発的に噴火が発生した場合等は、来場者の帰宅・困難により御殿場市のみならず裾野市街の渋滞も懸念されることから、平時の段階から御殿場市との継続的な連携・調整を実施する。(特に、大規模商業施設の避難計画等の情報共有等)
- イ 東西(左右)を山地に挟まれ、南北(上下)は他市町に挟まれた隘路的様相で避難路となり得る道路が乏しい裾野市は、高速道路や国道等主要幹線道路が渋滞する最悪な状況を考えなければならない。このため、市内での活用可能な道路状況等を踏まえ、避難する(できる)移動方向を定めておく必要がある。河川沿いを主に流下する溶岩流を考慮すると、特に、三島市方向への避難は必要不可欠であることから、今後、県を通じ、三島市との更なる連携強化を図る予定である。
- ウ 噴火後の降灰を考慮すると箱根方向への車両避難は、困難が予想されるが、噴火様式や風向き等によっては県境を跨ぐ避難も選択肢に挙げられることから、神奈川県箱根町等への避難についても、今後県を通じて早期に調整を図る予定である。

4 噴火現象別の避難の考え方

4-1 避難全般

避難を考える上で必要な噴火現象、噴火情報・警報、避難対象エリア、避難対象者、避難先等の項目を整理区分し、本計画の全体像や流れについて表-15に示す。

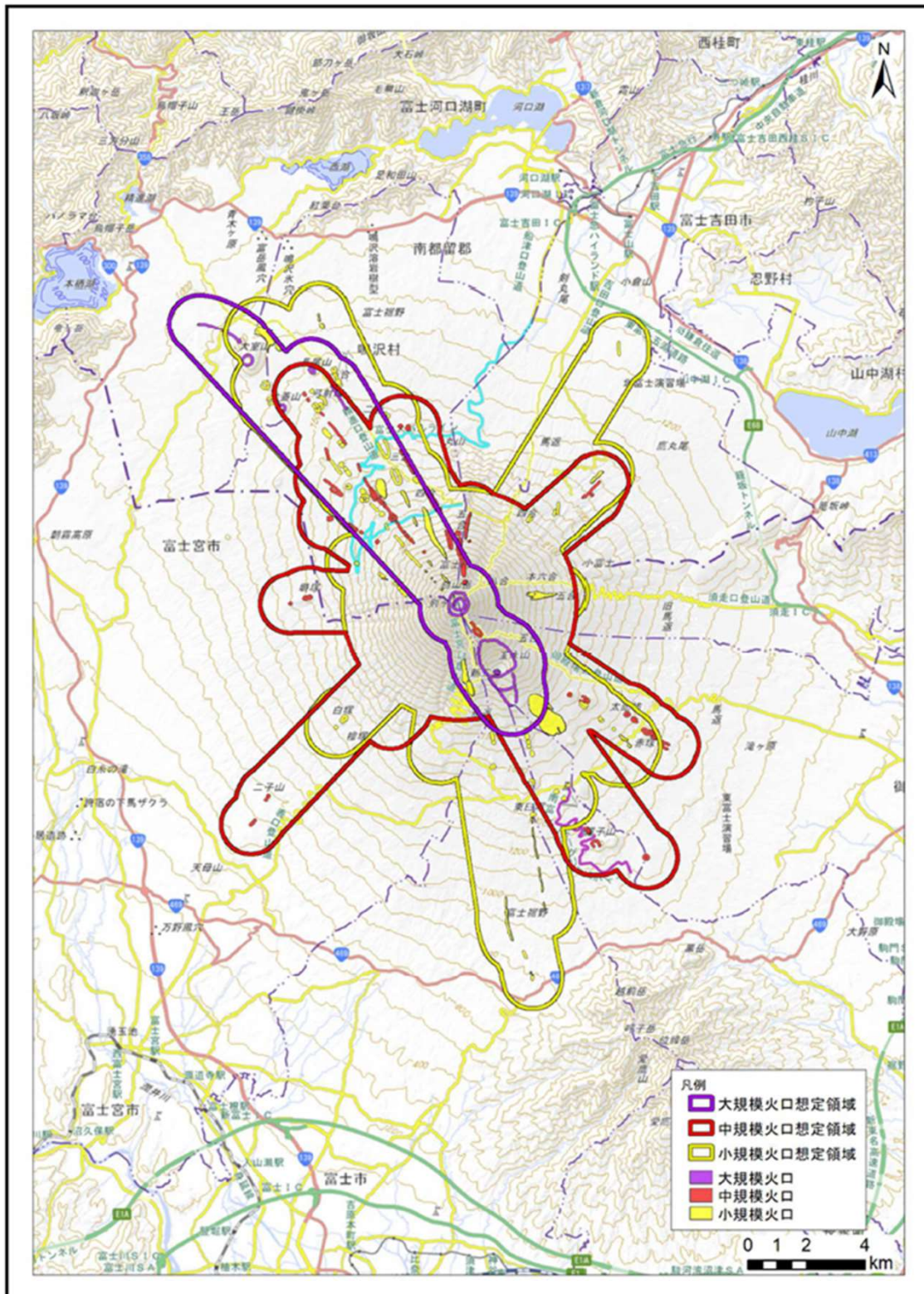
表-15 避難の全体像・流れ

		溶 岩 流							備 考
		大きな噴石							
		火口形成							
		第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次避難 対象エリア	第5次避難 対象エリア	第6次避難 対象エリア		
噴 火 前	噴火警戒レベル3	観光客・登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※1 改定ハザードマップ上、居住地域への影響は、少ない。
		避難行動要支援者	避難【全方位】※2 須山避難	高齢者等避難※2 須山避難	—	—	—	—	
		一般住民	避難【全方位】※2 須山避難	避難準備	—	—	—	—	
	噴火警戒レベル4	観光客・登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※2 須山地区の避難所 (コミセン、研修センター、必要により須山小)
		避難行動要支援者	避難【全方位】※3 南東避難	避難【全方位】※3 南東避難	避難【全方位】※3 南東避難	—	—	—	
		一般住民	避難【全方位】※3 南東避難	避難【全方位】※3 南東避難	須山避難【全方位】※南東避難	—	—	—	
	噴火警戒レベル5	観光客・登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※3 市南東地域避難所 ◇別荘住民及び下和田募支援者→深良中 ◇須山地区民→東中
		避難行動要支援者	★避難済	★避難済	★避難済	(避難準備)※4	—	—	
		一般住民	★避難済	★避難済	★須山避難済(下和田避難準備)	—	—	—	
噴 火 後	噴火開始直後	観光客・登山客	帰宅呼びかけ 入山規制	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	帰宅呼びかけ	※4 要すれば 富岡北側地域
		避難行動要支援者	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	
		一般住民	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	★避難済	
		★ 火口位置及び溶岩流の流下方向が特定しリアルハザードマップが発出されたら、対象ドリルマップを基準(その他ラインを3区分)に対応する。							

4-2 火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石

4-2-1 火口形成

火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」に基づき、約5,600年前以降に形成された火口と山頂を結んだ線(想定火口線)から外側1kmの外周を結んだ範囲を噴火する可能性がある領域として「想定火口範囲」とする(図2-13)。



※出典：富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書(令和3年)

図2-13 噴火規模毎の想定火口範囲

溶岩流のハザードマップにおいて、裾野市内に設定された想定火口は、小・中・大規模合わせて33か所であるが、溶岩流の流下方向が噴火後直ぐに隣接市町へ流下する2か所を除き、裾野市内へ流下してくる火口数は、図2-14のとおり、31か所である。



図2-14 裾野市に影響のある想定火口範囲

噴火中の火口またはそのごく近傍では生命に危険が及ぶが、噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に想定火口範囲のエリア外への避難が必要となる。このため、噴火警戒レベル3発表に伴い第1次避難対象エリアとなる十里木別荘対象住民に対し、速やかに「避難指示」を発令し、想定火口範囲エリア外の須山地区に設置した避難所に避難をさせる。なお、十里木別荘住民の避難対象者は、住民票を保有する住民であり、未保有者は観光客の扱いとなり、噴火警戒レベル3迄に帰宅を促す。

避難対象者等		合 計
十里木高原別荘地 (富士急)	芙蓉の森林地区 20世帯 28人	51世帯 93人
十里木別荘管理 (南富士)	3地区及び2地区一部 31世帯 65人	
※ 令和5年11月1日現在の住民基本台帳による。		

4-2-2 火砕流・火砕サージ

火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって高速で山体を流下する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる噴火現象である。また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。

避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」による、火砕流・火砕サージが到達する可能性の範囲とし、火砕流のドリルマップの先端を包絡する範囲から外側1kmの範囲である。

ハザードマップ改定による地形データの精緻化により、裾野市境界内では、富士山の尾根地形の影響で、火砕流の到達可能性範囲が縮小したことにより図2-15のとおり、市民の居住地域は対象外となったが、水ヶ塚公園付近は対象であり、また、周辺に大規模な遊興施設等があることから、観光客等の噴火前での早めの避難が必要である。

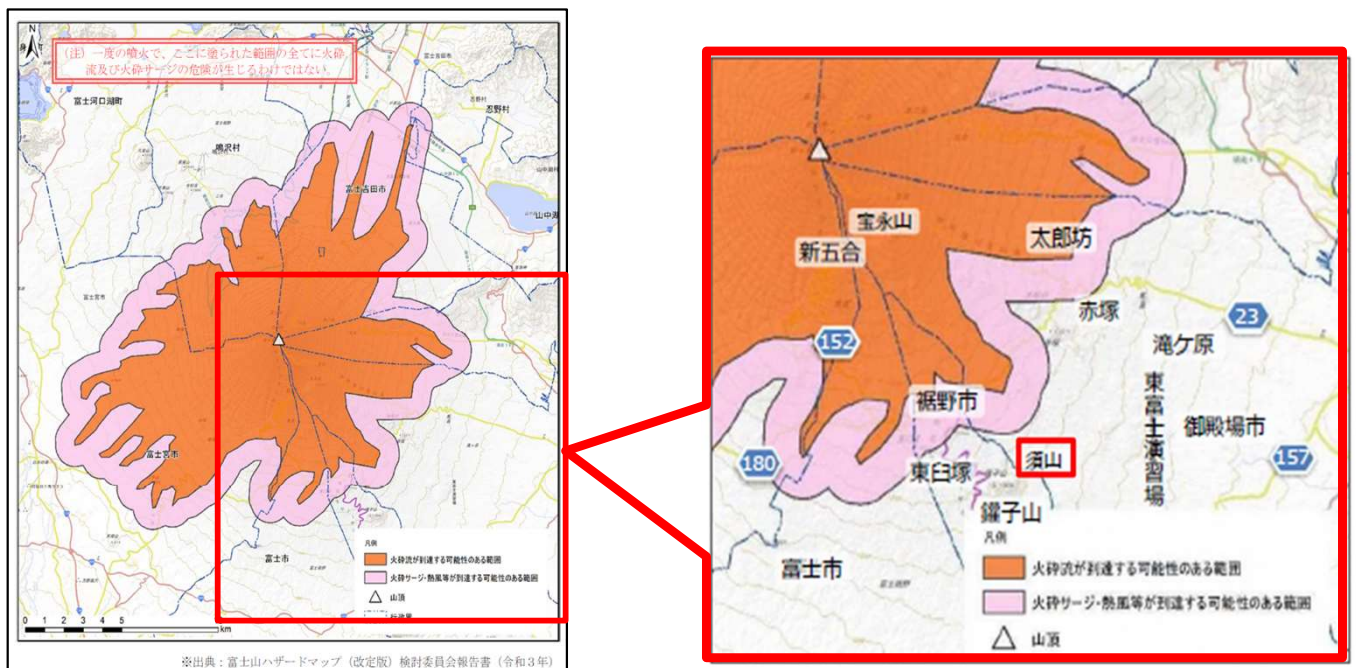


図2-15 火砕流・火砕サージ可能性マップ

4-2-3 大きな噴石

大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石のうち、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」における、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する概ね20～30cm以上の岩塊が到達する範囲とし、大規模噴火の想定火口範囲から4km、中小規模の想定火口範囲から2kmの範囲(図2-16)であり、裾野市内では、別荘のある十里木高原地域が対象となる。

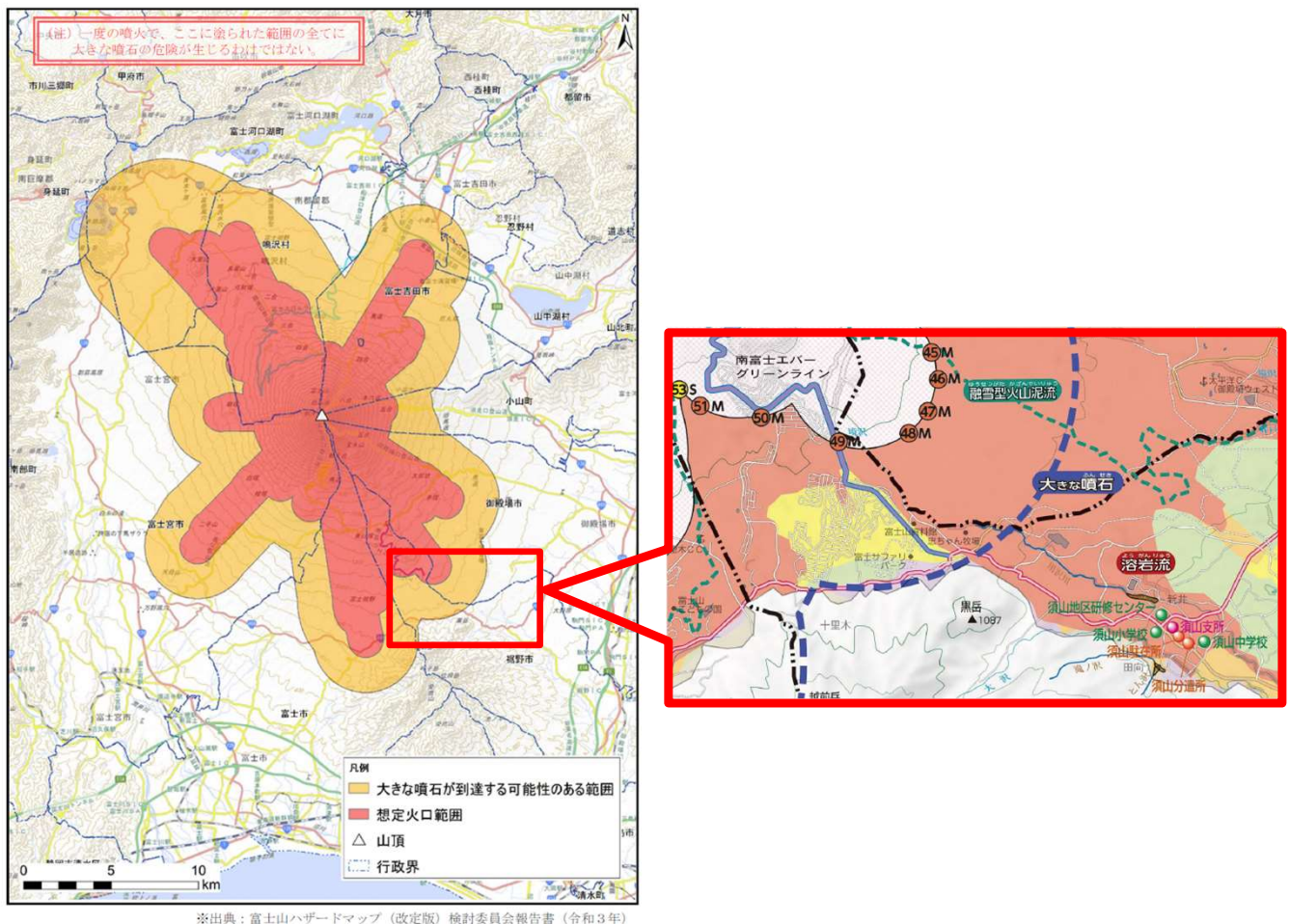


図2-16 大きな噴石可能性マップ

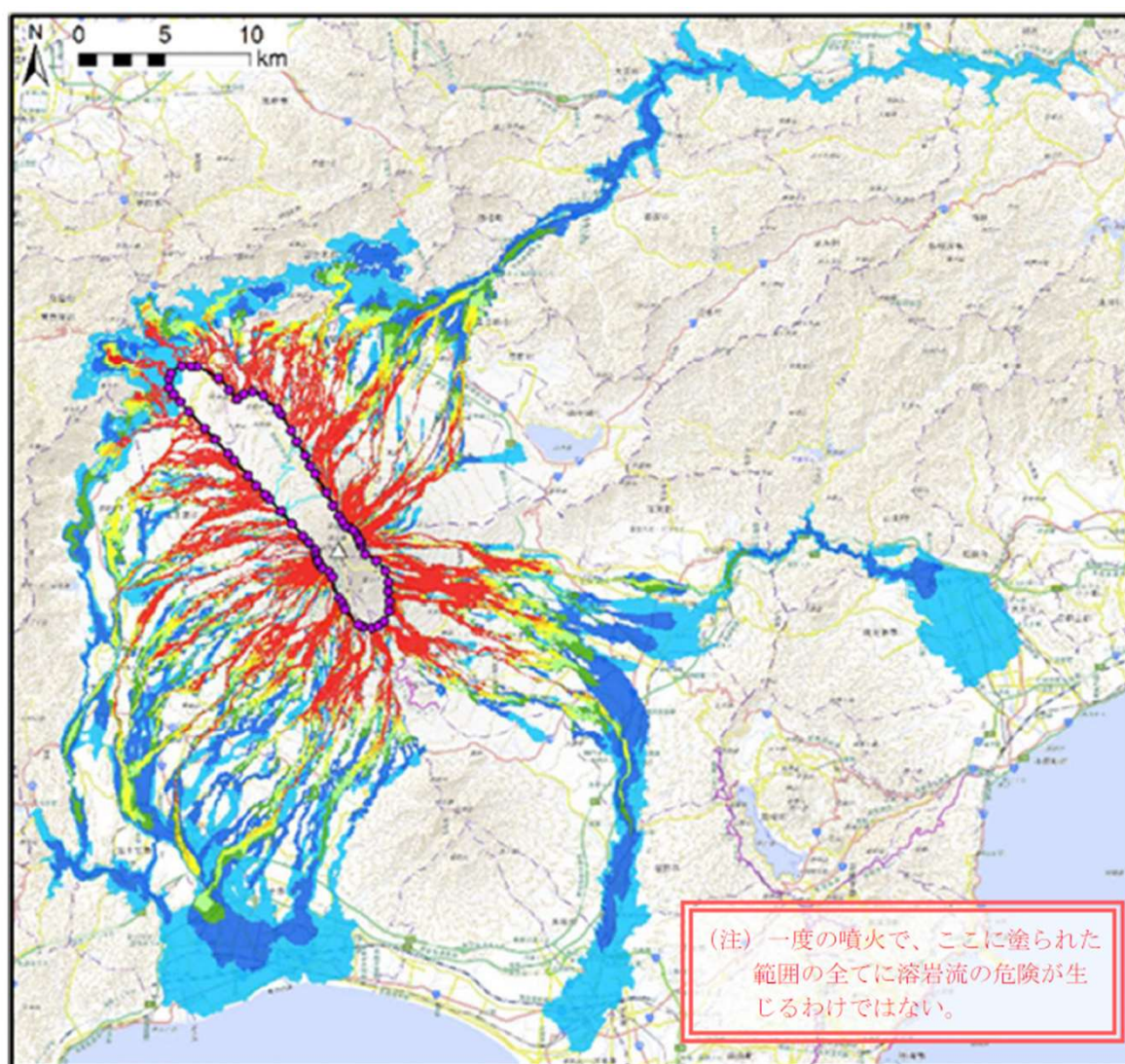
大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に影響範囲外へ避難することが必要である。このため、裾野市は、噴火警戒レベル3発表に伴い第2次避難対象エリアとなる十里木別荘対象住民及び須山4区住民の内、避難行動要支援者や一般住民においても避難の支援が必要な住民（地理的特性から、避難情報発令時に自家用車等で避難できない住民も含む。）を対象とした「高齢者等避難」を発令し、第1次避難対象エリアの「避難指示」対象住民とともに、想定火口範囲エリア外の須山地区に設置した避難所に避難させる。この際、民生委員及び別荘管理事務所等と連携協力し、市が準備した避難バス等による避難支援を実施する。避難行動の細部は、第2章5. の段階別の避難の流れで記載する。

4-3 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、マグマの物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。

協議会では、避難対象エリアは、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」における大規模、中規模、小規模噴火のドリルマップ(図 2-17に大規模噴火の場合のドリルマップを例示)による、同一時間経過後に溶岩流が最も遠くまで到達する範囲である(図 2-18)。

溶岩流の速度は比較的遅いため、一般住民にとっては、溶岩流の流下状況に応じ段階的に避難することとする。

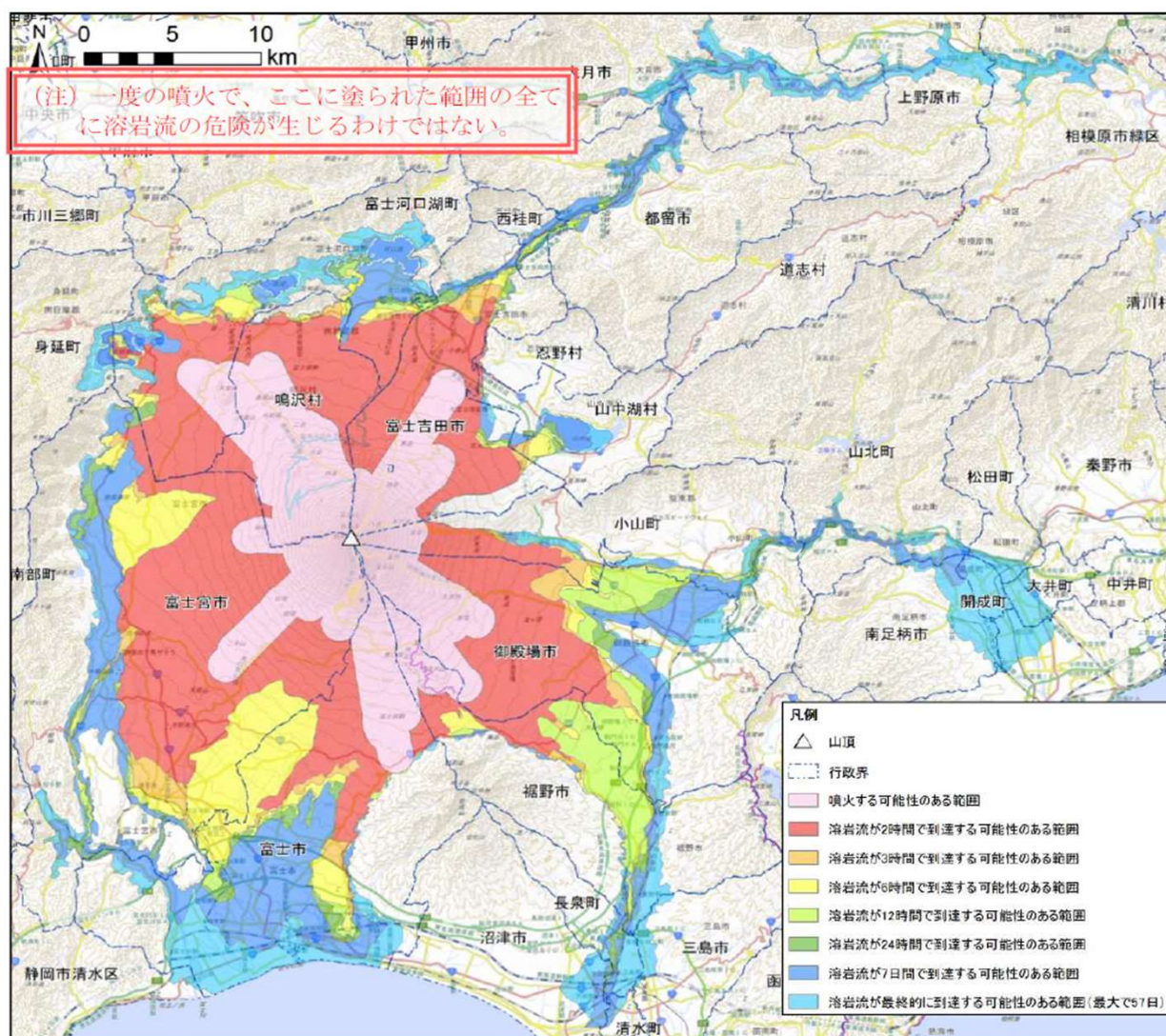


凡例

山頂	到達時間	12時間で到達する可能性のある範囲
想定火口位置	2時間で到達する可能性のある範囲	24時間で到達する可能性のある範囲
想定火口範囲	3時間で到達する可能性のある範囲	7日間で到達する可能性のある範囲
	6時間で到達する可能性のある範囲	最終的に到達する可能性のある範囲(最大で約57日)

※出典：富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書(令和3年)

図2-17 溶岩流ドリルマップ
(大規模噴火による溶岩流の到達時間)



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

図2-18 溶岩流可能性マップ

4-3-1 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定されることから、県は、市町の噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるよう、ある程度幅広い範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン（第2章第3項-2 図2-11参照）を定めた。裾野市における溶岩流流下の特性は、図2-19のとおり溶岩流の流下方向は大きく3つに区分することができるが、その流下の状況・様相は、火口位置や噴火の規模及び河川・丘陵等地形により大きく異なる。このため、裾野市に影響のある31か所の想定火口位置毎の溶岩流ドリルマップに基づき、火口位置や溶岩流の流下方向、溶岩流の流下時間等を考慮し、流下状況・様相が類似したものを集めて市独自に4つの流下ライン（図2-20）に区分し、それぞれ溶岩流流下の特性に応じた避難要領を定めた。なお、4つの流下ライン区分策定に当たっては、噴火後避難の対応をわかりやすくするため、噴火前避難に定めた須山地区だけに影響のある7コのドリルマップは除外し、須山地区以外に流下する24コのドリルマップを対象としてラインを区分した。（避難要領は、第2編第2章第5項「段階別の避難の流れ」5-3「噴火開始直後の避難計画」を参照）

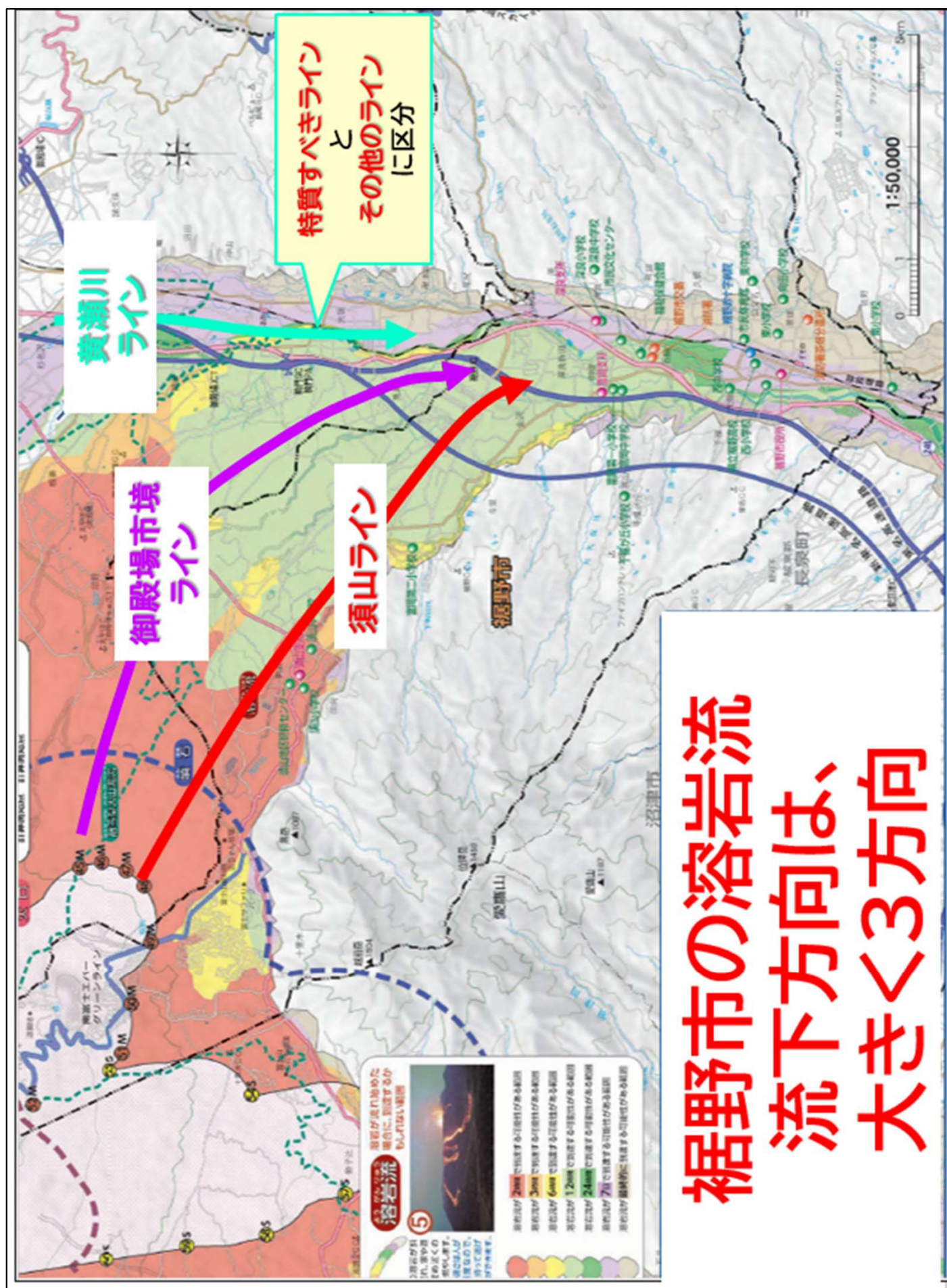


図2-19 裾野市の溶岩流の流下方向

※ 令和7年1月1日現在の人口数で算出

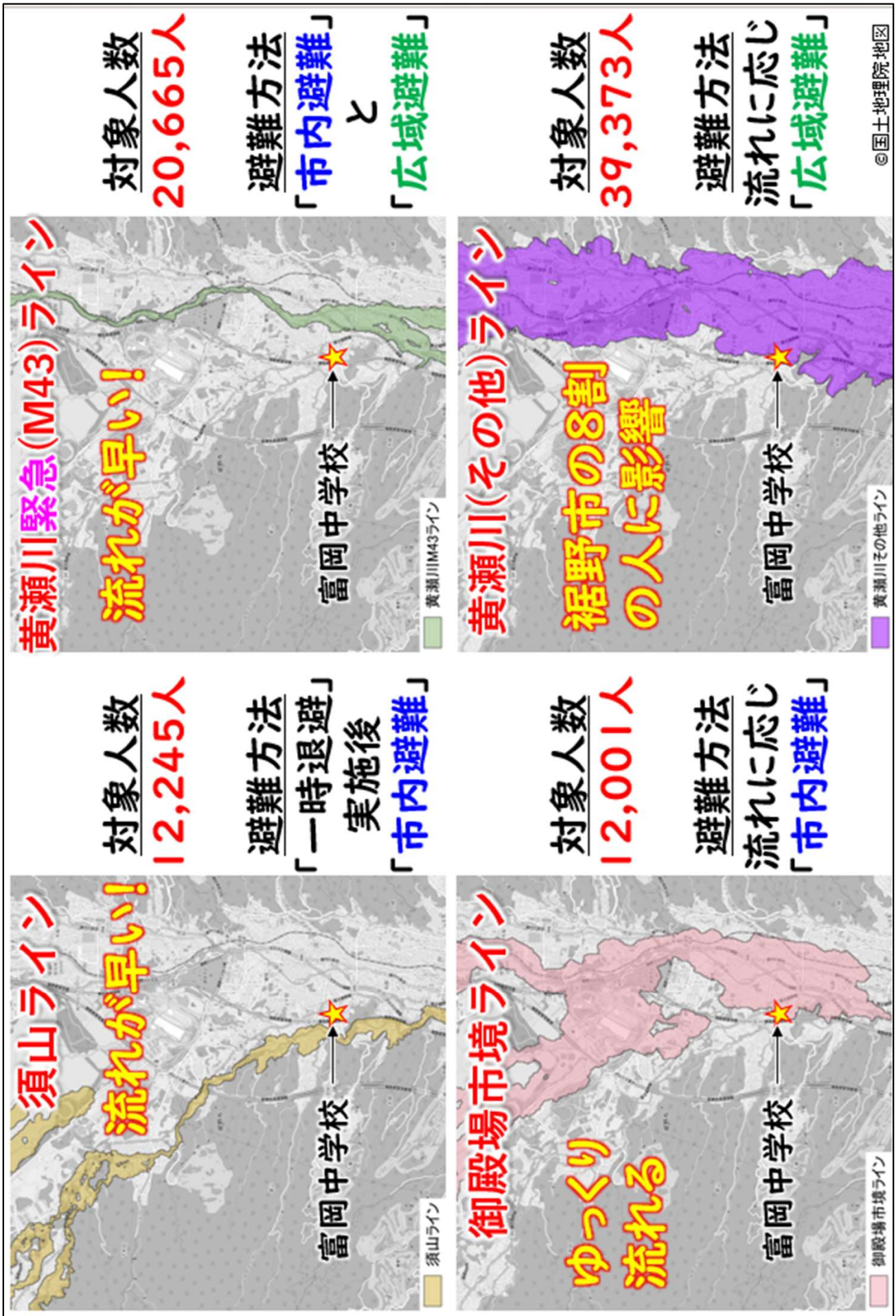


図2-20 裾野市の溶岩流流下ライン(4ライン)

4-3-2 県流下パターンと市流下ラインの対応

第2章第3項-2のとおり、県地域防災計画に示される溶岩流流下パターン(以下、「県流下パターン」とする。)は、気象庁の観測・監視体制を考慮し、市流下ラインと比して、噴火口(火口位置)区分の細分化が進められていない。(市は、継続的に県へ細分化を要望)このため、噴火時に悪天候等で正確な火口位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定されることから、概ねの火口位置情報(県の流下パターン)での対応を行う。県の流下パターン「D」と示された場合における市独自の流下ラインは、「須山ライン」で対応する。また、県流下パターン「C」が示された場合における市独自の流下ラインは、溶岩流の流下速度が速く、流下範囲も広い等、スピーディな対応が必要な「黄瀬川緊急(M43)ライン」で対応し、迅速かつ的確な避難情報等の発令に努める。また、噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合、あるいは、時間の経過により火口位置等が明らかになり、国土交通省のリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップが選定できた場合等においては、市独自の流下ラインを基準とした適時適切な対応を行う。(図2-21)いずれにしても、県流下パターンについては、細分化に必要な地形学(水系)の更なる精緻な分析と火口位置等特定のための気象庁(静岡地方気象台)等の観測体制・技術向上について継続的に要望し、県流下パターン「C」の細分化を早期に実現して、噴火開始直後のより合理的かつ効率的な避難対応を目指す。

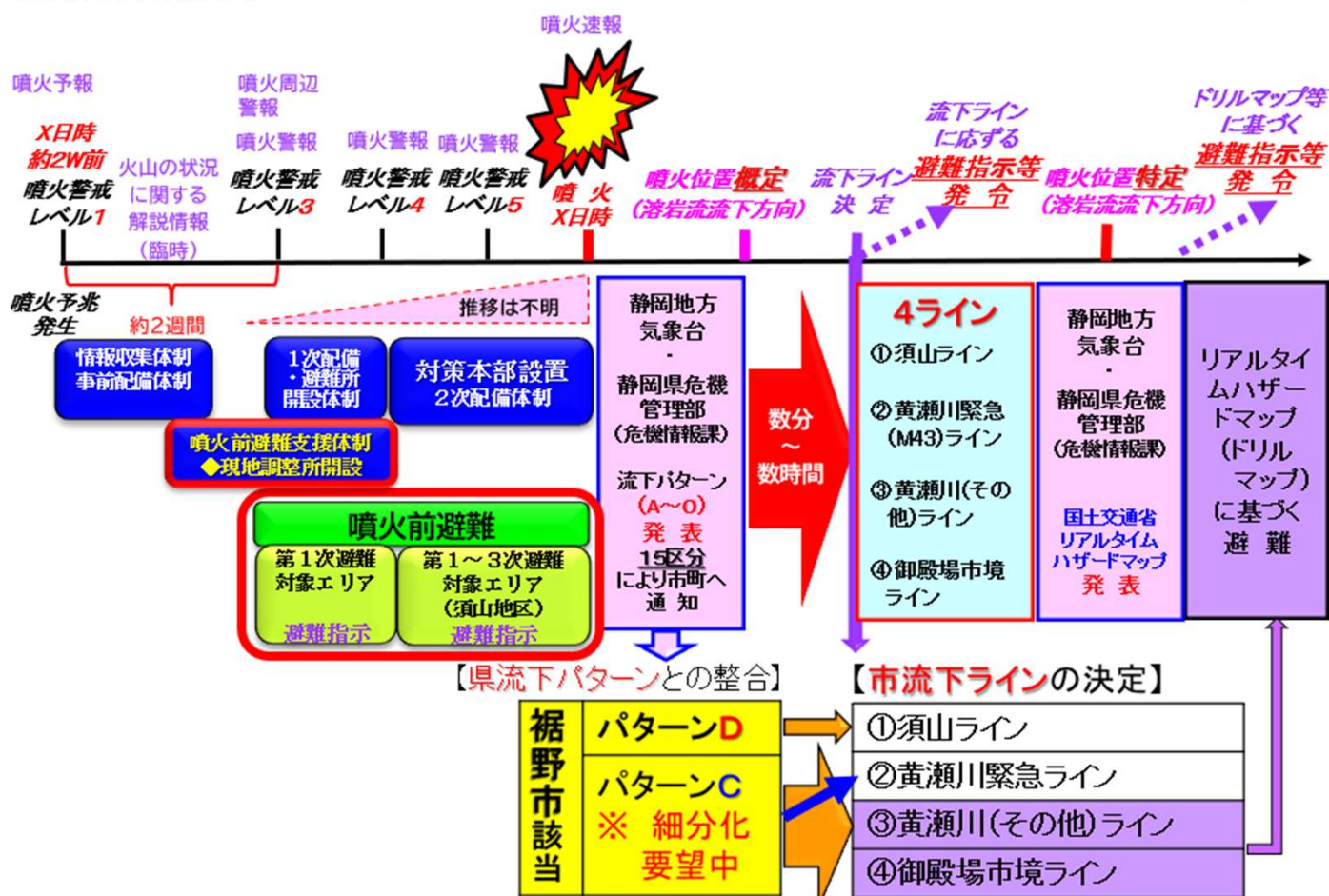


図2-21 火口位置判明等に伴う対応要領

4-4 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速(時速60kmを超えることもある)で流下する現象である。積雪がある時期(積雪期)に限り発生するため、積雪期に噴火した場合は、融雪型火山泥流に備えて必要な避難を行う。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

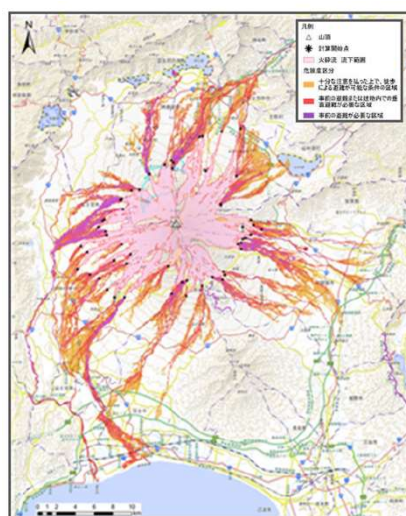
融雪型火山泥流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」による融雪型火山泥流可能性マップの範囲とする(図 2-22)。この可能性マップの作成にあたっては、山腹に平均50cm 積もった雪が火砕流などの熱で融けたと仮定したシミュレーションが実施された。



※出典：富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書(令和3年)

図2-22 融雪型火山泥流の可能性マップ

実際に融雪型火山泥流が流下する区域は谷筋に集中するため、融雪型火山泥流の避難対象エリアは、シミュレーション等により融雪型火山泥流の流下が予想される範囲とし、そのうち、融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図(危険度区分)において事前の避難が必要な区域(図 2-23)とされているエリアでは噴火前に立ち退き避難が必要となる。

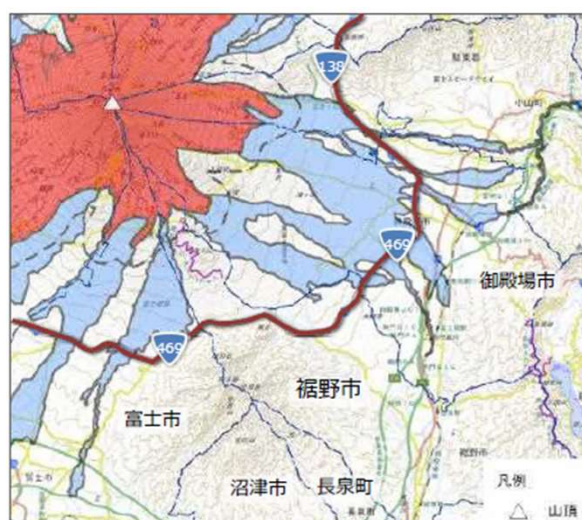


※出典: 富士山(富士山火山防災対策協議会)

図2-23 融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図(危険度区分)

(2) 裾野市への影響想定範囲と不測事態(大雪時)の対応

シミュレーションでは積雪量を50cmとして計算しているため、例年より降雪量が多く、積雪がシミュレーションの条件を上回ることが明らかな場合は、計算結果より泥流が広範囲に到達することも考えられる。そのため積雪期に噴火の可能性が高まった場合は、いくつかの代表地点における積雪量を把握し、状況に応じ避難対象エリアの拡大を検討する必要がある。裾野市においては、ハザードマップ改定において、精緻な地形分析により、富士山の尾根地形の影響で、融雪型火山泥流の到達可能性範囲が平成16年のハザードマップより縮小となり、住民が居住する地域は対象範囲外(図2-24)となった。しかしながら、大雪警報が発表される等、著しい降雪が予想される場合等においては、気象情報入手について静岡地方気象台との密接な連携を図るとともに、協議会・県からの情報収集及び助言受けを行い、必要により、噴火前避難地域である須山地区及び富岡地区北部地域の避難対象エリアの拡大を検討するとともに、用沢川～佐野川～黄瀬川沿いの住民に対する注意喚起等を行う。



※出典: 富士山(富士山火山防災対策協議会)

図2-24 裾野市周辺融雪型火山泥流の可能性マップ

4-5 降灰、小さな噴石

火山灰は、風の影響を受けて極めて広範囲に飛散する。また、小さな噴石も風の影響を受け降下するので、併せて検討する。

近代都市において、大規模降灰が発生した事例は乏しく、知見が不足しているため、新たな知見が得られた場合、随時改定を行うこととし、新たな避難基本計画においては、基本的な対応のみが定められた。なお、大規模な降灰の有無は噴火発生後迄判明しない事に留意する必要がある

(1) 避難開始時期

1707年に発生した宝永噴火規模の降灰が生じた場合には、広範囲に深刻な影響を及ぼすこととなるが、大規模な降灰の有無は、噴火後に判明するものであり、事前に察知することは困難であること、その影響範囲は、火口位置や風向きにより変動すること、更には、移動(避難)中に噴火に至り降灰が生じると、車両での移動が困難となり、避難者は、その場から動けなくなることで、多数の滞留者が発生することが想定される。また、被害が軽微である可能性もあり、影響範囲が特定できない状況下で、影響範囲外に多くの住民を避難させることにより生じる住民の負担や社会的混乱が発生するリスクと、地域内に留まることで被害が生じるリスクを比較し、新たな避難基本計画では、降灰からの避難において、噴火前の避難は採用していない。

なお、降灰そのものにより、生命の危険に晒される可能性は低いため、降灰時の「避難行動」とは、降灰が生じない地域まで離脱することではなく、降灰に起因して発生する事象から身を守るために必要な行動とする。降灰によりもたらされる事象のうち生命への影響が懸念されるものは次の表－16のとおり。

表－16 いのちを守るために考慮すべき降灰により生じる現象

	項 目	概 要
1	火 災	降灰や小さな噴石が高温のまま堆積すると発火し火災が発生することがある。
2	家屋倒壊	降雨時30 cm以上の降灰堆積厚で木造家屋が重みで倒壊する可能性があると言われるが、荷重に対する基準値は地域ごとに異なり、また、家屋の形状等によっても耐力が異なる。降灰堆積厚30cmを超えても、木造家屋が直ちに倒壊・損傷するものではないが、屋根等に厚く火山灰が積もっている場合、建物の耐力が落ちて噴火に伴う地震の揺れに耐えられない可能性もあるので、きしみや歪みの発生に注意する。
3	断 水	河川水を源水とするエリアでは、少量の降灰にでも水質が悪化し、水道水が飲用不適または断水となる可能性がある。なお、地下水を原水とするエリアでは影響が少ないと言われるが、停電が生じた場合は浄水場及び配水施設が停止するため、河川水、地下水の別なく断水が生じる可能性がある。

	項 目	概 要
4	停 電	降雨時に碍子の絶縁低下による停電が発生する可能性がある。また、火山灰が付着した樹木が重さに耐えきれずに倒れたり、枝が折れたりし、近傍の電線を切って停電に至る場合がある。降灰のため火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等により発電力が低下する。電力供給量の低下が著しく、必要な供給力が確保しきれない場合、停電に至る。
5	物 資	道路の交通支障による物資の配送困難、店舗の営業困難により、生活物資・医療物資の入手が困難となる可能性
6	降灰後 土石流	1cm以上の降灰が生じ、1時間あたり10mm 程度の降雨があると土石流が発生する可能性がある。10 cm以上の降灰が生じると被害が拡大するおそれがあるため、特に注意が必要である。 降灰が生じた地域では、国土交通省による緊急調査が行われるが、調査結果が出るまでに時間を要する場合があるため、降灰後、降雨のおそれが生じた場合は、速やかに避難する必要がある。

(2) 降灰によりもたらされる事象により、生命への影響が懸念される事項

これまでは、降灰が30 cm以上かつ降雨を含み重みが増すと家屋倒壊が生じるとされていたが、家屋や屋根の形状によっても耐力が異なることから、避難のための統一的な基準値を設けることは困難である。このため、家屋倒壊のリスクが高まった場合には、近隣の鉄筋コンクリート造等の堅牢な建物内へ速やかに立ち退き避難を実施し、命を守る行動が必要となる。

次に、断水や道路障害による物流の停滞が生じるなどして物資が不足する事態に備え、しばらくの間、生活が維持できるよう各家庭で1週間程度の飲料水、食料、携帯トイレの備蓄を推奨する。

4-5-1 降灰

降灰とは、噴火によって火口から上空に放出された火山灰等が地表に降下する現象である。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」による降灰可能性マップで2cm 以上の降灰堆積深が想定される範囲とする(図 2-25)。可能性マップは、宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深分布図(ドリルマップ)を12ヶ月分重ね合わせたものである。

避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に、降灰により住民生活の維持が困難となる地域を火山専門家の助言を踏まえ、総合的に判断し決定する。(表-17)

この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。特に、降灰の影響は、風向きにより影響範囲が大きく変化する(図2-26を参照)。

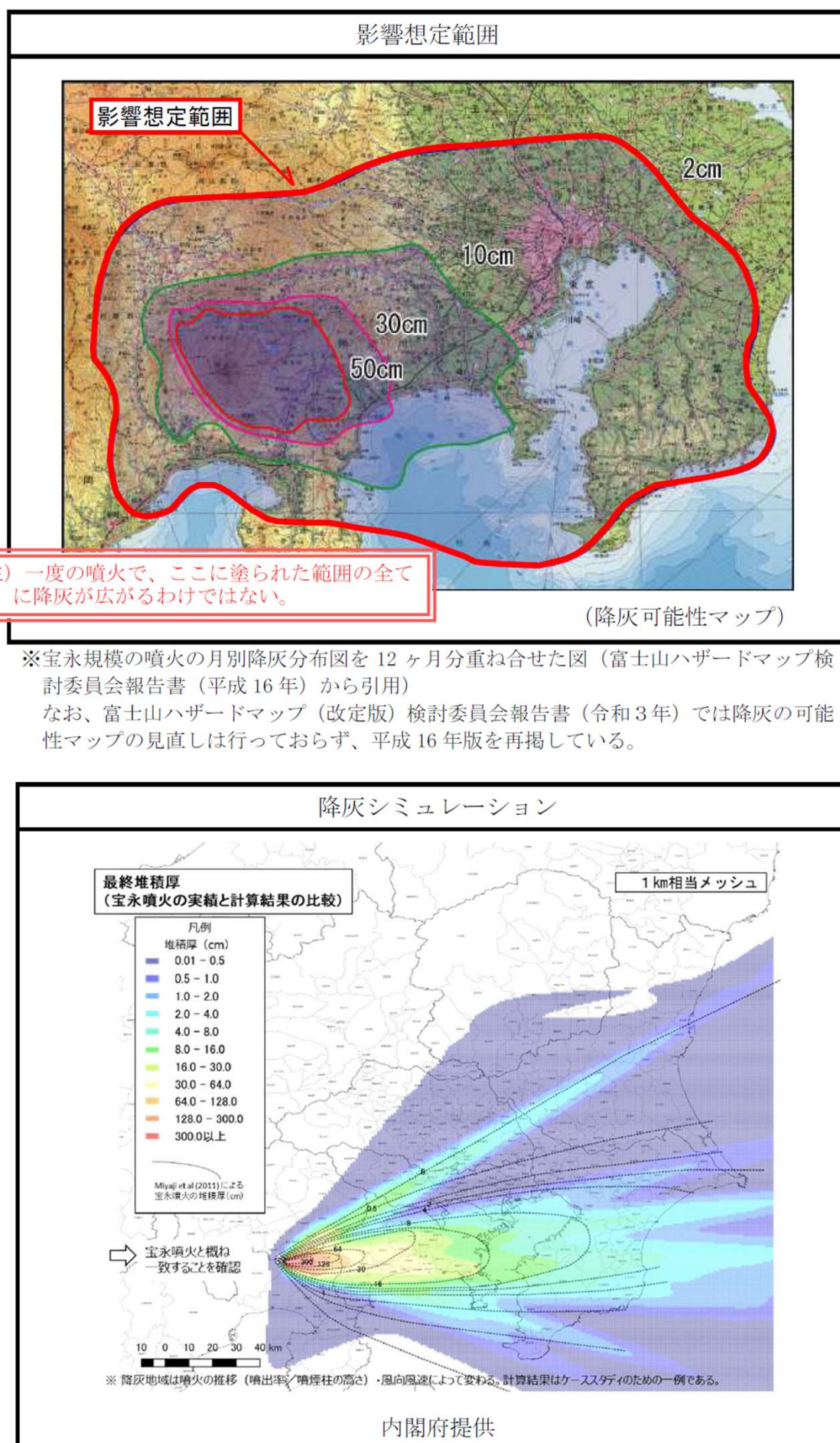
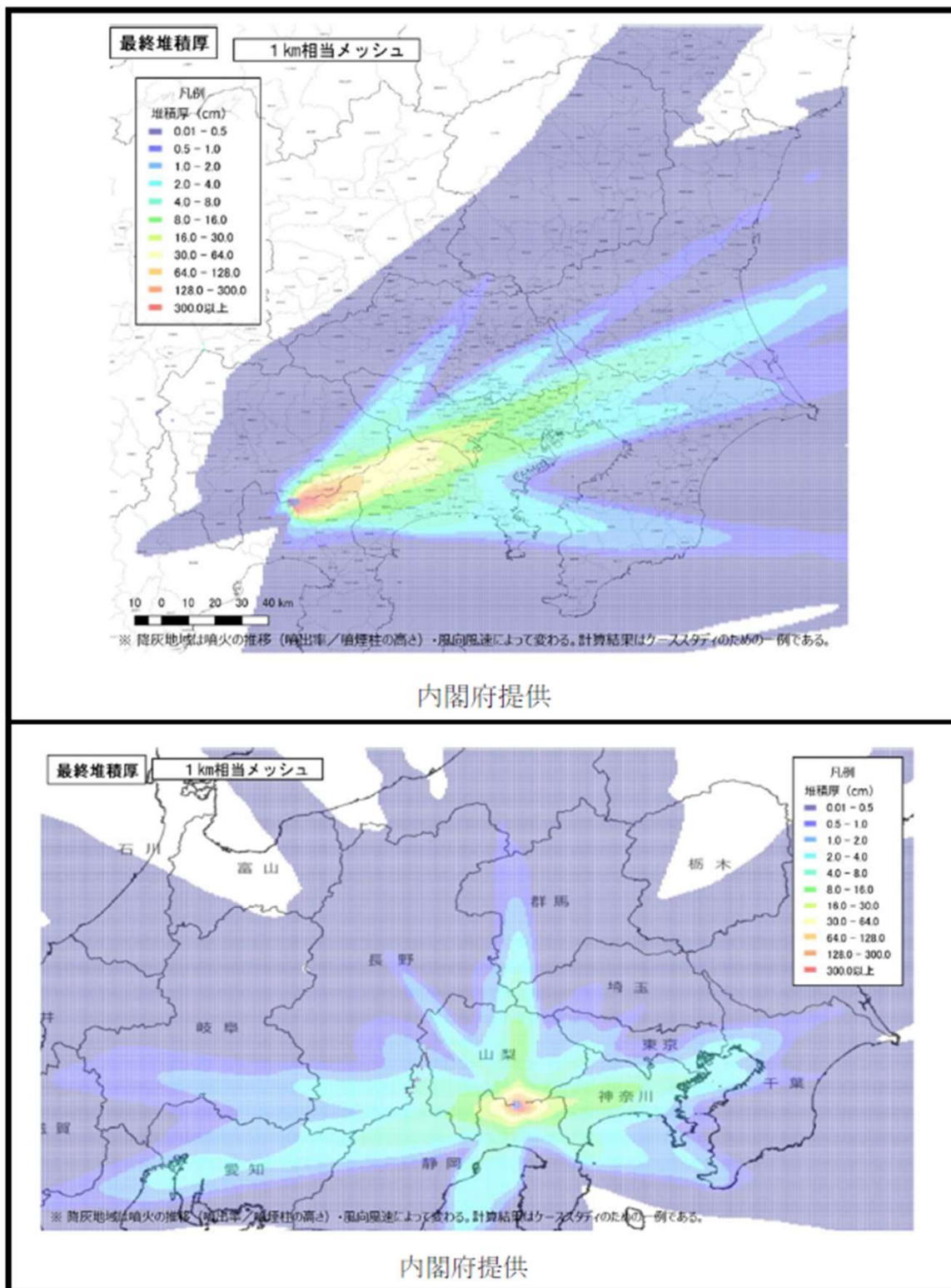


図2-25 降灰の影響想定範囲と降灰分布の例(1/2)



※「大規模噴火時の広域降灰対策について（令和2年4月）」中央防災会議防災対策実行会議（大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ）から引用

図2-26 降灰の影響想定範囲と降灰分布の例(2/2)

表－17 降灰避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積厚 2 cm 以上）
避難対象エリア	大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を噴火の推移や社会的影響などを総合的に判断し、火山専門家の助言を受け判断 ※
屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲

※ このほか、溶岩流の流下が見込まれる地域では立ち退き避難を実施。

(2) 避難開始基準

降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないため、現象の影響範囲から立ち退く必要性は低いが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に屋内退避準備とし、大規模な降灰が確認された地域では速やかに自宅、又は、堅牢な建物での屋内退避とする。

(3) 避難先

避難先は、原則として、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物（避難対象エリア内）とし、具体的な建物の選定にあたっては、堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。このため、基本的には市内での避難となり、市外への広域的な避難は想定しない。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ立ち退き避難する可能性もあり、この場合は降灰の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況など様々な要件を総合的に判断し避難先を決定する。

降灰堆積厚が30cm 未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。

また、大規模な降灰が生じた場合には車両での移動が困難となり、降灰の影響範囲外へ移動する場合は徒歩により移動せざるを得ず、避難完了までに相当の時間を要することが見込まれることから、多くの住民に影響範囲外へ避難させることよりも道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受け入れ、救助を待つことが効果的と考えられる。

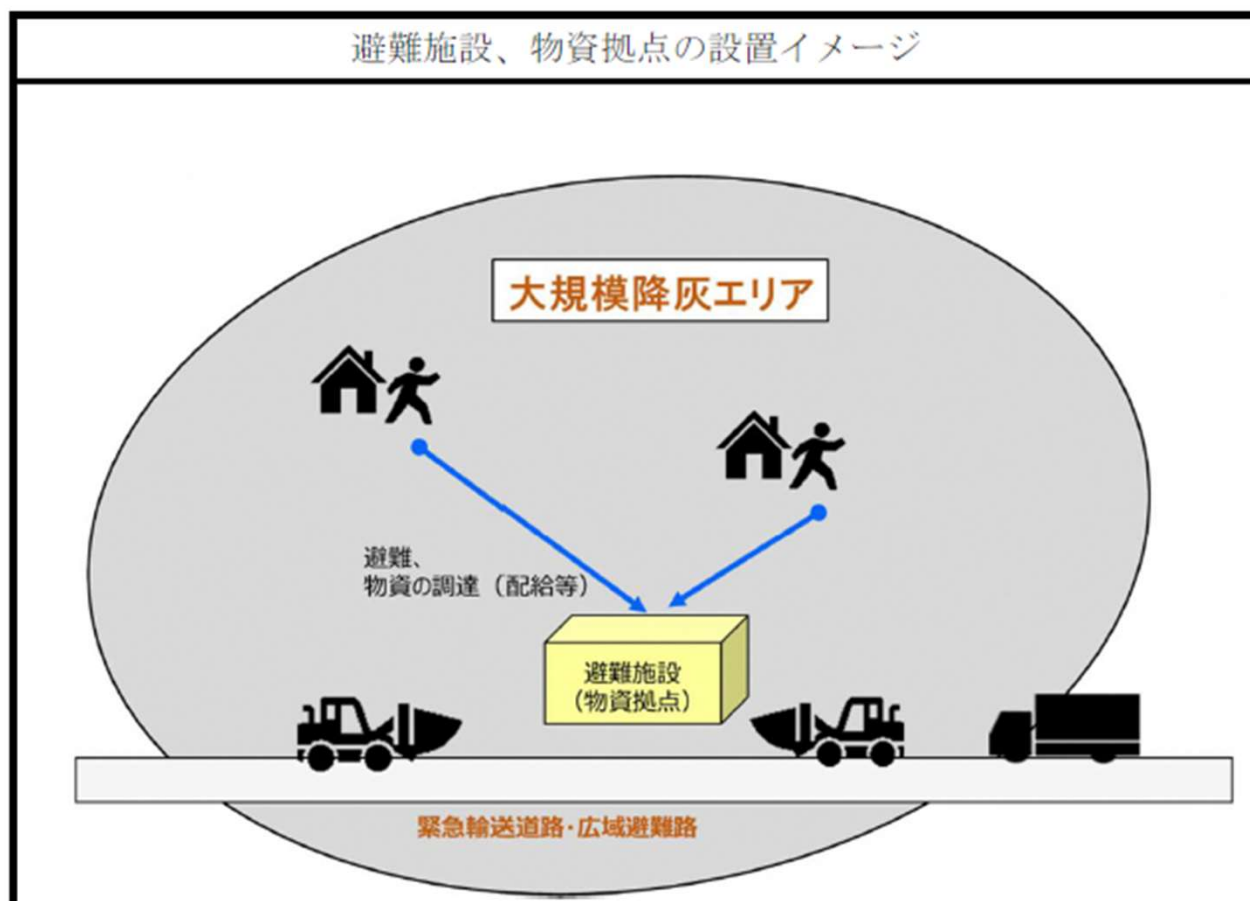
このため、大規模降灰時、市として、図 2-27のように緊急輸送道路に近い施設を優先的に避難所や物資集積 拠点とし設定する。（裾野市においては、噴火時期や当時の気象、特に、風向・風速等にもよるが、一般的に市内北側地域施設を重点的に今後選定する。）

また、自宅内での屋内退避が可能な場合は、必要に応じて避難者自身が、この物資集積 拠点まで徒歩で移動し、物資を調達することを検討する。県及び市は、住民が屋内退避を行うにあたり必要な物資を周知する。

(降灰時の屋内退避に備え必要となるものの例)

※ いずれも7日分程度を推奨

- ・食料
- ・飲料水(1人あたり1日3リットルを目安)
- ・ヘルメット
- ・ゴーグル
- ・マスク
- ・手袋、軍手
- ・燃料、ライター(マッチ)
- ・洗面用具、ウエットティッシュ
- ・携帯トイレ、簡易トイレ
- ・医薬品(常備薬) など



※出典:富士山(富士山火山防災対策協議会)

図2-27 大規模降灰時の避難施設・物資拠点の設置イメージ

4-5-2 小さな噴石

小さな噴石とは、直径数cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石のことであり、火口から10km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。直径10 cm程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険であり屋内に退避し安全を確保する必要がある。また、直径10 cmを超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。降灰等予報は、噴火警戒レベル3以降は、気象庁降灰予報(定時)が発表される。

(1) 影響想定範囲

影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する4風向(西南西、西、西北西、北西)についてシミュレーション(平成25 年版)して合成した結果、直径1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とする(表-18、図 2-28)。実際には4風向以外の風も現れるが、出現する可能性が高い4風向に限定して、影響想定範囲を設定した。

なお、図 2-27は影響想定範囲の検討のために作成した資料であり、実際の噴火直後には、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する降灰予報(速報)が気象庁から発表される。

また、小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しない。

表-18 小さな噴石影響想定範囲の設定

避難対象	説明
影響想定範囲	1 cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲

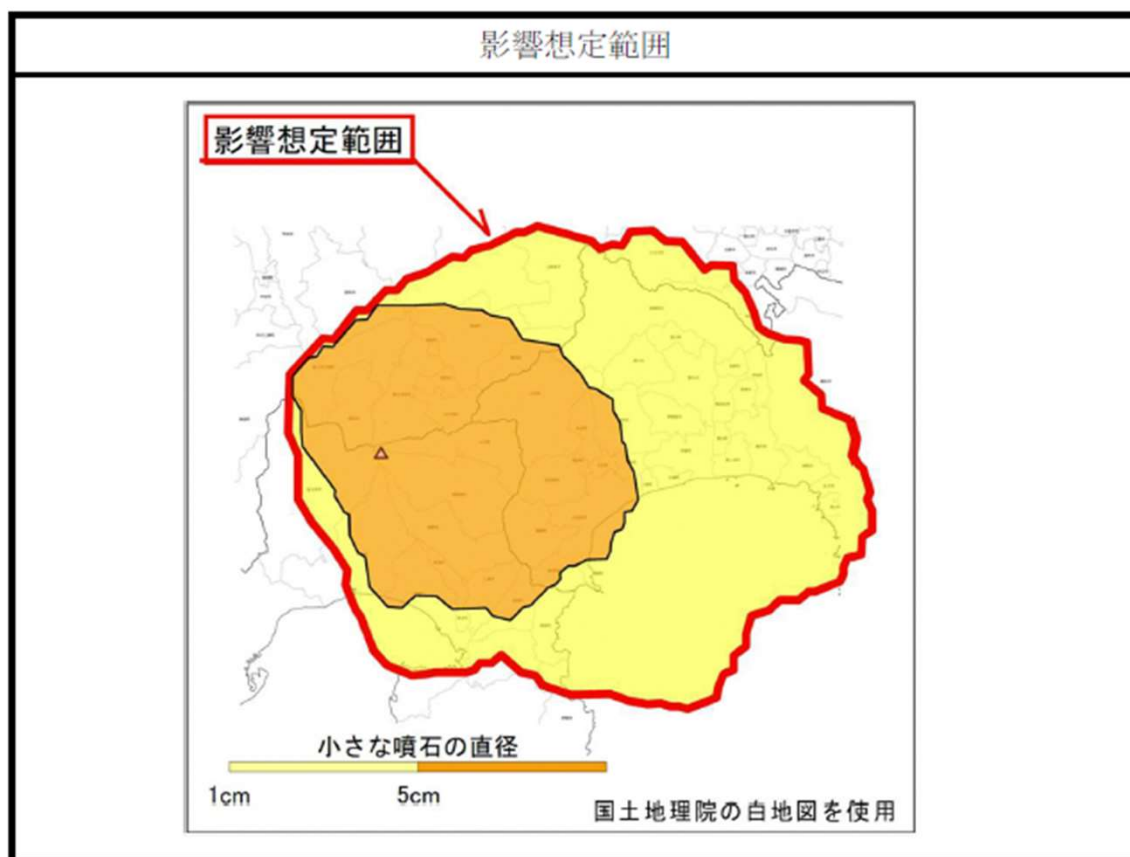
(2) 避難開始基準

小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が飛来してきた時点で速やかに屋内退避とする。

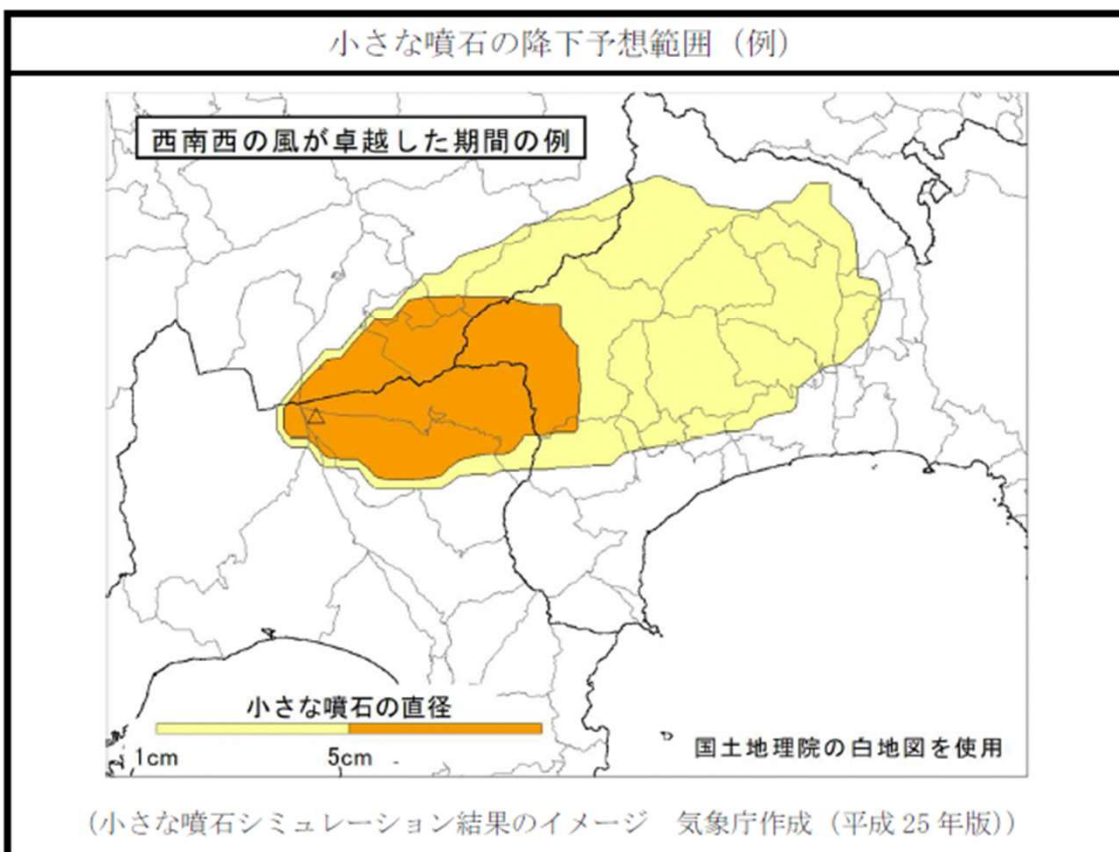
(3) 避難先

他地域の火山災害では、小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されていることから影響想定範囲内では自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。なお、火災が発生し、避難している場所まで延焼する可能性がある場合は、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用し、安全を確保した上で、他の施設まで徒歩で避難すること。

この場合、車両を使用すると視界不良、走行不能、フロントガラスの損傷など様々な危険があるため、徒歩により避難する必要がある。



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間）を合成して作成



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（図は「西南西の風が卓越した期間」の例）

図2-28 小さな噴石の影響想定範囲と降下予想範囲の例

4-6 降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象であり、降灰と無関係に降雨等に伴い発生する危険性がある。しかし、降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流(以下、「降灰後土石流」という。)は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

なお、降灰後だけでなく、降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意する。

(1) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰後土石流の影響想定範囲は、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」による降灰後土石流可能性マップの範囲(表-19、図 2-29)とする。これは、降灰可能性マップでの降灰堆積深10cm 以上の範囲であり、宝永噴火後の土砂災害が、主に降灰堆積深10cm 程度以上の範囲に集中していたことを考慮し設定されたものである。

避難対象エリアは、この影響想定範囲内に位置する土石流危険溪流の土石流危険区域、または「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12 年法律第57 号)(以下「土砂災害防止法」という。)」に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲とする。ただし、土石流危険区域末端の設定基準が河床勾配3° となっている場合は、火山砂防地域の設定基準である河床勾配2° の範囲まで避難対象エリアに含める。

なお、噴火により火山灰が1cm 以上堆積した場合は、土砂災害防止法に基づき、国土交通省により降灰後土石流の発生危険度等について緊急調査が実施される。この調査結果に基づき、土砂災害緊急情報(降灰後土石流による被害が想定される土地の区域に関する情報)が関係自治体等に通知されるので、事前に設定した避難対象エリアを速やかに見直すものとする。特に、風向き・強さの条件等によっては、この調査結果に基づく「降灰後土石流による被害が想定される土地の区域」は、表-18や図 2-29に示す「影響想定範囲」外にも生じうることに留意する必要がある。

表-19 降灰後土石流避難対策エリアの設定

避難対象		説明
避難対象範囲		可能性マップの示す範囲
	避難対象エリア	土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域

※1 降灰後土石流の影響想定範囲は、緊急調査の結果、可能性マップの示す範囲外に生じることもある。

※2 降灰後土石流の避難対象エリアは、緊急調査の結果、「土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域」外に生じることもある。

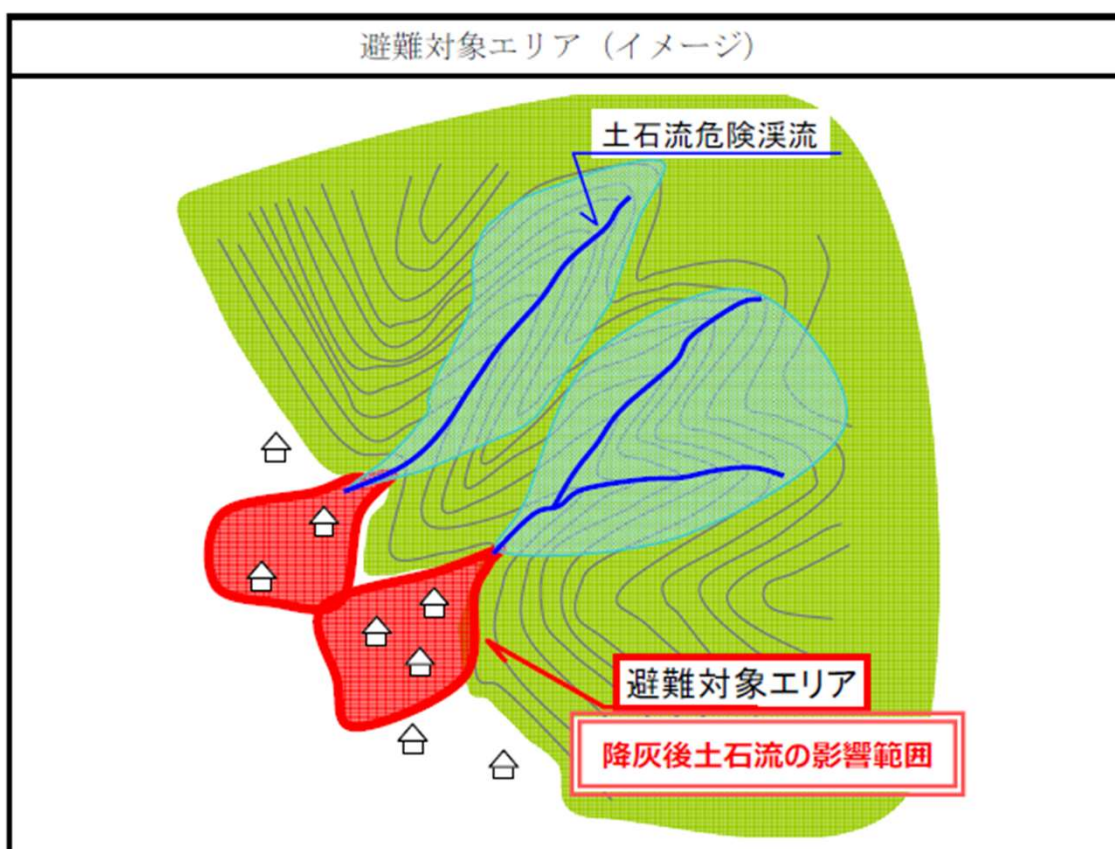
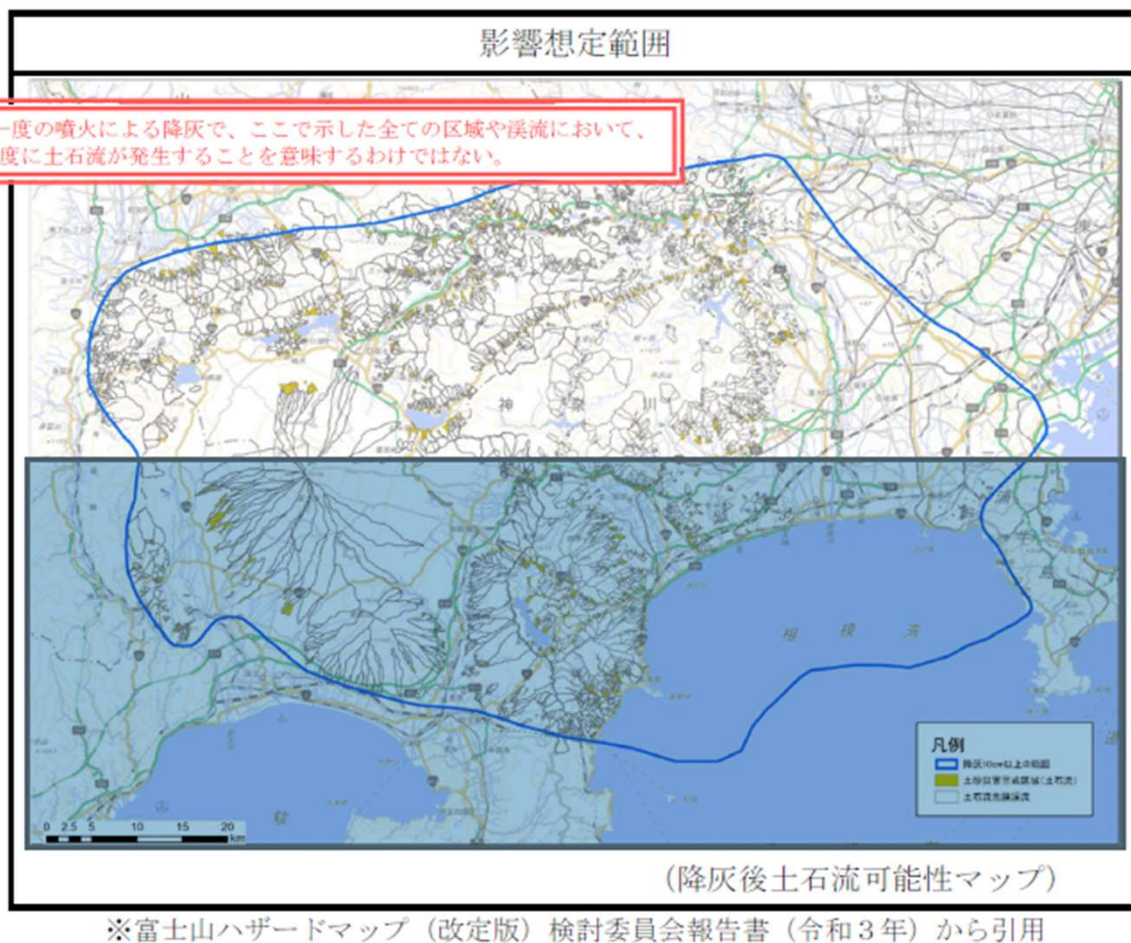


図2-29 降灰後土石流の影響想定範囲と避難対象エリアのイメージ

(2) 避難開始基準

国土交通省が行う緊急調査の結果により、関係自治体等に通知される土砂災害緊急情報(降灰後土石流による被害が想定される雨量基準等)に基づき、避難開始基準を設定する。

なお、降灰の影響が広範囲に及ぶ場合は、土砂災害緊急情報の発表までに時間を要する場合もあることから、その情報が発表されるまでの間は、土砂災害警戒情報等により避難の判断を行う。

また、降灰後土石流は時間的猶予がないため、図 2-3において「現象発生前に避難」としている(「噴火前」の避難ではないことに注意)。これは、土石流の速度が速いことに加え、通常よりも少量の雨での発生により避難の判断をする時間がないことが考えられるためである。

特に、10 cm以上の降灰が生じ、かつ時間雨量10mm を超える降雨が生じた場合には、降灰後土石流の発生の危険性が高まるため、この条件に該当する溪流付近からは(土砂災害関連の情報がなくとも)速やかに立ち退く必要がある。

(3) 避難先

降灰後土石流からの避難は、基本的に土砂災害と同様に対応することとし、土石流災害に対して指定された避難場所へ避難する。

なお、降灰を含んだ土砂は、それ以外の土石流よりも流動性が高く、高速で流出することが考えられるので注意を要する。

5 段階別の避難の流れ

5-1 噴火前の避難計画

噴火前の避難は、避難における時間的猶予のない現象、つまり大きな噴石、火砕流等、融雪型火山泥流の一部を対象とするが、裾野市においては、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲を有する須山地区は全住民対象による噴火前の避難を行う必要があり、また、下和田区は、第3次避難対象エリアであり、避難行動要支援者の噴火前避難が必要となる。(表-20)

このため、各噴火現象の避難対象エリア外への立ち退き避難を原則とし、また移動手段は車両を基本とする。噴火前は、火口が特定できないとされていることから、想定火口範囲内のどこで噴火しても対応できるよう全方位避難とする。

表-20 噴火前の避難計画

区 分	火山現象 ※1	対象範囲	避難者区分		
			一般住民	避難行動要 支援者	観光客・ 登山者
噴火警戒 レベル3	溶岩流等	◆ 第1次避難対象エリア【全方位】 ◇ 十里木高原別荘地(富士急:芙蓉の森林地区) ◇ 十里木別荘管理(南富士:3区及び2区一部)	避難 須山避難所 ※2	避難 須山避難所 ※2	※この前に、 下山・帰宅
		◆ 第2次避難対象エリア(十里木高原地域)【全方位】 ◇ 十里木別荘地域 (第1次避難対象エリア除く、別荘管理事務所含む。) ◇ 須山4区	—	避難 須山避難所 ※2、※3	入山規制 (避難)
噴火警戒 レベル4	溶岩流等	◆ 第2次避難対象エリア【全方位】 ◇ 十里木別荘地域 (第1次避難対象エリア除く、別荘管理事務所含む。)	避難 深良中避難 所	避難 深良中避難 所	入山規制 (避難) ※状況により、 深良中避難 所に避難 させる。
		◇ 須山4区 ◇ 須山1～3・6区	避難 東中避難所	避難 東中避難所	
		◆ 第3次避難対象エリア【全方位】 ◇ 下和田区	避難準備	避難 東中避難所	
噴火警戒レ ベル5	溶岩流	◆ 第4次避難対象エリア ※ 富岡地区(下和田区を除く20コ区)	—	避難準備	
備 考	※1 火山現象の「溶岩流等」は、火口形成・火砕流・火砕サージ、大きな噴石を含む。 融雪型火山泥流は、著しい降雪が予想される場合においては、富士山火山防災対策協議会等からの情報収集及び 助言受けを行い、必要により、須山地区及び富岡地区北部地域の避難対象エリアの拡大を検討する。 ※2 第1次避難対象エリアには「避難指示」を発令し、須山避難所は、須山研修センター、須山支所、状況により須山小学 校に開設する。 ※3 第2次避難対象エリア(十里木高原地域)に、「高齢者等避難」を発令(「高齢者等避難」発令時に自ら車両避難できな い等避難支援が必要な一般住民等にも避難を促す。)				

5-1-1 噴火前避難支援体制の確立

(1) 噴火前避難支援体制への移行

「噴火警戒レベル3」発表に先立ち、静岡地方気象台等からの事前通知、又は、「火山活動解説情報(臨時)」の発表を受け、市は「噴火前避難支援体制」に移行し、職員の呼集を行う。(細部は、第3編第2章「市の体制」を参照)

(2) 現地調整所の設置

ア 須山地区及び下和田区住民の噴火前避難を支援するため、須山支所に必要な人員・資機材等を速やかに推進させる。この際、準備ができた人員・資機材等から逐次市役所を出発させ、須山支所職員との連携により、整齊・迅速に現地調整所を開設し、市役所警戒本部との連絡を確保する。

イ 現地調整所の開設に当たっては、関係防災機関、消防団との連絡及び情報共有を密接に行う。

ウ 現地調整所のレイアウトは、図2-30のとおり。

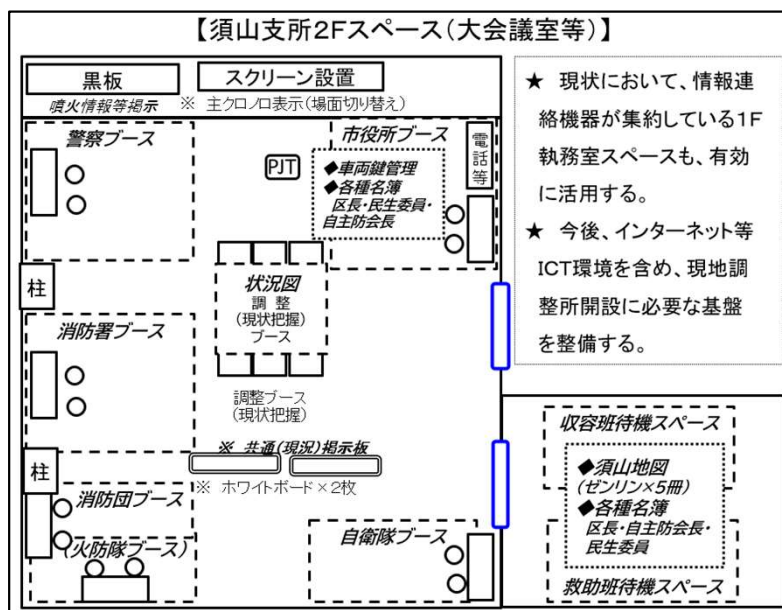


図2-30 現地調整所(須山支所)レイアウト(一例)

(3) 避難バス派遣の要請及び運用

- ア 市の噴火前避難支援体制移行に伴い、防災協定を締結している「すそのバス」に対し、住民避難に必要な避難バスの派遣を要請する。派遣場所(集結地)・活動拠点は「須山研修センター」に設定する。(図2-31参照)バスの派遣に当たっては、休日・夜間等時間外においても連絡可能な体制について取り決める。
- イ 派遣要請時期により、当初の派遣可能台数の変化が予想されるが、要請後時間経過に伴い、最大限の派遣実施について、取り決める。すそのバスは、大型バス(路線用と観光用)、中型バス、マイクロバス等各種のバスを保有する。
- ウ 避難バスの所要が大きく、すそのバス保有台数で不足を生じる場合は、必要により、県に避難バスの支援要請(依頼)を実施する。(噴火後の状況も考慮する。)



※出典：国土地理院ウェブサイト

図2-31 避難バス派遣場所(須山研修センター付近)

5-1-2 噴火警戒レベル引き上げ時に伴う行動

(1) 噴火警戒レベル3発表

ア 須山研修センター、須山支所、状況により、須山小学校の須山避難所を開設する。

(図2-32)

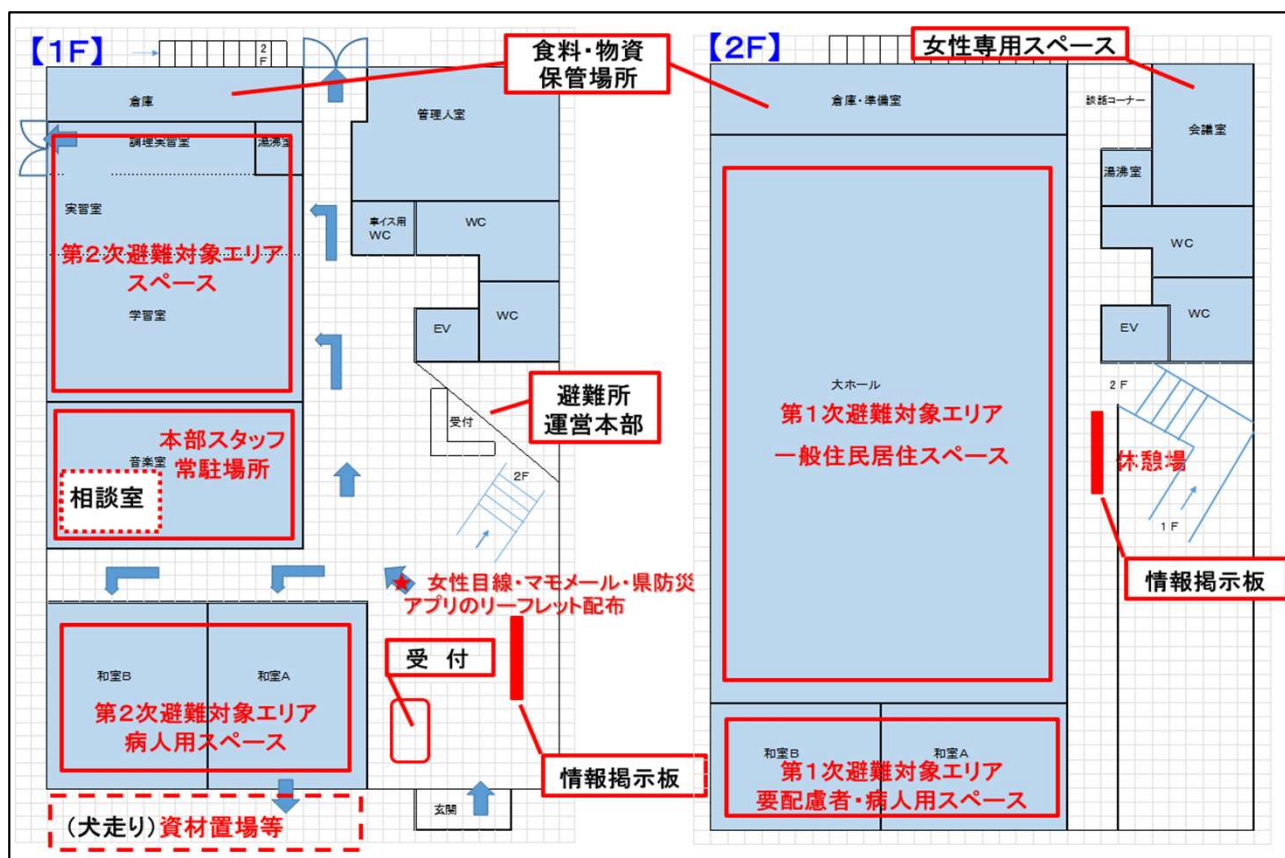


図2-32 須山研修センター避難所レイアウト

イ 第1次避難対象エリアに「避難指示」、その他十里木別荘地を含む十里木高原地域に「高齢者等避難」を発令する。避難情報発令に先立ち、関係機関(表-21)等へ事前連絡(通知)するとともに、必要な情報を共有する。

表-21 事前連絡(通知)関係機関等(関係防災機関を除く。)

		事前連絡(通知)先
対象行政区(自主防災会)		■ 須山1～4・6区、下和田区
須山工業団地等 ★ 10社		■ 富士山火山防災意見交換会 (富士山火山噴火情報連絡) ※ 今後、「アイリスオーヤマ」加入予定
避難促進施設		■ 22施設(別荘管理事務所等含む。)
新規避難促進施設	要配慮者利用施設 ★ 3施設	■ ダイヤモンドライフ ■ エメラルドパレス ■ 須山ホーム
	学校等 ★ 3施設	■ 須山中学校 ■ 須山小学校 ■ 須山幼稚園

ウ 第1次避難対象エリア住民は、別荘管理事務所との連携及び必要な支援を受け、自家用車等により避難する。噴火情報・避難情報を周知徹底し、防犯対策も含め避難状況を確認するため、関係防災機関等が巡回広報を実施する。

エ 第2次避難対象エリアの避難行動要支援者等の避難については、個別計画等による自己避難(自助)が成り立たない住民に対し、市が準備する避難バス等による避難支援(公助)(図2-33・34・35)を実施する。避難行動要支援者を含む要配慮者の避難支援については、民生委員と別荘管理事務所及び須山4区自主防災会との連携を図る。

状況により、一般住民でもその時点で自家用車等での避難ができない住民に対しては、市が準備する避難バス等による避難支援(公助)を別荘管理事務所及び須山4区自主防災会の協力を受け実施する。

オ 十里木別荘地住民に対する避難支援要領

(ア) 富士急別荘地内

※出典:国土地理院ウェブサイト



図2-33 富士急別荘地内避難支援要領等

(イ) 南富士別荘地内

※出典:国土地理院ウェブサイト



図2-34 南富士別荘地内避難支援要領等

カ 須山4区住民に対する避難支援要領

※出典：国土地理院ウェブサイト



図2-35 須山4区避難支援要領等

(2) 噴火警戒レベル4発表

ア 深良中学校及び東中学校に避難所を開設する。(図2-36・2-37)

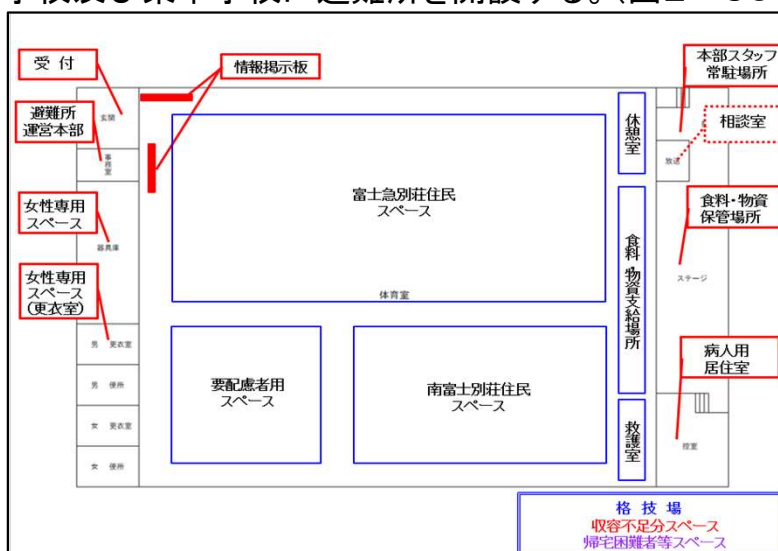


図2-36 深良中避難所レイアウト

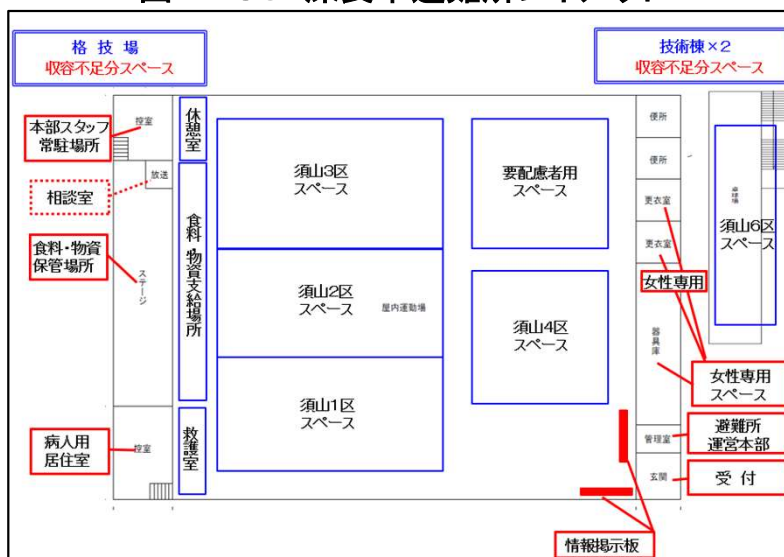


図2-37 東中避難所レイアウト

イ 須山地区全域に「避難指示」、下和田区に「高齢者等避難」を発令する。避難情報発令に先立ち、レベル3同様に関係機関(表-21)等へ事前連絡(通知)するとともに、必要な情報を共有する。特に、要配慮者利用施設(ダイヤモンドライフ)は、施設収容者数が多く、入所者の多くは介護レベルが高いことから、避難に要する時間が長いことが予想されるため、市は、平時における避難確保計画作成段階から、入所者の避難要領等について助言・協力を行うとともに、有事における避難情報の事前連絡(通知)を早めに行うよう努める。また、須山工業団地等についても、工場等の作業時間や社員の通勤時間帯と市の避難情報発令時期等が重なる場合は、必要に応じ、避難情報の事前連絡(通知)時期を早めることを検討する。

ウ 噴火情報・避難情報を周知徹底するとともに、防犯対策も含め避難状況を確認するため、防災関係機関等に、十里木別荘地域内の巡回広報の実施を要請する。また、須山各区内(6区を除く。)は火防隊、須山6区及び下和田区には消防団が巡回広報するように依頼する。

エ 須山避難所に、既に避難している住民は、自家用車等、又は、市が準備した避難バスにより須山地区外へ避難するが、十里木別荘地域住民は深良中学校へ、須山4区民は東中学校へ避難する。

オ その他、十里木別荘地域住民は、自家用車により、市道4054～4053号(パノラマ道)沿いに深良中学校に避難する。この際、噴火時期等により著しく道路渋滞が発生した場合、十里木別荘地内予備経路の使用や状況により演習場内道路の使用を調整する。

カ 須山1～4・6区住民は、自家用車等(自助)、住民間の乗合わせ(共助)、または、市が準備した避難バス(公助)により、県道24号(須山街道)沿いに東中学校に避難する。

キ 市職員及び防災関係機関派遣による避難支援(公助)の実施(細部は、第3編第2章「市の体制」を参照)

(ア) 須山地区周辺居住職員等を主体とした収容班を編成して須山各区及び下和田区へ派遣(図2-38)し、各自主防災会の避難状況を把握・報告させるとともに、避難バスによる避難支援を実施する。

(イ) 現地対策部(福祉班)要員が公用車を活用して編成した救助班により、収容班からの要請等に基づき、避難行動要支援者等の避難支援(図2-39)を実施する。この際、被支援者の状況等に応じ消防との綿密な連携を図る。



図2-38 収容班の行動(一例)

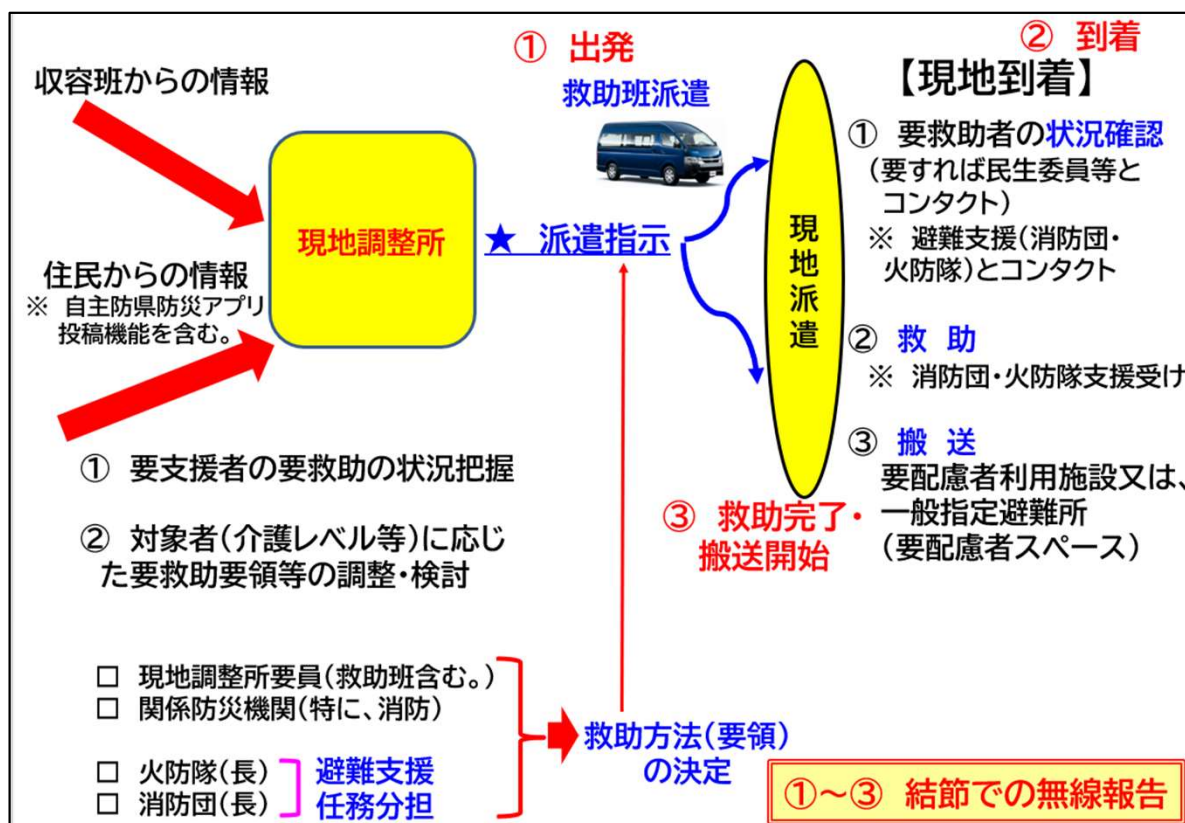


図2-39 救助班の行動(一例)

(ウ) 噴火状況が切迫する中、住民からの救助(避難支援)

要請があった場合、状況により自衛隊への救助(災害派遣)要請を実施する。

(エ) 市が準備した避難バスによる避難支援時において、噴火時期等により著しく道路渋滞が発生した場合は、溶岩流の流下シミュレーションにおいて溶岩流の到達が3時間以上の地域2か所(パノラマ道沿いの「ヘルシーパーク」及び須山街道沿いの「時の栖スポーツセンター」)に中継所(点)を設置し、ピストン輸送を実施する。

ク 市が準備した避難バスによる避難支援時において、噴火時期等により著しく道路渋滞が発生した場合は、シミュレーション上で溶岩流到達3h外地域2か所(パノラマ道沿いの「ヘルシーパーク」及び須山街道沿いの「時の栖スポーツセンター」)に中継所(点)を設置し、ピストン輸送を実施する。

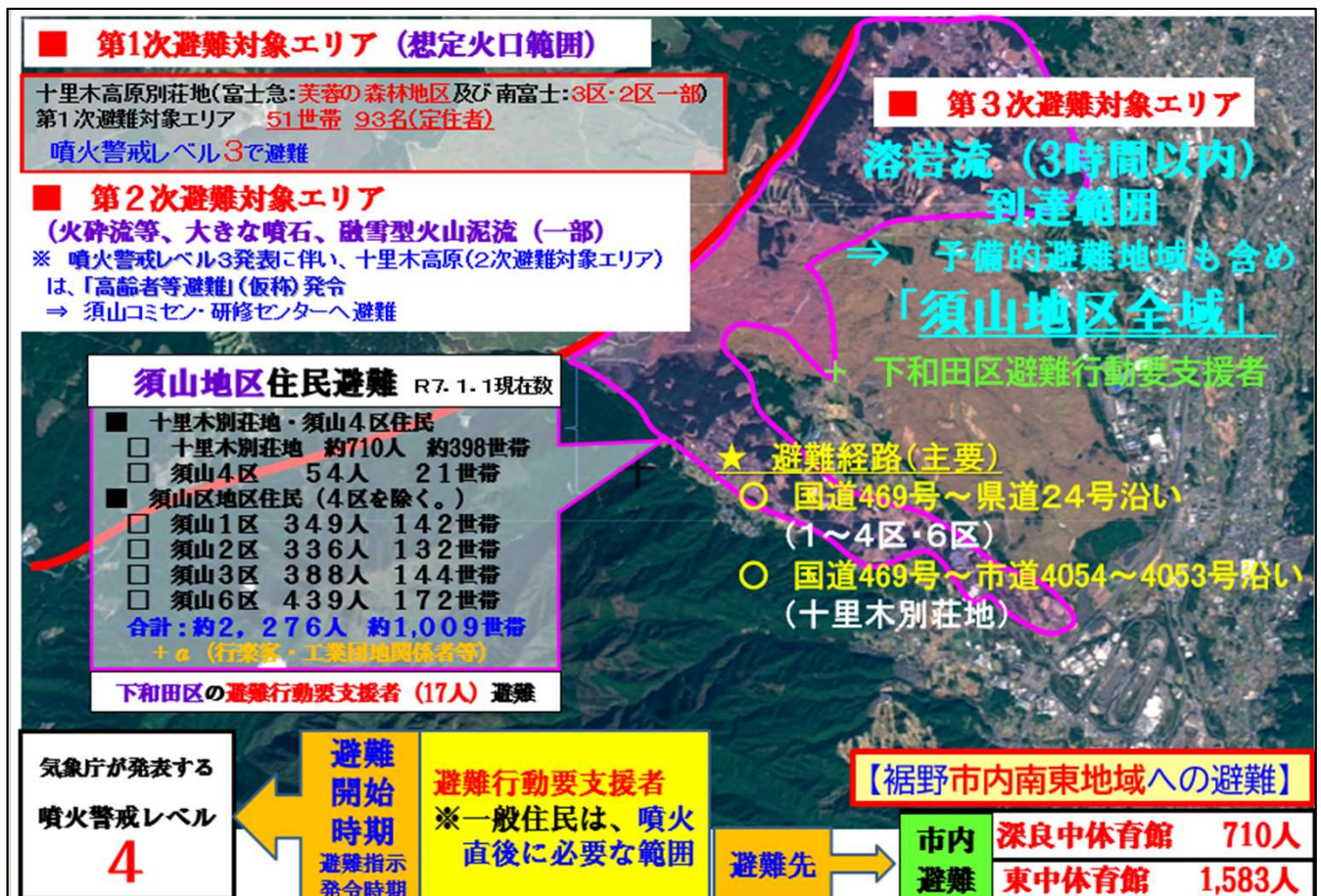
ケ 市独自の噴火前避難シミュレーション(別添データ「須山地区噴火前避難シミュレーション」参照)により、道路渋滞が予想される避難経路上の交差点等に対する交通誘導を警察に協力要請する。(細部は、第3編「交通規制」参照)

コ 避難所となる深良中及び東中の学校施設内の駐車スペースは駐車可能数が限られており、も不足し、また、市独自の噴火前シミュレーション結果からも、学校周辺道路の渋滞が発生することが予想されることから、周辺地域に駐車スペースを確保(企業等との防災協定の見直しを実施)するとともに、必要によりバス等により送迎を実施する。

(3) 噴火前避難はの流れは、図2-40及び図2-41のとおり。

避難の仕方(例)		原則、 自家用車で避難		須山避難所(すやまひなんじょ)	凡例(はんれい)
		げんそく 自家用車で避難 自力避難困難時は、 乗り合わせ・避難バス		すやまけんしゅう ・須山研修センター ・須山コミュニティセンター (要支援者予定) ・須山小学校体育館 (状況に応じて開設)	じたく 自宅 じかようしゃ 自家用車避難 避難バス避難
避難対象エリア	噴火警戒レベル	レベル1	レベル3	レベル4	ふんか とっぱつ 噴火(突発)
第1次 十里木高原別荘地 第2次 須山 第3次 下和田	富士急(ふじきゅう) ふよう しんりん 芙蓉森林地区 南富士(みなみふじ) 2地区(一部) 3地区	平常 火山情報が随時発表 ふんかかつどうかっぱつか 噴火活動活発化	がっこうきゅうこう 学校休校 (児童生徒引渡し)	避難指示(ひなんしじ)	
	上記以外	自主的に 避難しましょう	須山避難所 	須山避難所 → 深良(ふから)中学校 パノラマロード経由	深良中学校 
	4区	自主的に 避難しましょう 	高齢者等避難 須山避難所 避難に時間がかかる方は 優先避難	避難指示 須山避難所 → 深良中学校 パノラマロード経由	深良中学校 
第3次	1区, 2区, 3区, 6区, 下和田区(要支援者)			避難指示 須山避難所 → 東(ひかし)中学校 県道24号経由	東中学校 
				避難指示(下和田区のみ「高齢者等避難」) 県道24号経由	東中学校 

図2-40 噴火前避難行動



※出典:国土地理院ウェブサイト

図2-41 噴火前避難要領

5-2 噴火前の自主的な分散避難等

ハザードマップの改定に伴い、これまでと比較し「より短時間で」噴火現象が到達する可能性があることが判明したことから、円滑な避難のため、観光客等に対しては、噴火警戒レベル1～3の間に帰宅することを呼びかける。これに伴い、裾野市においては、十里木別荘地域における住民票を取得しない別荘運用主体の住民に対しても、別荘管理事務所との連携による帰宅の呼びかけを積極的に行う必要がある。

また、地域を離れても生計を維持することが可能な人に対しても、早期の自主避難を呼びかける。なお、自主的な分散避難について、噴火警戒レベル引き上げにより避難行動要支援者の自家用車避難を妨げないよう早めの避難を呼びかける。

特に、大規模な降灰が発生した場合には、しばらくの間、不便な生活を強いられることとなるため、不安を感じる場合には、速やかに自主的な分散避難を呼びかける必要がある。

5-3 噴火開始直後の避難計画

噴火開始直後は、関係機関による観測等で火口の詳細な位置がすぐに特定できた場合には、得られる火口位置に関する情報に応じて必要な範囲での避難とする。なお、天候により山体を視認できず、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、特に溶岩流が短時間で到達する地域では、ひとまず避難行動を開始し、噴火の状況に応じて順次、避難対象範囲を解除または縮小する。なお、噴火開始直後に関係機関から出される情報、特に、気象庁から発表される噴火警報及び降灰予報等の噴火情報に注意するとともに、観測データから概ねの火口位置が判明した場合や類似する溶岩流ドリルマップの特定や国土交通省が所管するリアルタイムハザードマップにより、詳細な溶岩流の予測流下範囲が判明した場合には、必要に応じて避難対象範囲を拡大または縮小する。

5-3-1 流下パターンに応ずる流下ラインによる避難

(1) 全 般

噴火開始直後においては、火口の詳細位置がすぐに特定できないことも考えられることから、裾野市に影響ある想定火口位置毎のドリルマップを元に、裾野市独自の4つの流下ラインを区分し、県が作成した流下パターンとの整合を図り、努めて合理的かつ融通性をもった避難を実施する。（第2編第2章第4項「噴火現象別の避難の考え方」4-3-1「噴火開始直後における溶岩流からの避難」及び4-3-2「県流下パターンと市流下ラインの整合」参照）

(2) 流下パターンに応ずる流下ライン避難

ア パターン「D」に応ずる「須山ライン」の避難要領

(ア) 溶岩流流下の特性

- a 河川沿いに迅速に流下する。（市南端まで約12時間）
- b 河川沿い以外の市街地の多くは流下しない。（シミュレーション上、河川から左右300m範囲のみ流下） ※ 溶岩流の避難対象地域を絞る。（図2-42参照）

(イ) 避難の考え方

a 方 針

河川沿いに避難地域を絞り、「一時退避」実施後に、流下状況に応じた「市内避難」を実施する。

※ 「一時退避」とは、河川沿いに流下する溶岩流から基本的に垂直方向の未流下地域へ一時的（1日、長くて2日以内）に退避する。

b 1日目の流下状況を踏まえ、2日目にかけて避難情報の細部を発令(指示)する。

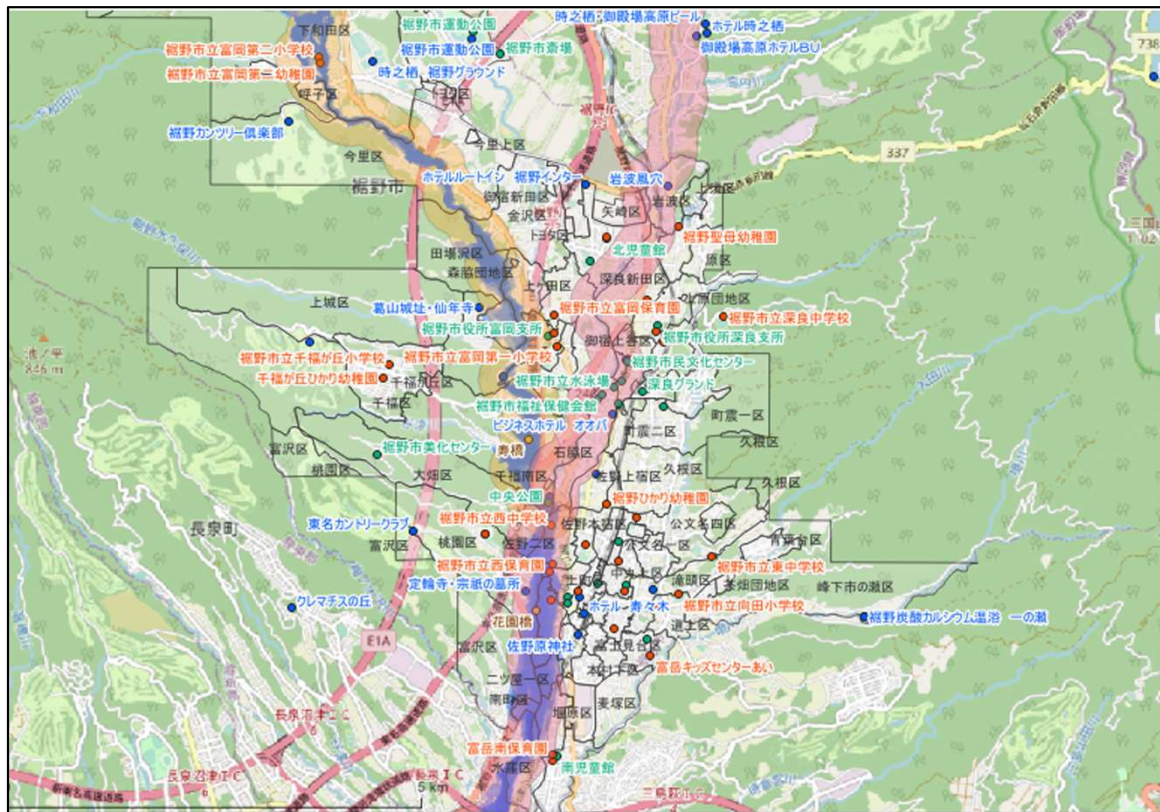


図2-42「須山ラインの避難対象地域(河川左右300m)」

(ウ) 細部避難要領

a 全 般

(a) 噴火及び火口位置の確認時点を起点とし、経過時間に応じて避難情報を発令する。

(b) 「一時退避」の行動

- ① 避難行動要支援者は、地域区分により、市内3カ所に開設する指定避難所へ車両で避難する。(必要により、福祉保健会館も開設)
- ② 一般住民は、溶岩流が流下しない近傍(最寄り)の自治会区(集会所等)へ車両避難又は、道路の状況に応じて徒歩避難する。
- ③ 河川沿いに溶岩流が流下後に、噴火後1日目以降の流下状況を踏まえ、2日目にかけて避難情報の細部を発令(指示)する。避難情報細部内容は、同報無線及びまもメールにより放送・発信するとともに、車両による巡回広報により、一時退避住民等に周知する。

(c) 避難経路

市内北側から県道24号、国道246号、県道394号、農道等主要幹線道路を使用し、市内避難するが道路渋滞等の状況により、避難者自らの自家用車カーナビ等を活用した経路を選定する。

b 一般住民より避難に時間を要し、避難場所(環境)の配慮が必要な避難行動要支援者に対しては、一時退避の場面でも指定避難所を開設し、一般住民より早めに避難情報(「高齢者等避難」)を発令して、車両で避難させる。ここで示す避難行動要支援者は、在宅・自動車であれば速やかに避難可能な者を示す。特に時間を要する者及び入院・入所施設等の要支援者の避難については、第3編第4章第8項「避難行動要支援者の避難支援」を参照

c 噴火時点

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	河川沿い富岡地区 11ㇿ区 178人 (呼子～千福) ※ 下和田は、東中に 噴火前避難済み。	富岡支所 又は 富岡第1小学校	車両避難
一般住民	避難準備(河川沿い富岡地区12ㇿ区)		

d 火口位置概定又は噴火1時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	河川沿い富岡地区以外 14ㇿ区 319人	東小学校	車両避難
一般住民	河川沿い富岡地区 12ㇿ区 4,457人	近傍の避難自治 区(集会所等) ※ 表－22参照	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

e 噴火5時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	避難済み(河川沿い対象地域 25ㇿ区 497人) (富岡支所又は富岡第1小学校、東小学校)		
一般住民	河川沿い富岡地区以外 13ㇿ区 7,750人	近傍の避難自治 区(集会所等) ※ 表－22参照	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

f 噴火24時間以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	東地区 本村上中区 6人	東小学校	車両避難
一般住民	東地区 本村上中区 38人	近傍の避難自治 区(集会所等) ※ 表－22参照	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

表-22 須山ライン時の一時退避要領 ※ 人口は、令和7年1月1日現在

区 状 況	到達時間	退避対象者	一時退避タイミング	一時退避場所	要支援者(内数)	一時退避タイミング	一時退避場所	
～3h 下和田	2.1h	688/688	火口位置概定後 又は噴火後1時間 12コ区 4,457人	下和田区 時の栖スポーツセンター	17	噴火前避難	東 中	
噴火3～6h	呼子 3.1h	946/946		裾野運動公園	21	噴火同時 11コ区 178人	富岡支所 又は 富岡第1小学校	
	今里 3.4h	582/582		上ヶ田、御宿上谷、御宿平山、御宿台、御宿新田、トヨタ、矢崎、深良新田(各区集会所等)	17			
	田場沢 4.2h	225/225			(状況により)			10
	金沢 4.3h	92/920			(状況により)			24
	中里 4.9h	362/403			上城			12
	下条 5.4h	169/169			(状況により)			6
	御宿坂上 5.7h	499/624			上城・千福が丘			23
	中村 5.9h	36/184			(状況により)			10
	御宿入谷 5.9h	254/636			(状況により)			17
	森脇団地	64/64			(状況により)			1
噴火6～9h	千福 6.1h	540/676	噴火後5時間 14コ区 7,750人		千福が丘	20	火口位置概定後 または噴火後1時間 14コ区 319人	東小学校
	大畑 7.6h	118/118		遠道原、町震二、佐野上宿、佐野本宿、緑町、日の出元町、東町、新道、佐野若狭(各区集会所等)	2			
	佐野二 7.9h	1272/1591			44			
	石脇 7.9h	178/1789			45			
	千福南 8.1h	142/142			5			
	桃園 8.5h	900/922			27			
	上町 8.6h	445/890			20			
	元町 8.7h	627/627			20			
噴火9～12h	二ツ屋二 9.5h	432/432			本村下、伊豆島田、和泉、麦塚、富士見台、本茶(各区集会所等)	13		
	富沢 9.7h	1267/1810		48				
	二ツ屋一 9.9h	548/609		18				
	堰原 10.4h	959/1199		32				
	南町 10.6h	225/335		11				
	水窪 10.9h	637/910		28				
44h	本村上中 44.1h	38/382	噴火後24時間以降	6	噴火後24時間以降			
避難者合計等		12,245/17,873	佐野川～黄瀬川左右300m地域住民数／区住民数	497				
備 考		※ 各行政区の退避対象者数は、河川左右300m地域の溶岩流下の面積比率で算出(要支援者の避難対象者数は、今後確認)						

g 溶岩流の流下後(噴火後1～2日)

- (a) 河川沿いの溶岩流の流下状況を踏まえて、避難情報の細部を指示する。(次項の表-25(自治組織毎の避難要領)を参照)
- (b) 須山ライン時における市内の使用可能避難所等は、表-23のとおり。

表-23 須山ライン時の市内使用可能避難所等

指定避難所	施設名		収容者数	福祉避難所	施設名		収容者数	
	富岡地区	富岡第1幼稚園	135		富岡地区	富岡保育園(乳)	155	
		富岡コミセン	83			わか葉(要配支援)	30	
		富岡中	1,163			住友金属鉱山研修所(千福ヶ丘) ※ 協定見直し終了	100	
		富一小	1,110			深良保育園(乳)	111	
	深良地区	住友金属鉱山研修所(千福ヶ丘) ※ 協定見直し終了	1,200		深良地区	あいの郷(要配支援)	30	
		深良小	772			さくらんぼ(要配支援)	10	
		生涯学習センター	244			東保育園(乳)	132	
		深良幼稚園	105			富岳一ノ瀬荘(要配支援) ※ 富岳Gp内「噴火前避難」受入れ	?	
	西地区	深良コミセン	98		東地区	茶畑ヒルズ(要配支援)	30	
		深良中(噴火前避難済 空き分)	250			★ 西地区は、なし。		
		裾野高(救護所資材)	1,692			予備	時の栖(下和田) ※ 要協定見直し	(100)
		市民体育館	875				収容者可能人員数合計	598 (100)
	東地区	東西公民館	134					
		南小(救護所資材)	874					
		東小	1,367					
		いずみ幼稚園	195					
	予備	向田小	1,058					
		東中(噴火前避難済)	(空き分なし。)					
		市民文化センター	1,200					
		福祉保健会館(救護所資材)	600					
時の栖(下和田) ※ 要協定見直し		(1,400)						
収容者可能人員数合計		13,188 (1,400)						

h 「須山ライン」避難要領(流れ)は、図2-43のとおり。

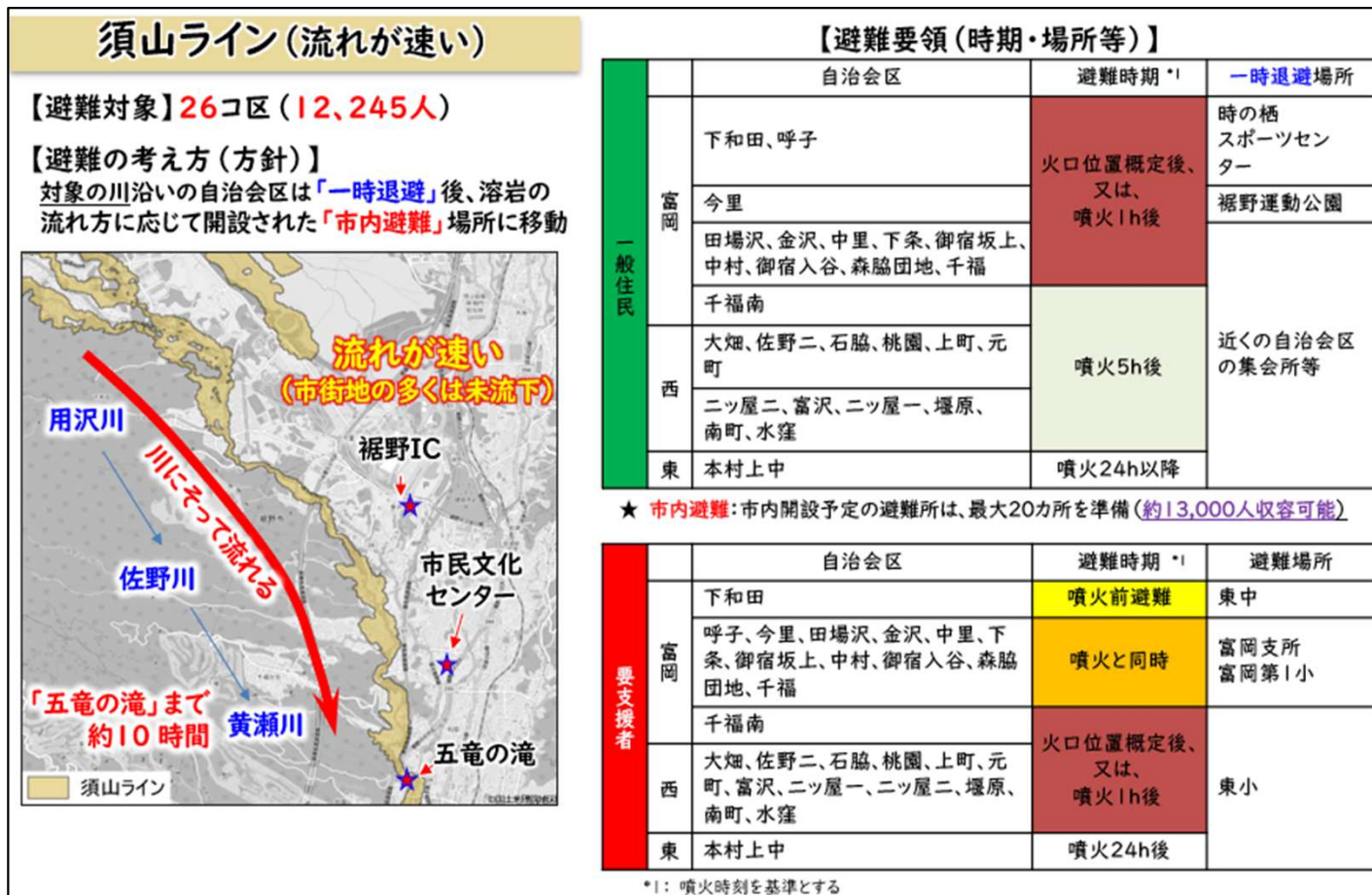


図2-43 「須山ライン」の避難の流れ

イ パターン「C」に必ずるライン(黄瀬川緊急(M43)ライン)の避難要領

※ 「その他ライン」の内、溶岩流の流下が早い「黄瀬川緊急(M43)ライン」の対応を主に定める。

(ア) 溶岩流流下の特性

- a 御殿場方向からの河川沿いに早く流下(市南端まで約2日)し、約3.5日で市街地の広範囲に流下する。
- b 市民文化センター以北の黄瀬川沿いの地域は、溶岩流の流下範囲が河川左右300mに絞る事ができる。(図2-44参照)

(イ) 避難の考え方

a 方針

当初、河川沿いに避難地域を絞り「市内避難」しつつ、並行的に多数の「広域避難」を実施する。

- b 市民文化センター以北は、溶岩流の対応(対象)地域を絞り、「一時退避」実施後、河川沿いの流下状況を踏まえて、避難情報細部を発令(指示)する。

※ 「一時退避」とは、河川沿いに流下する溶岩流から

基本的に垂直方向の流下しない地域へ一時的(1日、長くて2日以内)に退避し、1日目の流下状況を踏まえ、2日目にかけて避難情報の細部を発令(指示)する。

- c 市民文化センター以南地域は、北側地域から順に溶岩流未流下地域指定避難所（深良・富岡・東地区）へ逐次避難させるのと並行し、市外（広域）避難も実施する。

(ウ) 細部避難要領

a 全 般

- (a) 噴火及び火口位置の確認時点を起点とし、経過時間に応じて避難情報を発令する。

- (b) 市民文化センター以北河川沿い地域の「一時退避」の行動

- ① 避難行動要支援者は、地域区分により、市内3カ所に開設する指定避難所へ車両で避難する。
- ② 一般住民は、溶岩流の流下しない近傍（最寄り）の自治会区（集会所等）へ自家用車等避難又は、道路の状況に応じてと避難する。
- ③ 黄瀬川沿いに溶岩流流下後に、噴火後1日目以降の流下状況を踏まえ、2日目にかけて避難情報の細部を発令（指示）する。避難情報細部内容は、同報無線及びまもメールにより放送・発信するとともに、車両による巡回広報により、一時退避住民等に周知する。

(c) 避難経路

市内避難については、北側から県道24号、国道246号、県道394号、農道等の主要幹線道路を使用し、深良・富岡・東地区の避難所に避難する。また、市外への広域避難は、主に県道21号及び農道を使用し、三島・伊豆方向へ避難するが、道路渋滞等の状況により、避難者自らの自家用車カーナビゲーション等を活用した経路を選定する。

- b 一般住民より避難に時間を要し、避難場所（環境）の配慮が必要な避難行動要支援者に対しては、一時退避の場面でも指定避難所を開設し、一般住民より早めに避難情報（「高齢者等避難」）を発令して、車両で避難させる。ここで示す避難行動要支援者は、在宅・自動車であれば速やかに避難可能な者を示す。特に時間を要する者及び入院・入所施設等の要支援者の避難については、第3編第4章第8項「避難行動要支援者の避難支援」を参照

c 噴火時点

避難準備

d 火口位置概定又は、噴火1時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	黄瀬川沿い富岡・深良地区 11コ区 205人 ※ 下和田は、東中に 噴火前避難済み。	富岡支所、又は、 富岡第1小学校、 深良中学校	車両避難
一般住民	避難準備、 黄瀬川沿い市民文化センター以北 6コ区 3,248人		

e 火口位置概定又は、噴火3時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	避難準備 到達12～15時間以内 3コ区 51人		
一般住民	黄瀬川沿い市民文化センター以北 6コ区 3,248人	近傍の避難自治区(集会所等) ※表-21参照	車両、または、道路の状況に応じ徒歩避難

f 噴火5時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	避難準備 到達12～15時間以内 3コ区 52人		
一般住民	到達9～12時間以内 市民文化センター以南 5コ区 2,127人	深良、富岡、東地区避難所 ※表-24-1参照	車両、または、道路の状況に応じ徒歩避難

g 噴火6時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	到達12～15時間以内 3コ区 51人	東小、いずみ幼稚園	車両避難
	※状況(時間・天候等)により、要支援者は、噴火後6時間で到達18～24時間以内迄一斉に指示(夜間に要支援者避難させないため)		
一般住民	避難準備(到達12～15時間以内 3コ区 1,671人)		

h 噴火8時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	避難準備(到達15～18時間以内 6コ区 139人)		
一般住民	到達12～15時間以内 3コ区 1,671人	富岡・東地区の避難所 ※ 自己区内避難も追求	車両、または、道路の状況に応じ徒歩避難

i 噴火9時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	到達15～18時間以内 6ㇿ区 139人 ※状況(時間・天候等)により、要支援者は、噴火後6時間で到達18～24時間以内迄一斉に指示(夜間に要支援者避難させないため)	東小、いずみ幼稚園	車両避難
一般住民	避難準備(到達15～18時間以内 2ㇿ区 152人)		

j 噴火10時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	避難準備 到達18～24時間以内 5ㇿ区(佐野本宿、二ツ屋2、富沢、二ツ屋1、佐野若狭)132人		
一般住民	到達15～18時間以内 2ㇿ区 152人	深良、東地区避難所 ※ 自己区内避難も 追求 ※表-24-1参照	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

k 噴火12時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	到達18～24時間以内 5ㇿ区 132人 ※状況(時間・天候等)により、要支援者は、噴火後6時間で到達18～24時間以内迄一斉に指示(夜間に要支援者避難させないため)	東小、いずみ幼稚園	車両避難
一般住民	到達15～18時間以内 4ㇿ区 3,245人	広域避難 (三島・伊豆方向) ※ 避難所状況により、 市内避難所	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

l 噴火15時間後

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動 要支援者	避難準備 到達1日～3日以内 15ㇿ区 219人		
一般住民	到達18～24時間以内 5ㇿ区 4,158人	広域避難 (三島・伊豆方向)	車両、または、 道路の状況に 応じ徒歩避難

m 噴火18時間後以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	到達1日～3日以内 15ㇿ区 219人	東小、いずみ幼稚園、東保育園	車両避難
一般住民	避難準備 到達1日～3日以内 15ㇿ区 5,459人		

n 噴火22時間後以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	避難準備 到達3日～4日以内 2ㇿ区 42人		
一般住民	到達1日～3日以内 15ㇿ区 5,459人	広域避難 (三島・伊豆方向) ※表-24-2参照	車両、または、 道路の状況に応じ徒歩避難

o 噴火24時間後以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	到達3日～4日以内 2ㇿ区 42人	東小、いずみ幼稚園、東保育園	車両避難
一般住民	避難準備 到達3日～4日以内 2ㇿ区(中丸下、本村下) 592人		

p 噴火48時間後以降

	対象区	避難場所	避難手段
避難行動要支援者	※ 市内避難 788人避難済み		
一般住民	到達3日～4日以内 2ㇿ区 582人	広域避難 (三島・伊豆方向)	車両、または、 道路の状況に応じ徒歩避難

表-24-1 黄瀬川緊急(M43)ライン時の避難要領 ※ 人口は、令和7年1月1日現在

区状況	到達時間	避難対象者	避難場所	避難タイミング	要支援者(内数)	避難タイミング	避難場所
噴火6h 一時退避	岩波 6.4h	1135/1261	★文化センター以北地域 河川左右300m一時退避 近隣避難自治会区 (各区集会所) ↓ 流下後の状況に応じ、深良・ 富岡地区避難所へ避難 (細部指示) 深良小	火口位置概定 又は 噴火後3h 6区 3,248人	35	火口位置概定 又は 噴火後1h 11区 205人	富岡支所・富1小 及び 深良中
	御宿新田 6.6h	805/1610			35		
	深良新田 6.8h	358/448			7		
	御宿上谷 7.6h	394/492			17		
	上ヶ田 7.6h	238/476			19		
	遠道原 8.4h	318/398			14		
噴火6h	石脇 9.1h	1789/1789	富中(1,163)、富1小(626)	噴火後5h 5区 2,140人	45		
	御宿平山 9.7h	35/176	富1小(36)		2		
	町震2 10.2h	207/230	深良中(224)		7		
	千福 10.3h	70/695	富1小(68)		20		
	舞台団地 10.7h	39/39	富1小(53)		4		
噴火12～15h	千福南 12.4h	42/140	富1小(43)	噴火後8h 3区 1,671人	5	噴火後6h 3区 51人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	佐野二 13.3h	1618/1618	東小(533)、向田小(1058)		44		
	大畑 13.4h	11/109	東小(12)		2		
噴火15～18h	久根 15.0h	92/919	東小(93)	噴火後10h 2区 152人	31	噴火後9h 6区 139人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	町震1 15.2h	60/601	深良コモン(59)		13		
	佐野上宿 15.4h	1147/1147	★ 広域避難(三島方向)		28		
	桃園 16.2h	606/865	※ 避難所状況により、 市内避難所 (千福が丘小等は活用可能)		27		
	上町 16.5h	843/843			20		
噴火18～24h	元町 17.1h	649/649		噴火後12h 4区 3,245人	20		
	佐野本宿 18.4h	606/606			22		
	ニッ屋2 20.6h	403/403			13		
	富沢 21.7h	1793/1793	★ 広域避難(三島方向)		48		
	ニッ屋1 22.8h	637/637			18		
	佐野若狭 23.2h	719/719			31	噴火後12h 5区 132人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
避難者合計等		14,614/18,663	黄瀬川左右300m 地域住民数/区住民数		527		

表-24-2 黄瀬川緊急(M43)ライン時の避難要領

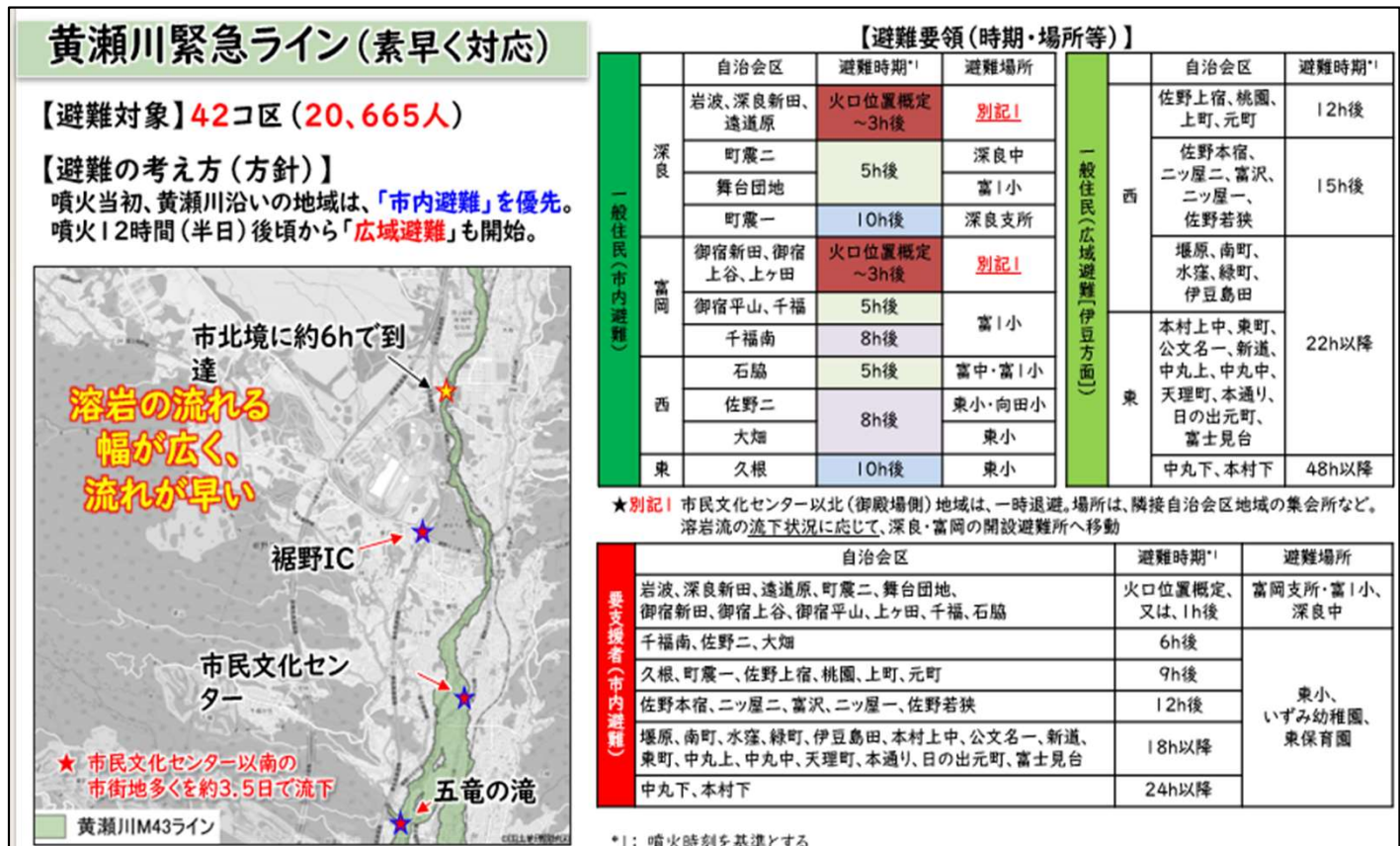
区状況	到達時間	避難対象者	避難場所	避難タイミング	要支援者(内数)	避難タイミング	避難場所
噴火24～72h	堰原 25.7h	970/1213	★ 広域避難(三島方向)	噴火後22h以降 15区 5,459人	32	噴火後18h以降 15区 219人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	南町 27.2h	349/349			11		
	水窪 29.5h	922/922			28		
	本村上中 29.6h	380/380			6		
	公文名1 32.6h	553/614			16		
	緑町 36.6h	228/228			7		
	新道 38.8h	390/390			14		
	中丸上 42.3h	231/578			11		
	伊豆島田 45.0h	460/1532			28		
	東町 52.0h	139/139			10		
	中丸中 54.7h	77/386			13		
	天理町 56.2h	241/241			4		
	本通り 61.3h	30/30			4		
	日の出元町 63.0h	96/96			7		
3日～	富士見台 70.6h	393/786			28	噴火後24h以降 2区 42人	東小・いずみ幼稚園・ 東保育園
	中丸下 74.5h	142/712	★ 広域避難(三島方向)	(噴火後48h以降)	19		
	本村下 95.7h	450/900		2区 592人	23		
避難者合計等		6,051/9,496 20,665/28,159	※ 各行政区の退避対象者数は、河川左右300m 地域の溶岩流下下の面積比率で算出(要支援者 の避難対象者数は、今後確認)		261 788		

q 黄瀬川緊急(M43)ライン時における市内の使用可能避難所等は、表-25のとおり。

表-25 黄瀬川緊急(M43)ライン時の市内使用可能避難所等

指定避難所		施設名	収容者数			施設名	収容者数
		富岡地区				富岡地区	
指定避難所	富岡地区	富岡第2小	464	福祉避難所	富岡地区	富岡保育園(乳)	155
		富岡第1幼稚園	135			わか葉(要配支援)	30
		富岡コミセン	83			住友金属鉱山研修所(千福ヶ丘) ※ 協定見直し終了	100
		富岡中	1,163			深良保育園(乳)	111
		富一小	1,110			あいの郷(要配支援)	30
		千福ヶ丘小	791			さくらんぼ(要配支援)	10
		住友金属鉱山研修所(千福ヶ丘) ※ 協定見直し終了	1,200			東保育園(乳)	132
		深良小	772			富岳一ノ瀬荘(要配支援) ※ 富岳Gp内「噴火前避難」受入れ	?
		深良幼稚園	105			茶畑とルズ(要配支援)	30
		深良コミセン	98			★ 西地区は、なし。	
		深良中(噴火前避難済 空き分)	250			予備	時の栖(下和田) ※ 要協定見直し
		東小	1,367			収容者可能人員数合計	598 (100)
		いずみ幼稚園	195				
		向田小	1,058				
		東中(噴火前避難済)	(空き分なし。)				
指定避難所	東地区	時の栖(下和田) ※ 要協定見直し	(1,400)		予備	時の栖(下和田) ※ 要協定見直し	(100)
		収容者可能人員数合計	8,791 (1,400)			収容者可能人員数合計	598 (100)

r 「黄瀬川緊急(M43)ライン」避難要領(流れ)は、図2-44のとおり。



ウ パターン「C」に応ずるライン(黄瀬川緊急(M43)ライン)以外の避難)の概要

(ア) 黄瀬川その他ライン

a 溶岩流流下の特徴

- (a) 御殿場方向から黄瀬川沿いにゆっくり流下する。(市境北側へ約16時間で到達、最大42日間流下)
- (b) 市街地流下時には、火口位置はほぼ確定し、火口位置によっては、市街地の多く(ほぼ全域)に流下する。

b 避難の考え方

(a) 方針

溶岩流の流れ(リアルタイムハザードマップ等)に応じ、多数住民の段階的な「広域避難」を実施する。

- (b) 当初2日間で、黄瀬川沿いに流下し、市民文化センター付近に到達し、3日以降に流下幅が急激に広がるため、市民文化センター以北の黄瀬川沿いの地域は、当初、「一時退避」を実施する。

① 避難行動要支援者は、深良地区は深良中、富岡地区は、富岡支所、又は、富岡第1小学校へ車両避難する。

② 一般住民は、近傍(最寄り)の自治会区(集会所等)へ車両避難、又は、道路の

- (c) 噴火2日目頃までには、火口位置が特定し、リアルタイムハザードマップが発表されることから、細部ドリルマップ等に応じた避難情報の細部を発令(指示)する。

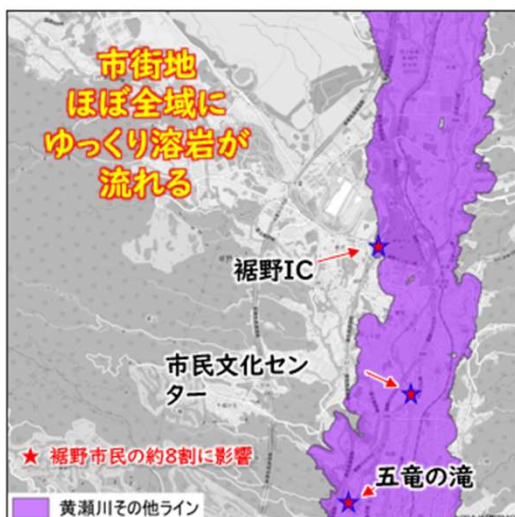
c 「黄瀬川その他ライン」避難要領(流れ)は、図2-45のとおり。

黄瀬川ライン(市街全域広域避難)

【避難対象】67コ区(39,373人)

【避難の考え方(方針)】

噴火後約2日頃に判明するリアルタイムハザードマップに基づき避難(「市外(広域)避難」を判断し、指示)



【避難要領(時期・場所等)】

	自治会区	避難時期 ^{*1}	避難場所
一般住民	トヨタ ^{*3}	火口位置概定～13h後	当初、近くの自治会区の集会所等 ^{*2} へ避難 ※ 市外(広域)避難も準備 リアルタイムハザードマップの内容(状況)により、市より指示
	岩波、御宿新田	16h後	
	矢崎、深良新田	19h後	
	御宿上谷、上ヶ田、遠道原	24h(1日)～40h後	
要支援者	自治会区	避難時期 ^{*1}	避難場所
	岩波、御宿新田、矢崎、深良新田、トヨタ ^{*3}	火口位置概定～10h後	深良中
	御宿上谷、上ヶ田、遠道原	24～30h後	

☆噴火3日後以降の避難自治会区

	自治会区
要支援者	深良 町震一、町震二、南堀、和の市、舞台団地、切久保、上原、上原団地、原、上須
	富岡 千福、御宿平山、御宿坂上、御宿入谷、中里、金沢、御宿台、千福南
	西 石脇、佐野上宿、佐野本宿、佐野若狭、佐野二、大畑、上町、緑町、元町、桃園、富沢、南町、ニッ屋一、ニッ屋二、堰原、伊豆島田、水窪
	東 久根、公文名一、公文名二、公文名三、公文名四、中丸上、中丸中、中丸下、天理町、滝頭、本茶、道上、峰下市の瀬、鈴原、茶畑団地、和泉、富士見台、麦塚、新道、東町、本通り、日の出元町、本村上中、本村下
<避難時期> 噴火後約2日頃に判明するリアルタイムハザードマップにより決定。 <避難場所> 溶岩流の流れ方(小規模～大規模)に応じて決定。 ・小規模 → 市内避難(溶岩の流れ方・避難状況により市より指示) ・上記以外 → 市外(広域)避難を基準とする。	

*1: 噴火時刻を基準とする

*2: 自治会区の共助活動により、区の集会所も避難場所として開設。

*3: トヨタ区は、2024年10月現在、要支援者数0(ゼロ)

図2-45「黄瀬川その他ライン」の避難の流れ

(ア) 御殿場市境ライン

a 溶岩流流下の特徴

(a) 市街への流下時間が遅い。(住宅地への流下到達は、約4日)

(b) 市街地の概ね南半分には流下しない。

b 避難の考え方

(a) 方針

溶岩流の流れ(リアルタイムハザードマップ等)に応じ、「市内避難」を追求する。

(b) 市道4053号(パノラマ道)沿いにゆっくり流下してくるため、溶岩流の対応(対象)地域を絞る。(県道24号(須山街道)以東に居住する住民に対する避難情報を発令する。

(c) 噴火2日目頃までには、火口位置が特定し、リアルタイムハザードマップが発表されることから、細部ドリルマップ等に応じた避難情報の細部を発令(指示)する。

c 「御殿場市境ライン」避難要領(流れ)は、表-26及び図2-46のとおり。

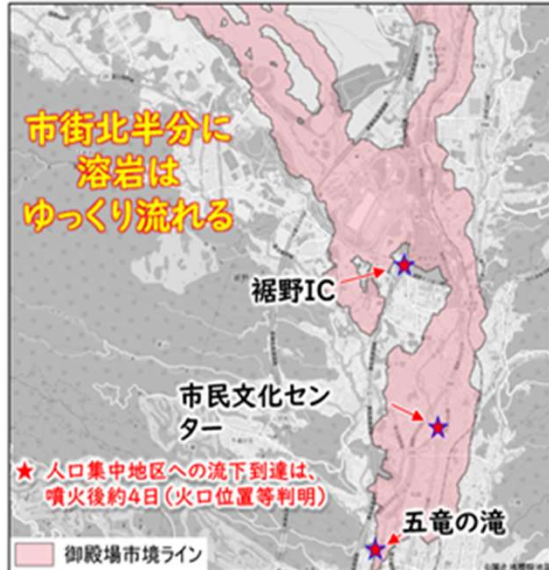
表-26 御殿場市境ライン時の避難要領 ※ 令和7年1月1日現在の人口数で算出

区状況	到達時間	避難対象者	避難タイミング	避難場所	要支援者(内数)	避難タイミング	避難場所		
噴火2日以内	下和田 18h	100/701 定数	火口位置概定～噴火15h後	富岡第2小 ※区集会所等	17	噴火前避難	東 中		
	今里 27h	100/565 定数	噴火24時間(1日)後	富岡支所 ※区集会所等	17	噴火12時間(半日)後頃	富岡支所(区集会所)		
噴火7日以内	トヨタ 114h	206/206 100%	噴火4～6日後 ※ 溶岩流の流下状況による。	深良中	0	噴火4日～5日後頃	—	※要支援者の状況に応じ、要配慮者利用施設(あいの郷・茶畑ヒルズ)を利用 ※収容数共に30人予定	
	岩波 124h	1135/1261 90%		裾野高	35		東保育園		
	御宿新田 129h	1610/1610 100%		裾野高・市民体育館	35		東保育園		
	矢崎 136h	310/310 100%		住友金属鉦山研修センター	2	噴火5日～6日後頃	東保育園		
	深良新田 138h	448/448 100%		東小	7		東保育園		
	上須 150h	123/246 50%		東西公民館	8		東保育園		
噴火10日以内	御宿上谷 168h	492/492 100%	噴火7～9日後 ※ 溶岩流の流下状況による。	富岡中	17	噴火6日～7日後頃	住友金属鉦山研修センター		
	上ヶ田 169h	428/476 90%		富岡中	19		東保育園		
	上原 171h	198/396 50%		東小	9		東保育園		
	遠道原 186h	398/398 100%		東小	14	噴火7日～8日後頃	東保育園		
	御宿入谷 200h	497/621 80%		住友金属鉦山研修センター	17		住友金属		
	切久保 207h	134/192 70%		東小	5		東保育園		
	石脇 213h	1789/1789 100%		向田小・南小	45	噴火8日～9日後頃	住友金属鉦山研修センター		
	御宿平山 223h	176/176 100%		住友金属鉦山研修センター	2		東保育園		
	御宿坂上 225h	236/591 40%		富岡中	23		住友金属		
	和市 227h	145/207 70%		東小	9		東保育園		
	金沢 231h	780/867 90%		千福が丘小	24		住友金属		
	町震二 234h	230/230 100%		南小・いずみ幼稚園	7		東保育園		
	噴火2週間以内	舞台団地 241h		39/39 100%	噴火10～12日後 ※ 溶岩流の流下状況による。	別示(当時の状況による) ★ 市内避難を追求するも、状況により市外(広域)避難 ※ 溶岩流の流下及び避難状況による。	4	噴火9日～10日頃	別示(当時の状況による) ★ 市内避難を追求するも、状況により市外(広域)避難 ※ 溶岩流の流下及び避難状況による。
		千福 241h		348/695 50%			20		
町震一 254h		301/601 50%	13						
久根 268h		368/919 40%	31	噴火10日～11日頃					
佐野上宿 273h		803/1147 70%	28						
千福南 290h		140/140 100%	5				噴火11日～12日頃		
佐野本宿 291h		121/606 20%	22						
佐野二 307h		324/1618 20%	44						
大畑 310h		22/109 20%	2						
避難者合計等		12,001/17,656	※ 各行政区の退避対象者数は、溶岩流流下の面積比率で算出				481		

御殿場市境ライン(市街北半分)

【避難対象】29コ区(12,001人)

【避難の考え方(方針)】

溶岩流の流れが遅く、噴火後約2日頃に判明する
リアルタイムハザードマップに基づき「市内避難」

【避難要領(時期・場所等)】

一般住民	富岡	自治会区	避難時期 ^{*1}	避難場所	要支援者	自治会区	避難時期 ^{*1}	避難場所			
		下和田 ^{*2} (避難者限定)	火口位置概定 ～15h後	富岡第2小 (区内集会所・共助)		下和田	噴火前	東中			
		今里 ^{*2} (避難者限定)	24h(1日)後	富岡支所 (区内集会所・共助)		今里	12h後	富岡支所			
		トヨタ	4～6日後	深良中		岩波、トヨタ ^{*3} 御宿新田	4～5日後	東保育園 ^{*4}			
		御宿新田		裾野高・ 市民体育館		矢崎、上須 深良新田	5～6日後				
		矢崎				御宿上谷 上ヶ田	6～7日後	住友金属 ^{*4}			
		御宿入谷 御宿平山		住友金属		上原		東保育園 ^{*4}			
		御宿上谷 上ヶ田 御宿坂上	7～9日後	富岡中		遠道原、切久保 御宿入谷、石脇	7～8日後	住友金属 ^{*4}			
		金沢		千福が丘小		御宿平山 御宿坂上、金沢	8～9日後	東保育園 ^{*4}			
		深良	深良	岩波		4～6日後	裾野高	☆噴火9日後以降に避難する地域	自治会区	要支援者	自治会区
上須	東西公民館										
深良新田	東小										
上原 遠道原 切久保 和市	7～9日後			南小・ いずみ幼稚園	富岡	千福、千福南	舞台団地 千福、町震一				
町震二				向田小・南小	深良	舞台団地、町震一	久根、 佐野上宿				
西				石脇	西	佐野上宿、佐野二 佐野本宿、大畑	千福南、 佐野本宿、 佐野二、大畑				

*1: 噴火時刻を基準とする

*2: 県道24号以東住民が対象。自治会区の共助活動により区の集会所も避難場所として開設。

*3: トヨタ区は、2024年10月現在、要支援者数0(ゼロ)

*4: 要支援者の状況に応じ、要配慮者利用施設(あいの郷・茶畑ヒルズ)を利用。収容数は各30人予定。

図2-46「御殿場市境ライン」の避難の流れ

エ 溶岩流の流下ラインに応じた自治組織毎の避難要領は、表-27のとおり。

なお、自治組織毎の4つ流下ラインに応じる溶岩流の流下状況は、別添データ(検索方式)を参照されたい。

表-27 自治組織毎の噴火後避難要領

区 名 富岡地区	溶岩流の流下ライン				備 考
	須山ライン	黄瀬川緊急(M43)ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
千福区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富1小)	要支援:位置特定・1h(富岡支所・小、深良中) 二般:噴火5h(富1小)	★ 噴火後約2日頃以降/アルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:二般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別等) ★ リアルタイムハザードマップによる。	20コ(L32~38、M40~46、S48~50) 約6時間(M49)
御宿平山区	流下想定外	要支援:位置特定・1h(富岡支所・小、深良中) 二般:噴火5h(富1小)	★ 噴火後約2日頃以降/アルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:9~9日後(住友金庫) 二般:17~9日後(住友金庫) ★ リアルタイムハザードマップによる。	14コ(L32~38、M40~46) 約9時間(M43)
御宿上谷区	流下想定外	要支援:位置特定・1h(富岡支所・小、深良中) 二般:位置特定・2h(一時避難:近傍地区集会所→当時の状況)	要支援:24~30日後(深良中) 二般:噴火24h~40日後(一時避難:近傍地区集会所→当時の状況)★リアルタイムハザードマップによる。	要支援:5~7日後(住友金庫) 二般:17~9日後(住友金庫) ★ リアルタイムハザードマップによる。	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約7時間(M43)
御宿新田区	流下想定外	要支援:位置特定・1h(富岡支所・小、深良中) 二般:位置特定・2h(一時避難:近傍地区集会所→当時の状況)	要支援:火口位置特定・10日後(深良中) 二般:16日後(一時避難:近傍地区集会所→当時の状況)★リアルタイムハザードマップによる。	要支援:4~5日後(東保青園) 二般:4~6日後(東保青園・体育館) ★ リアルタイムハザードマップによる。	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約6時間(M43)
御宿板上区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富中)	流下想定外	★ 噴火後約2日頃以降/アルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:9~9日後(住友金庫) 二般:17~9日後(富岡中) ★ リアルタイムハザードマップによる。	19コ(L32~38、M40~42、44~49、S48~50) 約5時間(M49)
御宿入谷区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富1小)	流下想定外	★ 噴火後約2日頃以降/アルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:7~8日後(住友金庫) 二般:17~9日後(住友金庫) ★ リアルタイムハザードマップによる。	19コ(L32~38、M40~42、44~49、S48~50) 約5時間(M49)
上城区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
中村区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富1小)	流下想定外	流下想定外	流下想定外	6コ(M47~49、S48~50) 約6時間(M49)
下条区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富1小)	流下想定外	流下想定外	流下想定外	6コ(M47~49、S48~50) 約6時間(M49)
中里区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富中)	流下想定外	★ 噴火後約2日頃以降/アルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	8コ(L32~33、M47~49、S48~50) 約4時間(M49)
田場沢区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富中)	流下想定外	流下想定外	流下想定外	6コ(M47~49、S48~50) 約4時間(M49)
森脇団地区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富中)	流下想定外	流下想定外	流下想定外	1コ(S48) 約27時間(S48)
区 名 富岡地区	溶岩流の流下ライン				備 考
	須山ライン	黄瀬川緊急(M43)ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
上ヶ田区	流下想定外	要支援:位置特定・1h(富岡支所・小) 二般:位置特定・3h(一時避難:近傍地区集会所→当時の状況)	要支援:24~30日後(深良中) 二般:噴火24h~40日後(一時避難:近傍地区集会所→当時の状況)★リアルタイムハザードマップによる。	要支援:6~7日後(住友金庫) 二般:17~9日後(富岡中) ★ リアルタイムハザードマップによる。	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約7時間(M43)
金沢区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:近傍地区集会所→富1幼稚園)	流下想定外	★ 噴火後約2日頃以降/アルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:9~9日後(住友金庫) 二般:17~9日後(千歳が丘小) ★ リアルタイムハザードマップによる。	11コ(L32~35、M45~47~49、S48~50) 約4時間(M49)
今里区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:運動公園→(時の経))	流下想定外	流下想定外	要支援:噴火12h後(富岡支所) 二般:噴火24h(富岡支所) ※ 車道24号以東約100名	8コ(M45~49、S48~50) 約3時間(M48)
今里上区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
下和田区	要支援:噴火約(東中) 二般:位置特定・1h(一時避難:時の経→(時の経))	流下想定外	要支援:噴火約避難(東中) 二般:流下想定外	要支援:噴火約避難(東中) 二般:位置特定・15h後(富2小) ※ 車道24号以東約100名	9コ(M45~50、S48~50) 約2時間(M49)
呼子区	要支援:噴火同時(富岡支所・小) 二般:位置特定・1h(一時避難:時の経→(時の経))	流下想定外	流下想定外	流下想定外	6コ(M47~49、S48~50) 約3時間(M48)
矢崎区	流下想定外	流下想定外	要支援:火口位置特定・10日後(深良中) 二般:19h後(一時避難:近傍地区集会所→当時の状況)★リアルタイムハザードマップによる。	要支援:5~6日後(東保青園) 二般:4~6日後(住友金庫) ★ リアルタイムハザードマップによる。	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約6時間(M43)
トヨタ区	流下想定外	流下想定外	要支援:火口位置特定・10日後(深良中) 二般:位置特定・12h後(一時避難:近傍地区集会所→当時の状況)★リアルタイムハザードマップによる。	要支援:4~5日後(東保青園) 二般:4~6日後(深良中) ★ リアルタイムハザードマップによる。	15コ(L32~38、M40~46、S44) 約6時間(M43)
御宿台区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃以降/アルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下(想定外)	1コ(L34) 約760時間(L34)
千福が丘区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
千福南区	要支援:位置特定・1h(東小) 二般:噴火6h(一時避難:近傍地区集会所→富1小)	要支援:噴火6h(東小、いずみ幼稚園、東保青園) 二般:噴火8h(富1小)	★ 噴火後約2日頃以降/アルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:二般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別等) ★ リアルタイムハザードマップによる。	18コ(L32~38、M40~41、43~44~46~48、S48~50) 約8時間(M49)

区 名	溶岩流の流下ライン				備 考
	須山ライン	黄瀬川緊急(M43)ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
深良地区					
町震1区	流下想定外	要支援:噴火9h(東小、いずみ幼稚園、東保育園) 一般:噴火10h(深良支所)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:一般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別示) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	13コ(L32～38、M40・41・43～46) 約15時間(M43)
町震2区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(深良中) 一般:位置概定・5h(深良中)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:8～9日後(東保育園) 一般:7～9日後(南小、いずみ幼稚園) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	14コ(L32～38、M40～46) 約10時間(M43)
舞台団地区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(富1小) 一般:噴火5h(富1小)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:一般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別示) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	14コ(L32～38、M40～46) 約10時間(M43)
南堀区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	3コ(L32～34) 約515時間(L34)
和市区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:7～8日後(東保育園) 一般:7～9日後(東小) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	13コ(L32～38、M40～42・44～46) 約72時間(M44)
遠道原区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(富岡支所等) 一般:位置概定・3h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況による。)	要支援:24～30h後(深良中) 一般:噴火24h～40h後(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況)★リアルタイムハザードマップによる。	要支援:8～9日後(住友金属) 一般:7～9日後(東小) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	14コ(L32～38、M40～46) 約8時間(M43)
切久保区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:7～8日後(東保育園) 一般:7～9日後(東小) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	13コ(L32～38、M40～42・44～46) 約82時間(L36)
上原区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:6～7日後(東保育園) 一般:7～9日後(東小) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	13コ(L32～38、M40～42・44～46) 約55時間(M44)
上原団地区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	1コ(L34) 約394時間(L34)
区 名	溶岩流の流下ライン				備 考
	須山ライン	黄瀬川緊急(M43)ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
深良地区					
原区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	6コ(L32～35・38、M40) 約188時間(M40)
上須区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:5～6日後(東保育園) 一般:4～6日後(東小) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	13コ(L32～38、M40～42・44～46) 約61時間(M44)
深良新田区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(深良中) 一般:位置概定・3h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況による。)	要支援:火口位置概定～10h後(深良中) 一般:19h後(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況)★リアルタイムハザードマップ等による。	要支援:5～6日後(東保育園) 一般:7～9日後(千福が丘小) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	15コ(L32～38、M40～46、S44) 約6時間(M43)
岩波区	流下想定外	要支援:位置概定・1h(深良中) 一般:位置概定・3h(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況による。)	要支援:火口位置概定～10h後(深良中) 一般:16h後(一時退避:近傍地区集会所→当時の状況)★リアルタイムハザードマップ等による。	要支援:4～5日後(東保育園) 一般:4～6日後(裾野高) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	15コ(L32～38、M40～46、S44) 約6時間(M43)

区 名 西地区	溶岩流の流下ライン				備 考
	須山ライン	黄瀬川緊急(M43)ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
石脇区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→深良中)	要支援:位置概定・1h(富1小等) 一般:噴火5h(富1小・富中)(2)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援:7～8日後(住友金属) 一般:7～9日後(向田小・南小) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	20コ(L32～38、M40・41・43・44・46) 約7時間(M49)
佐野上宿区	流下想定外	要支援:噴火9h(東小等) 一般:噴火12h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援・一般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別示) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	12コ(L32～38、M40・41・43・44・46) 約15時間(M43)
佐野本宿区	流下想定外	要支援:噴火12h(東小) 一般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援・一般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別示) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	12コ(L32～38、M40・41・43・44・46) 約18時間(M43)
佐野若狭区	流下想定外	要支援:噴火12h(東小等) 一般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	11コ(L32～38、M40・41・43・44) 約23時間(M43)
佐野2区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→深良小・深良支所・裾野高(3))	要支援:噴火6h(東小等) 一般:噴火8h(東小・向田小)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援・一般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別示) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	18コ(L32～38、M40・41・43・44・46～49、S48～50) 約7時間(M49)
大畑区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→裾野高)	要支援:噴火6h(東小等) 一般:噴火8h(東小)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援・一般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別示) ★ リアルタイムハザードマップ等による。	18コ(L32～38、M40・41・43・44・47～49、S48～50) 約7時間(M49)
上町区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→深良小・生涯学・深良幼稚園(3))	要支援:噴火9h(東小等) 一般:噴火12h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	17コ(L32～38、M40・41・43・44・46～49、S48～50) 約8時間(M49)
緑町区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	10コ(L32～38、M41・43・44) 約36時間(M43)
元町区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→生涯学・市民体育館(2))	要支援:噴火9h(東小等) 一般:噴火12h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	17コ(L32～38、M40・41・43・44・47～49、S48～50) 約8時間(M49)
区 名 西地区	溶岩流の流下ライン				備 考
	須山ライン	黄瀬川緊急(M43)ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
桃園区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→裾野高・市民体育館・東西公民館(3))	要支援:噴火9h(東小等) 一般:噴火12h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	17コ(L32～38、M40・41・43・44・47～49、S48～50) 約8時間(M49)
富沢区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→南小・東小(2))	要支援:噴火12h(東小等) 一般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	17コ(L32～38、M40・41・43・44・47～49、S48～50) 約9時間(M49)
南町区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→いずみ幼稚園)	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	15コ(L32～38、M41・43・44・47～49、S49・50) 約10時間(M49)
二ツ屋1区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→裾野高)	要支援:噴火12h(東小等) 一般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	16コ(L32～38、M41・43・44・47～49、S48～50) 約9時間(M49)
二ツ屋2区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→東小)	要支援:噴火12h(東小等) 一般:噴火15h(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	17コ(L32～38、M40・41・43・44・47～49、S48～50) 約9時間(M49)
堰原区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→向田小)	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	16コ(L32～38、M41・43・44・47～49、S48～50) 約10時間(M49)
伊豆島田区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	10コ(L32～38、M41・43・44) 約45時間(M43)
水窪区	要支援:位置概定・1h(東小) 一般:噴火5h(一時退避:近傍地区集会所→東小・向田小(2))	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※ 広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	15コ(L32～38、M41・43・44・47～49、S49・50) 約10時間(M49)

区 名 東地区	溶岩流の流下ライン				備 考
	須山ライン	黄瀬川緊急(M43)ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
久根区	流下想定外	要支援:噴火9h(東小等) 一般:噴火10h(東小)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	要支援・一般 両方9日後以降避難(状況に応じ避難場所別示) ★ リアルタイムハザードマップによる。	12コ(L32~38、M40・41・43・44・46) 約15時間(M43)
公文名1区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	10コ(L32~38、M40・41・43) 約32時間(M43)
公文名2区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	7コ(L32~38・38、M43) 約48時間(M43)
公文名3区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	5コ(L32~35・38) 約310時間(L38)
公文名4区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	5コ(L32~35・38) 約247時間(L38)
公文名5区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
中丸上区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約42時間(M43)
中丸中区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約54時間(M43)
中丸下区	流下想定外	要支援:噴火24h以降(東小等) 一般:噴火48h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	5コ(L32~35、M43) 約74時間(M43)
天理町区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約56時間(M43)
滝頭区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	4コ(L32~35) 約443時間(L35)
本茶区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	3コ(L32~34) 約877時間(L33)
道上区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	3コ(L32~34) 約888時間(L33)
区 名 東地区	溶岩流の流下ライン				備 考
	須山ライン	黄瀬川緊急(M43)ライン	黄瀬川その他ライン	御殿場市境ライン	
峰下市の瀬区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	3コ(L32~34) 約926時間(L33)
鈴原区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	3コ(L32~34) 約927時間(L33)
茶畑団地区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	3コ(L32~34) 約1,017時間(L33)
青葉台区	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外	流下想定外
和泉区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	3コ(L32~34) 約790時間(L34)
富士見台区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約70時間(M43)
麦塚区	流下想定外	流下想定外	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	5コ(L32~35・38) 約342時間(L38)
新道区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	9コ(L32~38、M41・43) 約38時間(M43)
東町区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	6コ(L32~35・38、M43) 約52時間(M43)
本通り区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	9コ(L32~38、M41・43) 約61時間(M43)
日の出元町区	流下想定外	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	10コ(L32~38、M41・43・44) 約63時間(M43)
本村上中区	要支援:噴火24h以降(東小) 一般:噴火24h以降(一時退避:近傍地区集会所→南児童館)	要支援:噴火18h以降(東小等) 一般:噴火22h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	12コ(L32~38、M41・43・44、S49・50) 約29時間(M43)
本村下区	流下想定外	要支援:噴火24h以降(東小等) 一般:噴火48h以降(※広域避難)	★ 噴火後約2日頃判明リアルタイムハザードマップで決定 (小規模:市内避難、他市外避難)	流下想定外	10コ(L32~38、M41・43・44) 約95時間(M43)

オ 緊急事態対応(噴火後1時間経過しても火口位置が不明な場合)

(ア) 裾野市街地への溶岩流の流下、特に、須山ライン及び黄瀬川緊急(M43)ラインの流下の特性は、溶岩流の流下速度が早いため、避難情報発令の遅延は、市民の避難行動に大きな影響及び混乱を及ぼす。このため、噴火後1時間が経過しても火口位置が不明な場合は、須山ラインと黄瀬川M43ラインの両方に対応ができるよう、避難情報を発令するとともに、避難所等の開設を行い、避難者の受入れ態勢を整える。

(図2-47のとおり。)

(イ) 火口位置不明の対応において、火口位置が判明した時点で該当ライン、状況によりリアルハザードマップ、または、該当のドリルマップの対応へ移行する。

※ 人口は、令和7年1月1日現在

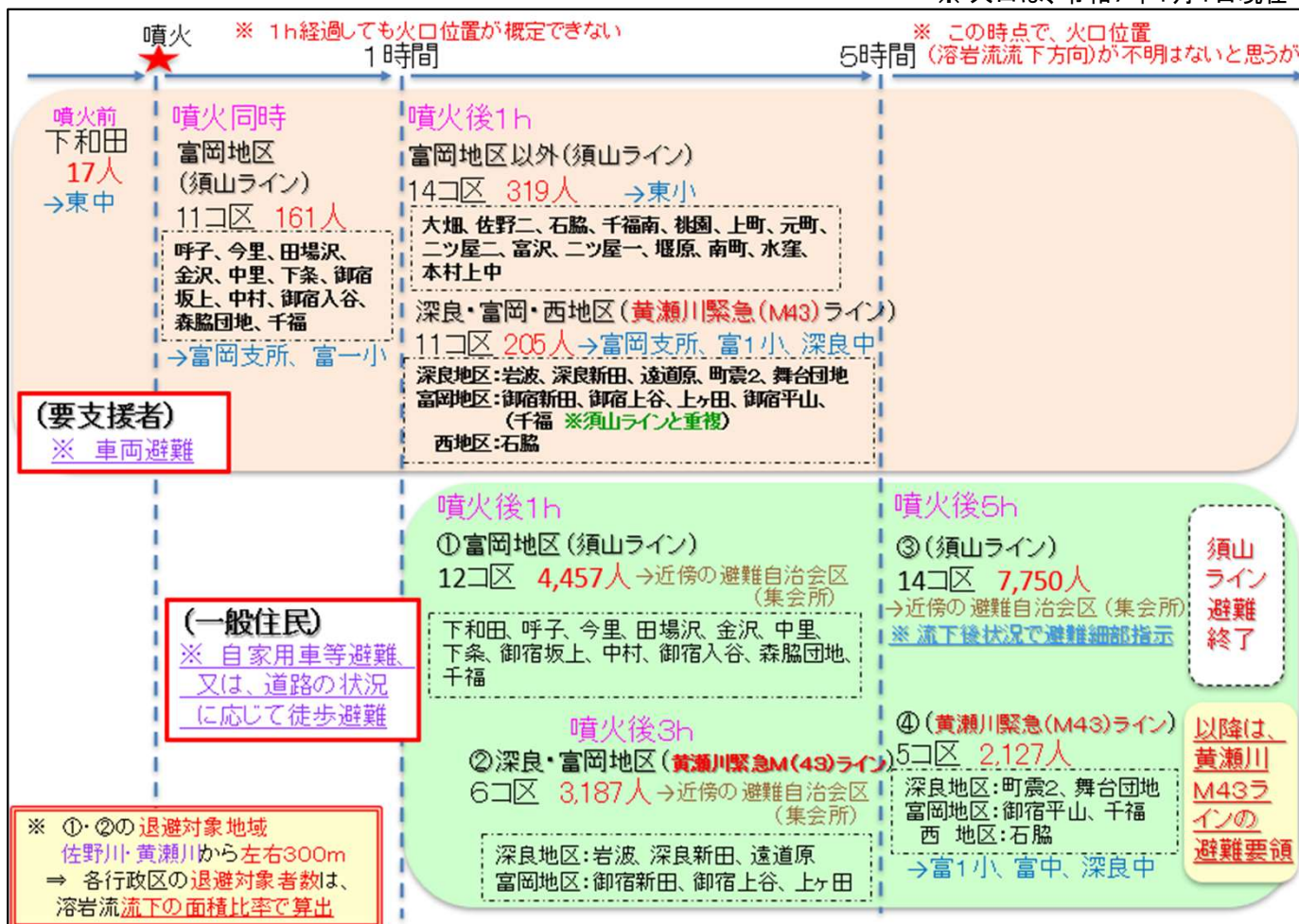


図2-47「不測事態対処(火口位置不明の場合)」避難の流れ

5-4 噴火状況判明後の避難計画

噴火状況判明後、火口の位置及び噴火形態が把握され、規模が予測できた後には、溶岩流等に対しては溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とし、気象庁等関係機関からの情報により、市町村は避難対象範囲を決定し速やかに住民に情報伝達を行う。降灰、小さな噴石及び降灰後土石流に対しては、状況に応じた避難とする。なお、これらの噴火現象は複合して発生する可能性があるため、それぞれの噴火現象に対応する必要があるが、視界が遮られる程度の降灰が生じている場合には、車両による避難は危険であり控える必要がある。また、溶岩流の流下は噴火の状況により変化するため、避難範囲を決定する際は、合同会議や関係機関が発する最新の情報に注視する必要がある。

裾野市においては、噴火開始直後の段階で溶岩流の流下ライン区分の内、流下時間が早い「須山ライン」、又は、「黄瀬川緊急(M43)ライン」に応ずる避難対応から、国土交通省が所管のリアルタイムハザードマップや観測データから類似する溶岩流のドリルマップに応じた避難対応へ適時かつシームレスに移行する。

5-5 火山活動の小康期

火山活動が低下し、噴火による影響が限定される場合は、状況に応じて避難対象エリアを縮小する。

なお、噴火現象が小康状態になり噴火警戒レベルが下がった後、再度噴火現象が活発化し、噴火警戒レベルが上がる可能性も否定できないため注意を要する。

6 避難対象者と避難先

6-1 溶岩流等

富士山火山災害に限らず各種災害発生に伴う避難情報発令等における避難対象区分(単位)の現状は、行政区単位で実施している。これは、行政区内の細部小単位(班・組等)の境界区分と地区防災計画作成等の整備・周知が不十分であるため、避難情報等を受ける側住民の理解・認識を考慮しなければならないためである。富士山に限らず不確実かつ流動的な火山災害での避難要領における考慮事項は、避難対象地域の絞り込みといわれており、想定火口位置に応ずるドリルマップ等シミュレーション結果を踏まえ、努めて避難対象地域を絞り込むことが必要である。裾野市においても、避難要領を検討するに当たり、裾野市に影響あるドリルマップや市が独自に作成した流下ライン毎に流下状況进行分析したところ、須山ラインや黄瀬川緊急(M43)ラインにおける市民文化センター以北地域では、流下幅が河川沿い左右300mに限定されることが判明した。また、河川沿い以外の地域においても、住宅地等への溶岩流の流下状況(割合)が、大まかにではあるが判別し区分できることから、今回計画作成では、噴火開始直後の場面においては、特に、「須山ライン」及び「黄瀬川緊急(M43)ライン」の避難対象地域を絞ることとした。(表-28参照)来年度、自治組織代表者(区長及び自主防災会長等)に対し、避難要領、特に、溶岩流の流下ラインに応ずる避難要領を周知するとともに、市職員及び関係防災機関等を含めた市主催の噴火災害対応(噴火前～噴火開始直後場面)に関する図上演習を実施し、各自治組織毎の具体的な避難要領、特に、行政区内毎の避難対象地域・人数等の具体化(明確化)を図る予定である。

表－28 溶岩流の避難対象者と避難先

※ 人口は、令和7年1月1日現在

		避難区分等	避難対象範囲等	避難者数	避難先
噴火前の避難		全方位避難	須山地区(全域) 下和田区(要支援者)	須山 2,276人 17人 計 2,293人	市内避難 (深良中、東中)
噴火後の避難	噴火開始直後の避難	須山ライン	26コ区 ◎ 河川沿いの絞り込み 須山街道沿い佐野川 沿いと中央公園より南側 の黄瀬川沿い左右300m	12,245人 (17,873人)※	市内避難 (溶岩流流下想定外指定 避難所及び福祉避難所) (表－22参照)
		黄瀬川緊急 (M43)ライン	42コ区 ◎ 河川沿いの絞り込み 市民文化センター以北 の黄瀬川沿い左右300m ◎ 流下地域の絞り込み 市民文化センター以南 の対象行政区地域も溶岩 流流下面積比率で算出	20,665人 (28,159人)※	市外(広域)避難 及び 一部市内避難 (溶岩流流下想定外指定 避難所及び福祉避難所) (表－24参照)
	噴火状況判明後の避難	黄瀬川 その他ライン	67コ区 ◎ 対象地域の絞り込みは、 今後検討	約39,373人	市外(広域)避難 及び 一部市内避難 (溶岩流流下想定外指定 避難所及び福祉避難所) (図2－45参照)
		御殿場市境 ライン	29コ区 ◎ 一部、流下地域の絞り 込み(対象行政区地域は、 溶岩流流下面積比率で算 出)	約12,001人 (17,656人)※	市内避難 ◎ 必要により、市外(広 域)避難 (表－26参照) (図2－46参照)

※ () 数字は、対象行政区域の絞り込みをしない場合の避難者数

6-2 降灰

降灰の影響は、火山灰の噴出量や風向等に大きく左右されるため、事前に影響範囲の人口を把握するのは困難である。また、「富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書」においては、降灰可能性マップの見直しは行っておらず、直近の人口推計が困難であることから、参考として、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」の宝永噴火の降灰分布再現図における、裾野市の影響想定範囲及び避難対象エリアに相当する範囲内の推計人口は、次のとおりである。

2Cm未満 : 約36,000人
 2Cm以上30Cm未満 : 約18,000人
 30Cm以上 : 範囲なし

降灰からの避難は、原則として、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物(避難対象エリア内)とし、具体的な建物の選定にあたっては、堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。このため、基本的には市内での避難となり、市外への広域的な避難は想定しない。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ立ち退き避難する可能性もあり、この場合は溶岩流等の市外(広域)避難先を準用する。

6-3 降灰後土石流

降灰後土石流の避難対象エリア内の数は、箇所数が多く、広範囲に存在するため、避難対象者数の把握は困難である。裾野市参考として、影響想定範囲内における土石流危険渓流の数を表の影響想定範囲内における土石流危険渓流の数は、53か所である。